

# 浦添市公営墓地整備基本計画

平成 26 年 3 月  
浦 添 市



## はじめに



お墓は人間の永遠の家と言われており、私たちが生活を営むうえで誰もが必要な施設であります。特に祖先を敬う心の強い沖縄の人たちにとっては、清明祭などでも見られるよう一族が一同に集まるコミュニケーションの場として大切な存在となっております。

しかしながらその一方で、沖縄県のお墓は亀甲墓や破風墓などの形態に見られるよう、一つ一つの規模が大きいこともあり、慢性的な墓地用地不足に悩まされております。

特に面積が小さく都市化が進む本市においては、墓地と住宅地が混在する市街地が形成され、地域の住環境及び都市計画に支障を来している現状であります。

このような状況を踏まえ、本市では平成 24 年 3 月に浦添市墓地基本計画を策定し、実情に沿った適切な墓地行政の推進を目指しているところでありますが、続く本計画では、その基本計画の柱のひとつであった公営墓地整備について特化し、今後の整備のあり方について方向性を示すものとなっております。

人々の価値観、ライフスタイルといったものが、時間の経過とともに多様に变化していく現代社会において、これまで本県独自の慣習として受け継がれてきた墓地や葬送のあり方についても年々変化していることが伺えます。墓地を供給する責務を負う地方公共団体としましては、そうした時代が求めるニーズ把握に努め、市民から望まれる、そして市民が誇れる公営墓地整備を目指していく所存であります。

最後に本計画書の策定に当たり、多大なご尽力を頂きました浦添市墓地行政検討委員会の皆様、貴重なご意見・ご提言を頂きました市民の皆様に感謝を申し上げますとともに、本計画の推進・実現に向けて、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

浦添市長 松本 哲治



# 目次

はじめに

序章 調査の概要	1
1 目的と背景	1
2 計画策定の体制	3
3 計画の位置づけ	3
4 上位・関連計画	4
第1章 墓地実態調査	11
1 個人墓地の実態	12
2 法人墓地の実態	13
3 公営墓地の実態	14
第2章 墓地意向調査	15
1 調査の概要	15
2 調査結果	16
第3章 公営墓地需要予測調査	51
1 公営墓地需要予測の概要	51
2 公営墓地の需要予測（基数）	53
3 公営墓地の需要予測（規模）	57
第4章 事例調査	63
1 県内法人墓地事例調査の概要	63
2 県内法人墓地事例調査結果	65
3 県内公営墓地事例調査結果	72
4 県外公営墓地事例調査結果	74

第5章 課題整理 .....	83
1 調査結果の分析 .....	83
2 課題整理 .....	89
第6章 候補地の検討 .....	91
1 予定候補地の考え方及び概要 .....	91
2 予定候補地の評価 .....	94
第7章 公営墓地整備基本方針 .....	127
1 公営墓地整備の考え方 .....	127
2 公営墓地整備の基本方針 .....	129
3 合意形成のための手法・手順 .....	133
参 考 今後の検討事項 .....	135
1 施設型共同墓の整備 .....	135
2 管理・運営 .....	136
資料編	
1 委員会、部会名簿 .....	141
2 規則、要綱 .....	143

序章  
調査の概要



# 序章 調査の概要

## 1 目的と背景

現在、沖縄県においては慢性的な墓地不足が大きな社会問題になっており、特に市域のほとんどが市街地化された本市においては、人口増加に伴うお墓（墳墓）の増加、その中でも一定の面積を要する家族墓の需要が墓地用地不足に拍車をかけ、喫緊の課題となっている。

本来、墓地、埋葬等に関する法律（以下、「墓地埋葬法」という。）等では、そもそも個人による墓地の経営は想定されておらず原則禁止となっているが、殊更沖縄県のお墓に関しては、祖先崇拜という宗教的価値観から個人で墓地を所有するという意識が県民に広く定着していることや墓地埋葬法の周知も徹底されていなかったことから、個々人が所有する土地に無秩序に墓地が立地されてきた経緯がある。このことは、地域の住環境及び都市計画に大きな支障を来しているのが現実である。

そこで本市では、そのような状況を打破していくために平成 24 年 3 月に「浦添市墓地基本計画」を策定し、今後の墓地行政の基本方針を示したところである。

本業務は、その基本計画の中でも柱のひとつであった公営墓地整備に特化した計画を策定するものであり、市民アンケートなどを通じて墓地需要の分析を行い、今後の公営墓地整備のあり方についての方向性を示すことを目的とするものである。

### （1）墓地行政の推移について

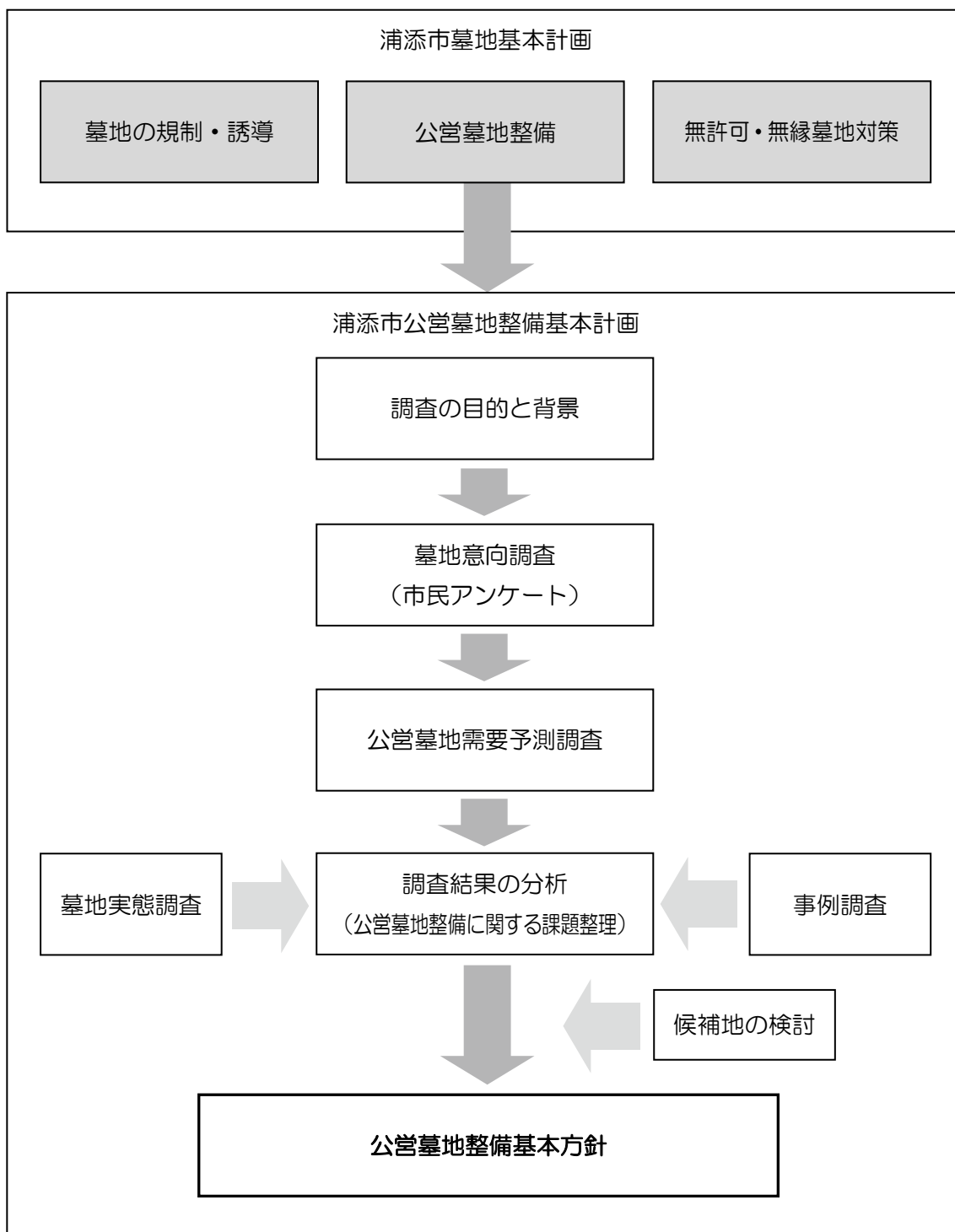
平成 24 年 3 月：浦添市墓地基本計画策定  
（墓地の規制・誘導、公営墓地整備、無許可・無縁墓地対策）

平成 24 年 4 月：第 2 次一括法により、墓地許認可事務の権限移譲

平成 25 年 4 月：浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例施行  
※墓地の規制・誘導、無許可・無縁墓地対策について、条文化することにより実効性を確保

平成 26 年 3 月：浦添市公営墓地整備基本計画策定

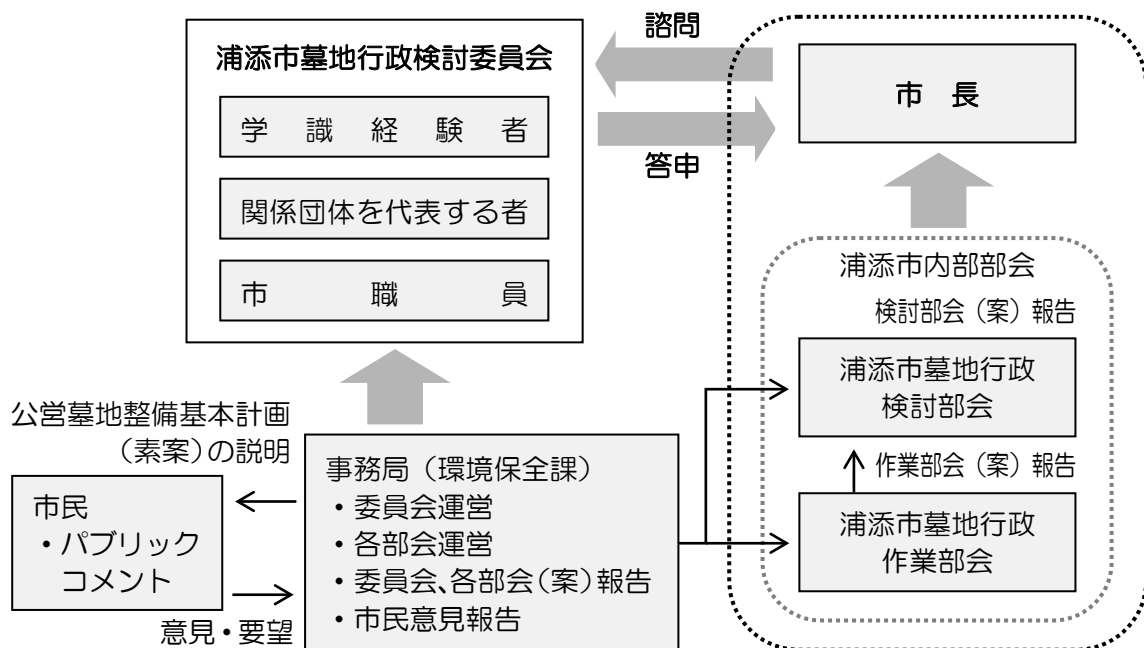
(2) 計画の体系について



## 2 計画策定の体制

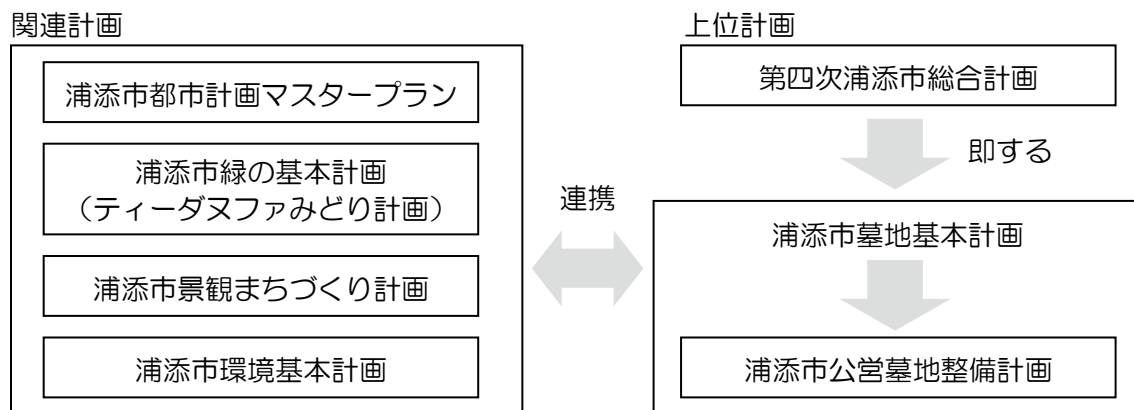
幅広い見地からの意見を頂くため、学識経験者、関係団体を代表する者、市職員等で組織する「浦添市墓地行政検討委員会」を開催するとともに、まちづくり諸施策との整合性を図るため、行政内部で組織する検討部会（関係課課長級）及び作業部会（関係課係長級）を開催し検討を行った。

また、本計画は市民ニーズに対応した公営墓地の整備を進めていくためにも市民の意見を広く求める必要がある。そのため、パブリックコメントを実施した。



## 3 計画の位置づけ

本計画は浦添市墓地基本計画の中で柱の一つであった公営墓地整備に特化した計画である。そのため、基本計画同様、浦添市都市計画マスタープラン及び景観まちづくり計画等との関わりが大きいと、引き続き関連する各種構想や計画との整合を図ることが必要である。



## 4 上位・関連計画

### (1) 第四次浦添市総合計画

～太陽とみどりにあふれた国際性豊かな文化都市～（平成 23 年 3 月）

この計画は、浦添市の将来を展望するまちづくりの基本となる計画で、墓地については「政策 4 安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市～自然と共生するやさしいまち～」の「施策 4-6 環境にやさしいまちづくりの推進」で位置づけられている。

#### 第四次浦添市総合計画における墓地についての記載内容

項目	内容
計画の期間	2011 年度から 2020 年度
人口フレーム	2020 年に 12 万人を想定
都市像	「てだこの都市・浦添」
まちづくりの基本理念	「人間尊重」・「自立」・「平和」
まちづくりの目標	「太陽とみどりにあふれた 国際性ゆたかな文化都市」
まちづくりの方向	<p>【政策 4】安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしいまち～</p> <p>施策 4-6 環境にやさしいまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策のめざす方向 墓地については、墓地埋葬法に基づいて緑豊かな墓地経営に努めます。</li> <li>・施策に関する市民の声 墓地が目立ちすぎる</li> <li>・現状と課題 限られた市域のなかで、墓地の確保は難しい環境にあります。今後は、墓地埋葬法の趣旨や美しいまちづくりの観点から、「墓地基本計画」による計画的な墓地行政のあり方が求められています。</li> <li>・具体的な取り組み 4-6-5 墓苑の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>①民間霊園における緑化など、適正管理を促進します。</li> <li>②墓地の実態調査を実施するとともに、墓地行政の指針となる「墓地基本計画」を策定します。</li> </ul> </li> </ul>
リーディングプランを推進するための具体的な取り組み	<p>プラン 5 「ウラオソイ回廊プラン」</p> <p>2. 水とみどりの回廊づくり</p> <p>4-6-5 墓苑の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①民間霊園における緑化など、適正管理の促進。</li> </ul>

## (2) 浦添市都市計画マスタープラン（平成 25 年 1 月）

この計画は、長期的・総合的視点から、都市施設の整備及び土地利用の方針を定め、都市づくりを効果的に進めることを目的とするものである。

墓地については、まちづくりの基本的課題の「(15) 墓地の適正な規制誘導」、自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針の「(5) 墓地の緑化と適正な維持管理促進」、その他のまちづくりに関する方針の「(2) 墓地の規制・誘導と公営墓地の整備検討」で位置づけられている。

## 浦添市都市計画マスタープランにおける墓地についての記載内容

項目	内容
計画の期間	2010 年度から 2030 年度
人口フレーム	2030 年に約 13 万人を想定
都市づくりの理念	「先代から受け継いだ歴史・文化遺産を守り育て継承する。」 「優れた自然環境を保全育成し、豊かな都市環境形成に向けて活用する。」 「住、商、工、観光、交流など高次機能を備えた都市への成長を図る。」 「住民が誇りと愛着をもてるまちづくりを推進する。」 「全ての人に優しく安心して住める街づくりを推進する。」
まちづくりの目標	「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」
将来都市像	①まちなみに優れ歴史の薫る文化都市 ②緑・海・川など自然にあふれた環境調和都市 ③活気にあふれた産業・交流都市 ④安心安全で安らぎに満ちた快適安全都市
全体構想	1. 土地利用に関する方針 2. 市街地整備に関する方針 3. 道路交通に関する方針 4. 下水道・河川に関する方針 5. 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針 6. 景観形成に関する方針 7. 防災まちづくりに関する方針 8. 福祉のまちづくりに関する方針
まちづくりの基本的課題	(15) 墓地の適正な規制誘導 従来の家族形態の変化や、墓地利用が可能な土地の不足等により、自然地や市街地において、墓地開発が進行しており、適正な規制誘導、公営墓地の検討などが望まれる。
自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針	(5) 墓地の緑化と適正な維持管理促進 民間墓地開発については、墓地基本計画に基づき、緑化と適正な維持管理を促進する。
その他まちづくりに関する方針	(2) 墓地の規制・誘導と公営墓地の整備検討 浦添市は大半が市街地化されており、無秩序な墓地の立地は住環境を阻害し、今後の都市計画に支障をきたす恐れがある。墓地の乱立を防ぎ住環境の保全及び都市計画の推進を図るため、墓地の規制・誘導を行う必要がある。 よって、浦添市墓地基本計画に基づき、土地区画整理地区や浦添グスク周辺などに個人墓地の立地規制を図る個人墓地禁止区域の設定を行う。将来的には個人墓地禁止区域の拡大を図るため、市民の墓地需要に対応した公営墓地の整備について検討する。

(3) 浦添市緑の基本計画 ～ティーダヌファみどり計画～（平成12年3月）

この計画は、都市構造やみどりの現状を踏まえ、将来に向け、みどりの効用を最大限に生かしたまちづくりを推進するものである。墓地に関する記述はない。

浦添市緑の基本計画

（ティーダヌファみどり計画）における墓地についての記載内容（記載なし）

項目	内容
計画の期間	1999年度～
基本理念	ティーダヌファのみどりのまち
基本方針	ひと・みどり・いきいきネットワーク (1) 浦添らしい景を物語り、太い幹や根っことなるみどりをまもり生かします (2) まちなかのみずみずしい景をつなげる、大きな樹冠のみどりをつくりそだてます (3) 次世代への財産となるティーダヌファをみんなで大きくそだてます
みどりのまちづくり施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浦添の風景をとどめるみどりをまもりそだてる</li> <li>・暮らしに息づくゆかりのみどりをまもる</li> <li>・枝となるみどりの回廊をつくる</li> <li>・花や実となるみどりの拠点をつくる</li> <li>・葉っぱとなるみどりのまちなみをつくる</li> <li>・みどりのランドワークを推進する</li> <li>・まちにみどりの芽をひろげる</li> </ul>

(4) 浦添市景観まちづくり計画（平成20年3月）

この計画は、行政と市民・企業・NPOなどが一緒になって、浦添の自然、歴史、文化等を活かし、地域の美しい風景を守り、育て、および創造する協働の景観まちづくりを推進し、誇りと愛着の持てる「てだこの都市・浦添」の実現に寄与し、良好な景観の次世代への継承に資するものである。

墓地については、類型別景観まちづくり方針の「伝統集落地区」及び「市街化調整区域地区」、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号）の「建築物および工作物」及び「土地の形質の変更」で記述されている。

浦添市景観まちづくり計画における墓地についての記載内容

項目	内容
計画の期間	2007年から2016年
基本理念	てだこ市民によるウラオソイ風景づくり

<p>目標</p>	<p>①てだこ市民が率先して取り組む協働の景観まちづくり                  ②てだこまちの緑と水辺と微地形を活かした景観まちづくり                  ③てだこ市民の心を結ぶ歴史文化の薫る景観まちづくり                  ④てだこまちの活力と国際性を活かした景観まちづくり</p>																
<p>骨格別景観 まちづくり地区</p>	<p>①緑の両翼地区                  ②水と緑の大循環地区                  ③歴史文化のよりどころ地区                  ④市を貫く軸線地区</p>																
<p>類型別風景 まちづくり地区</p>	<p>1. 伝統集落地区                  目標基準                  (1) クサティ森を守る                  ③クサティ森にある個人の墓地等の緑化を促す                  7. 市街化調整区域地区                  方針ー2 周辺景観と調和した農地利用や墓園利用等を誘導する                  目標の姿 農地や墓園等は緑の中に覆われ、周辺の風景になじんでいる                  目標基準                  (3) 墓園等を緑化する                  ①墓園や修理工場等、住居用以外の建造物は積極的に緑化推進など修景に努める                  ②墓園等の駐車場など付属施設は、緑化や生け垣、透水性舗装等に努める</p>																
<p>良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第3号)</p>	<p>1. 建築物および工作物                  特定届出対象行為（浦添市景観まちづくり条例第16条関係）</p> <table border="1" data-bbox="507 1193 1340 1534"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1193 794 1238">行 為</th> <th data-bbox="794 1193 978 1238">用途・項目</th> <th data-bbox="978 1193 1340 1238">規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1238 794 1534">                     工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第2号関係）                 </td> <td data-bbox="794 1238 978 1534">                     (12) 墓園類                 </td> <td data-bbox="978 1238 1340 1534">                     高さが13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m)を超えるもの又は建造面積が500㎡を超えるもの                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 土地の形質の変更</p> <table border="1" data-bbox="507 1570 1340 1753"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1570 794 1615">項 目</th> <th data-bbox="794 1570 1340 1615">景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1615 794 1753">                     1. 変更後の措置                 </td> <td data-bbox="794 1615 1340 1753">                     墓園の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の5%以上の緑地を設けることとし、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>届出対象行為（浦添市景観まちづくり条例第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="507 1792 1340 1944"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1792 794 1836">行 為</th> <th data-bbox="794 1792 1340 1836">規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1836 794 1944">                     土地の形質の変更                 </td> <td data-bbox="794 1836 1340 1944">                     土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの                 </td> </tr> </tbody> </table>			行 為	用途・項目	規 模	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第2号関係）	(12) 墓園類	高さが13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m)を超えるもの又は建造面積が500㎡を超えるもの	項 目	景観形成基準	1. 変更後の措置	墓園の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の5%以上の緑地を設けることとし、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする	行 為	規 模	土地の形質の変更	土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの
行 為	用途・項目	規 模															
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第2号関係）	(12) 墓園類	高さが13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m)を超えるもの又は建造面積が500㎡を超えるもの															
項 目	景観形成基準																
1. 変更後の措置	墓園の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の5%以上の緑地を設けることとし、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする																
行 為	規 模																
土地の形質の変更	土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの																

(5) 浦添市環境基本計画（平成 25 年 3 月）

この計画は、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、望ましい環境像を定め、市民・市民団体・事業者・来訪者・市（行政）が協働して推進する具体的な政策及び行動指針を明らかにすることで、環境にやさしいまちづくりの実現を目指すものである。

墓地については、「基本目標 2：良好な生活環境の保全」の「施策の方向 2-1 人の健康及び生活環境の保全」「施策の方向 2-2 快適な都市環境の創造」に記述されている。

浦添市環境基本計画における墓地についての記載内容

項目	内容
計画の期間	2013 年度～2019 年度
望ましい環境像	豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添
基本目標	基本目標 1：人と自然との共生 基本目標 2：良好な生活環境の保全 基本目標 3：循環型社会の構築 基本目標 4：地球環境の保全 基本目標 5：協働・参画社会の構築
環境保全・創造のための取組み施策と内容	基本目標 2：良好な生活環境の保全 施策の方向 2-1 人の健康及び生活環境の保全 取組施策 2-1-5 環境衛生対策の推進 ④空き地・墓地の適正管理の推進 空き地・墓地等の管理において、健康衛生・精神衛生上の悪化要因となるものは、所有者に対して適正管理を促し、近隣環境の良好な衛生状態を維持・改善します 施策の方向 2-2 快適な都市環境の創造 取組施策 2-2-1 計画的な土地利用の推進 ①計画的な市街地整備 都市計画法に基づいた市街地整備、商工業の計画的な誘致、墓地建設の規制・誘導を実施します。

(6) 浦添市墓地基本計画（平成 24 年 3 月）

この計画は、高齢化等により急増する墓地の立地誘導や適正管理を促し、市のまちづくりや住環境の維持保全に資するとともに、市民の墓地需要に対して市民意識等を踏まえた墓地の供給方策を示すなど、墓地行政の方針を定めるものである。

公営墓地については、基本方針や個別方針の「(2) 公営墓地整備」に記述されている。

## 浦添市墓地基本計画における公営墓地についての記載内容

項目	内容
計画の期間	2012年度～2032年度
基本方針	(1) 墓地の規制・誘導 (2) 公営墓地整備 (3) 無許可・無縁墓地対策
個別方針	<p>(1) 墓地の規制・誘導</p> <p>・・・本市の墓地施策の柱となる個人墓地禁止区域の指定に向けては、公営墓地を整備し市民の墓地需要に対する受け皿を設けておくことが望ましいが、公営墓地の整備には時間を要する。この間、・・・本市に市外から墓地需要が流れ込む恐れがある。本市の墓地問題は急を要する。このため、個人墓地禁止区域を以下の段階を経て設定し、墓地問題への早急な対応を図るものとする</p> <p>STEP 1：個人墓地禁止区域のみ設定（重要地区）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>STEP 2：公営による施設型共同墓供給開始に伴い個人墓地禁止区域拡大の検討</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>STEP 3：家族墓等多様な墓地需要に対応した公営墓地の供給開始に伴い個人墓地禁止区域拡大について検討</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>STEP 4：市民の墓地需要と供給のバランスがとれた場合、個人墓地及び法人墓地全面禁止について検討</p> <p>(2) 公営墓地整備</p> <p>公営墓地については、市民の墓地需要から施設型共同墓と家族墓等の多様な墓地需要を受け入れる事が求められる。・・・</p> <p>1) 施設型共同墓</p> <p>①候補地</p> <p>・・・STEP 2は施設型共同墓への誘導によって成り立つことから、施設型共同墓の整備は急を要する。・・・浦添墓地公園内や南第一土地区画整理事業地内の墓地街区が候補地としてあげられる。</p> <p>②整備のあり方</p> <p>・・・本市において、永続的に個人墓地を許容することは困難である。よって施設型共同墓利用へと市民の意向を促す必要があり、今後整備する施設型共同墓が多く市民に受け入れられることが重要である。・・・</p> <p>2) 公営墓地</p> <p>①候補地</p> <p>・・・家族墓等の多様な墓地需要の受け皿となることから、ある程度の規模が求められる。そのため、一定規模以上の公有地や牧港補給基地跡地が候補地としてあげられる。</p> <p>②整備のあり方</p> <p>近年、周辺環境に配慮した公営墓地の整備が進められており、本市においても環境や景観に配慮した新たな公営墓地の整備について検討する必要がある。・・・</p>



# 第1章 墓地実態調査



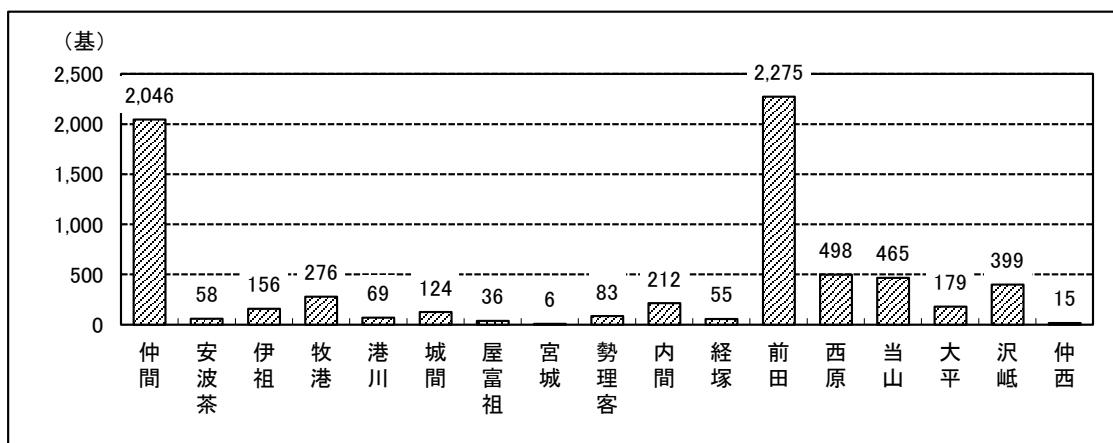
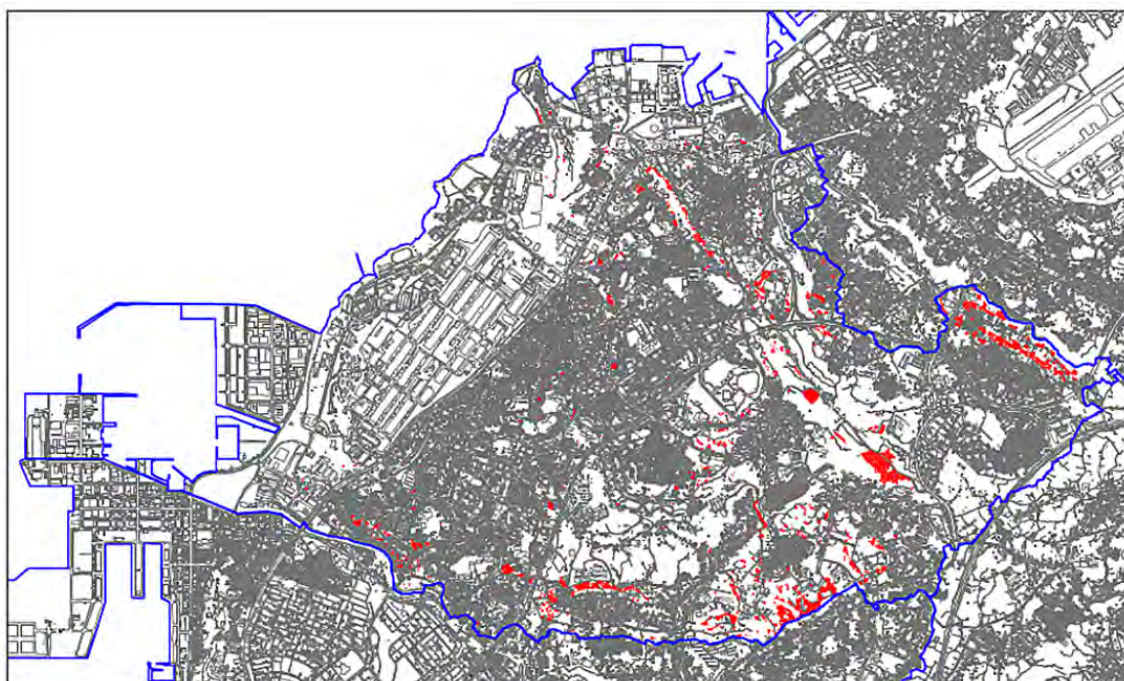
# 第1章 墓地実態調査

平成23年度の墓地実態調査では、市内には6,952基のお墓が確認されており、その中には市外の方のお墓も多く存在しているものと想定される。

お墓の分布は、前田地区や仲間地区が突出しており、全体の7割程度の集積が見られる。次いで西原、当山、沢岷地区などに多く、基本的に市街地を取り囲む丘陵地に多く見られる。

一方、市街地内に立地するお墓もあり、住宅地とお墓が混在する様子も多々見られる。

墓地分布図



## 1 個人墓地の実態

墓地埋葬法では、墓地は公営墓地、法人墓地、共同墓地、個人墓地に区分されるが、個人は原則経営主体として認められていない。しかしながら本県の場合、習俗に基づく「特殊ノ墓地」として容認されてきた。

なぜならば沖縄県では、墓地を個人で所有し管理するという独特の慣習があり、このため人口増加や世帯分化に伴い、個人墓地が急増し、至るところ（個人が所有する土地）に墓地が造られてきた。また、墓地埋葬法の周知が十分に図られていなかったことから、無許可で造られる墓地が多く、これにより無秩序な墓地の立地が進み、墓地と住宅地が混在する市街地が形成されている。一方、元々墓地が集積する地区に住宅地が拡大してきたことも、墓地と住宅地が混在する市街地形成の要因となっている。

この様な状況下で、市民の墓地に対する意識としては「見慣れた景色で特に何も感じない」とする方が多いが、「墓地による住環境の悪化」、特に無縁化した墓地の周辺環境への影響を懸念する声も多い。

平成23年度の墓地実態調査では、市内には6,952基のお墓（墳墓）が確認され、そのうち個人墓地は半数以上の約3,800基となっている。空き墓を含め何年も管理が行われていないお墓も確認されており、今後、少子高齢化や世帯分化（高齢者世帯のみの増加）など、個人墓地の管理母体の弱体化が予想されるなか無縁化が懸念される。

なお、アンケートによる意向調査では、「個人墓地を規制すべき」が54.0%と「個人墓地を規制すべきでない」の15.7%を大きく上回っている。

市内外からの個人墓地の圧力に対して、規制を行うための環境整備が求められる。

### 参考：墓地申請の状況

平成23年度の墓地実態調査（平成23年8月）以降の墓地許可申請件数は、平成26年3月末時点で80件（全て個人墓地）となっており、そのうち市民の方からの申請が40件、市外の方からの申請も40件となっている。立地場所は、前田33件、西原20件、沢岨9件、伊祖8件、その他の地区10件となっている。

他市町村からの申請が市内の方の申請件数と同数となっており、市外からの流入も多く見られる。その背景には、周辺自治体の墓地の規制誘導策が影響していると思われる。

## 2 法人墓地の実態

浦添市内にある法人墓地は、浦添市が沖縄県より権限移譲を受ける平成24年4月1日以前に許可を受けていた8霊園がある。しかし下記表の2、3、5の3霊園に関しては、運営実態は確認できず、経営主体も掴めない状況である。

全体の規模は約35,000㎡、区画数は約1,700区画、そのうち1,600区画近くが使用されていると見られる。空き区画の大半は比較的最近許可が下りた城徳寺墓苑で、その他の霊園に殆ど空きは見られない。

また、これらの霊園には納骨堂等は見られず全てが区画割されたお墓となっている。

### 市内の法人墓地の概要

	施設名	許可年数	施設規模	区画数 (空き区画)
1	浦添城跡霊園墓地	S45.12.14	22,208㎡	約1,000 (?)
2	名称なし	S46.12.20	2,252㎡	75 (?)
3	たくし霊園墓地	S53.12.20	1,228㎡	42 (?)
4	浦添市仲間霊園	H7.9.28 →H8.3.29(変更許可)	1,412㎡	62 (0)
5	浦添前田中央霊園	H9.12.26	1,459㎡	50 (?)
6	安国寺 浦添市仲間霊園	H16.5.28	1,499㎡	104 (3)
7	遍照寺当山霊園	H19.1.4	2,038㎡	212 (3)
8	城徳寺墓苑 浄土かがやき	H22.12.6	2,011㎡	136 (126)

(※各法人に対する聞き取り調査、案内パンフレット及び県より引き継ぎのあった墓地台帳による)

### 3 公営墓地の実態

本市には、都市計画公園として整備された浦添墓地公園と土地区画整理事業地内に設けられた浦添南第一墓園の2つの公営墓地がある。

各墓地とも満杯状態にあり、数少ない空き区画も公共事業に伴う墳墓の移転用として確保せざるを得ず、一般市民向けに供給することができない状況にある。

墓地公園の平均区画面積は 13.1 m<sup>2</sup>と1つの区画自体が大きい。

公営墓地の使用料は 55,300 円/m<sup>2</sup>（※12.5 m<sup>2</sup>で 691,250 円）となっており、管理料は取っていない。

名称	浦添墓地公園											
整備年	昭和51年度整備開始(昭和59年7月供用開始)											
規模	73, 537. 1平米											
墓地区画数	1, 291 区画(空き区画 16 区画)											
(内訳)												
区画面積	5.0m <sup>2</sup>	7.0m <sup>2</sup>	8.0m <sup>2</sup>	10.0m <sup>2</sup>	10.4m <sup>2</sup>	12.0m <sup>2</sup>	12.5m <sup>2</sup>	14.0m <sup>2</sup>	15.0m <sup>2</sup>	17.5m <sup>2</sup>	21.0m <sup>2</sup>	合計
許可区画数	17	1	52	22	26	25	947	2	2	73	108	1,275
未許可区画数	0	0	0	4	0	2	7	1	0	2	0	16
合計区画数	17	1	52	26	26	27	954	3	2	75	108	1,291
※区画総面積											16, 938. 6m <sup>2</sup>	
使用料	55, 300円/m <sup>2</sup>											
管理料	なし											
駐車場	40 台											

名称	浦添南第一墓園										
整備年	平成13年9月工事完了(平成21年6月第3工区工事完了)										
規模	700平米 (第3工区233m <sup>2</sup> )										
墓地区画数	104 区画(空き区画 29 区画)										
(内訳)											
区画面積	4.0m <sup>2</sup>	4.1m <sup>2</sup>	4.3m <sup>2</sup>	4.4m <sup>2</sup>	5.0m <sup>2</sup>	5.1m <sup>2</sup>	5.2m <sup>2</sup>	5.8m <sup>2</sup>	7.0m <sup>2</sup>	7.6m <sup>2</sup>	合計
許可区画数	28	1	0	0	0	0	0	1	45	0	75
未許可区画数	20	1	3	1	1	1	1	0	0	1	29
合計区画数	48	2	3	1	1	1	1	1	45	1	104
※区画総面積											561. 2m <sup>2</sup>
そのうち第3工区分											150. 2m <sup>2</sup>
使用料	55, 300円/m <sup>2</sup>										
管理料	なし										
駐車場	なし										

## 第2章 墓地意向調査



## 第2章 墓地意向調査

---

### 1 調査の概要

---

#### (1) 調査目的

浦添市の公営墓地整備のあり方を検討するため、市民ニーズの把握を目的として実施した。

#### (2) 調査項目

- ・属性について
- ・墓地行政について
- ・公営墓地の利用について
- ・合葬制度について
- ・公営墓地の整備について

#### (3) 調査対象者

- ・調査地域 : 浦添市内
- ・調査対象者 : 満30歳以上の世帯主
- ・対象者数 : 3,000世帯
- ・抽出方法 : 無作為抽出

対象者は住民基本台帳に基づき大字単位の人口比率に応じて決定した。

#### (4) 調査方法

調査票をアンケート対象者に送付し、郵送で送り返してもらう郵便調査法で実施した。

#### (5) 調査期間

平成25年8月8日～9月6日

#### (6) 回収結果

##### 1) 回収率

$746 \text{ (回答件数)} \div 3,000 \text{ (配布件数)} \times 100 = 24.9\%$

## 2 調査結果

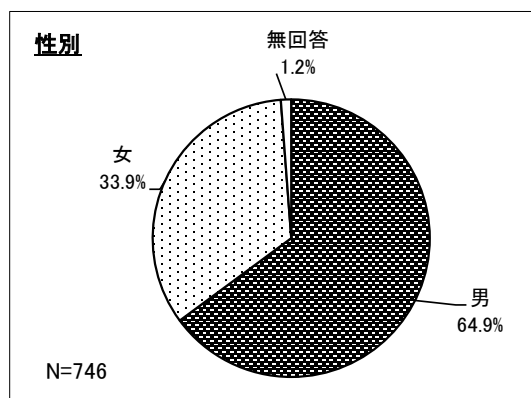
※各表中の割合は四捨五入しているため、合計の値と一致しない場合がある。

### (1) 属性について

#### 1) 性別

性別は、「男性」64.9%、「女性」33.9%と世帯主を対象としたことから男性が多く見られる。

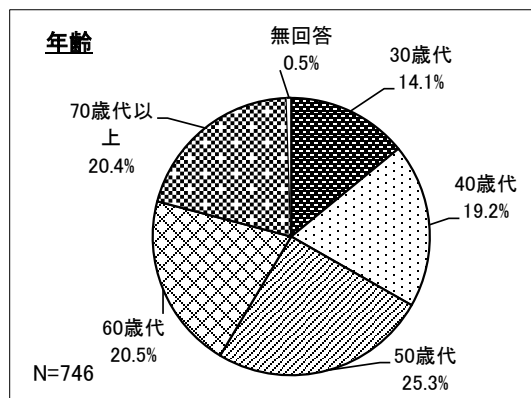
	回答数	構成比
1 男	484	64.9%
2 女	253	33.9%
3 無回答	9	1.2%
回答者数	746	100.0%



#### 2) 年齢

年齢は、「50歳代」が25.3%、次いで「60歳代」20.5%、「70歳代以上」20.4%、「40歳代」19.2%、「30歳代」14.1%と各世代からの回答を頂いた。

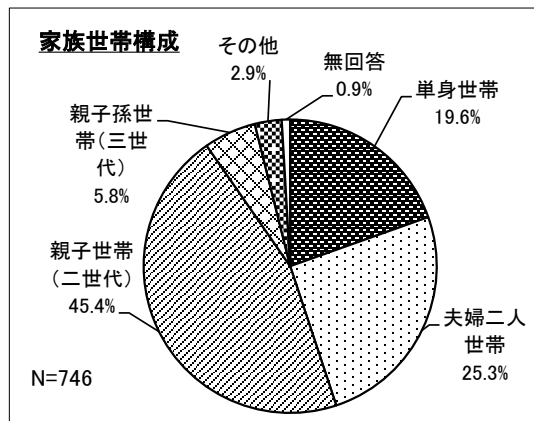
	回答数	構成比
1 30歳代	105	14.1%
2 40歳代	143	19.2%
3 50歳代	189	25.3%
4 60歳代	153	20.5%
5 70歳代以上	152	20.4%
6 無回答	4	0.5%
回答者数	746	100.0%



3) 家族構成

家族構成は、「親子世帯」が45.4%と多く、次いで「夫婦世帯」25.3%、「単身世帯」19.6%となっており、「親子孫の三世代」は5.8%しか見られない。

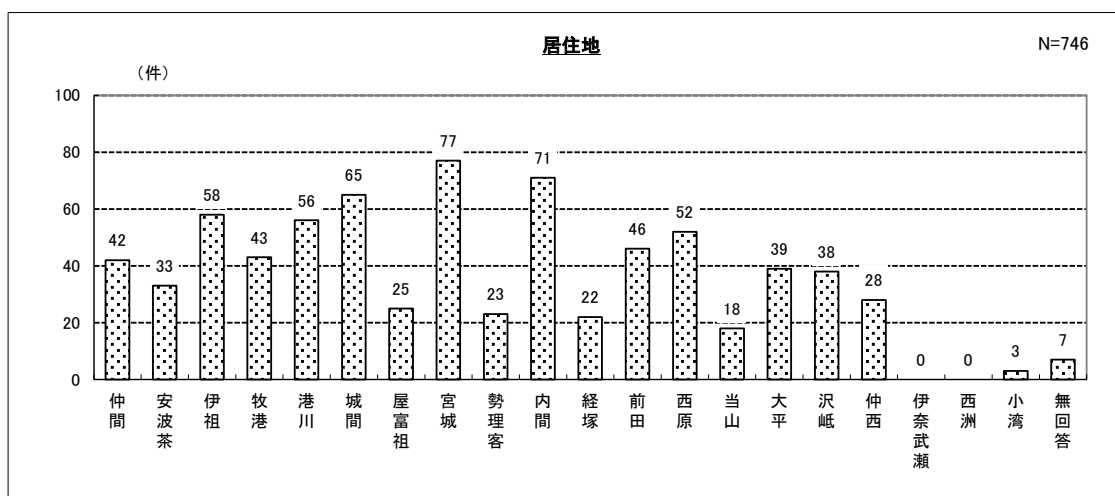
	回答数	構成比
1 単身世帯	146	19.6%
2 夫婦二人世帯	189	25.3%
3 親子世帯(二世帯)	339	45.4%
4 親子孫世帯(三世代)	43	5.8%
5 その他	22	2.9%
6 無回答	7	0.9%
回答者数	746	100.0%



4) 居住地

居住地は、宮城、内間、城間、伊祖、港川、西原、前田、牧港、仲間、大平、沢岷、安波茶の順となっており、居住地人口と概ね一致している。

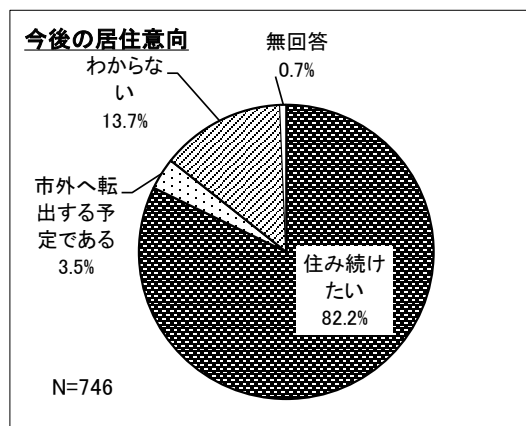
	回答数	構成比		回答数	構成比
1 仲間	42	5.6%	12 前田	46	6.2%
2 安波茶	33	4.4%	13 西原	52	7.0%
3 伊祖	58	7.8%	14 当山	18	2.4%
4 牧港	43	5.8%	15 大平	39	5.2%
5 港川	56	7.5%	16 沢岷	38	5.1%
6 城間	65	8.7%	17 仲西	28	3.8%
7 屋富祖	25	3.4%	18 伊奈武瀬	0	0.0%
8 宮城	77	10.3%	19 西洲	0	0.0%
9 勢理客	23	3.1%	20 小湾	3	0.4%
10 内間	71	9.5%	21 無回答	7	0.9%
11 経塚	22	2.9%	回答者数	746	100.0%



5) 居留意向

今後の居留意向は、「住み続けたい」が 82.2%と多く、次いで「わからない」13.7%、「転出する予定」は 3.5%と僅かである。

	回答数	構成比
1 住み続けたい	613	82.2%
2 市外へ転出する予定である	26	3.5%
3 わからない	102	13.7%
4 無回答	5	0.7%
回答者数	746	100.0%

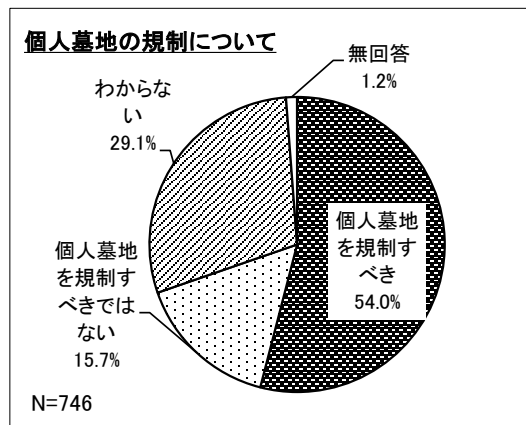


(2) 墓地行政について

問 1：個人墓地の規制について

個人墓地の規制については、「規制すべき」54.0%と「規制すべきでない」15.7%を上回っている。また、「わからない」と答えた方も 29.1%見られた。

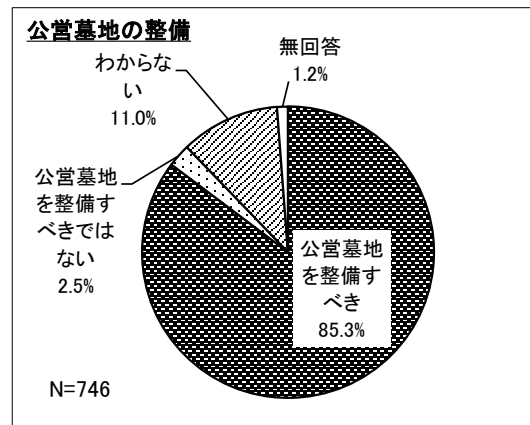
	回答数	構成比
1 個人墓地を規制すべき	403	54.0%
2 個人墓地を規制すべきではない	117	15.7%
3 わからない	217	29.1%
4 無回答	9	1.2%
回答者数	746	100.0%



問 1-2：公営墓地の整備について

公営墓地の整備については、「整備すべき」が85.3%と大半を占め、「整備すべきではない」の2.5%を大きく上回っている。また、「わからない」と答えた方も11.0%見られた。

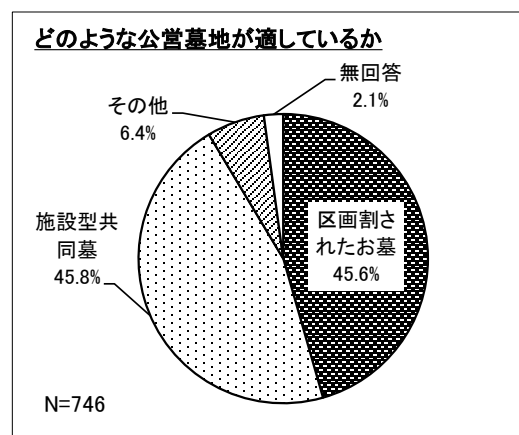
	回答数	構成比
1 公営墓地を整備すべき	636	85.3%
2 公営墓地を整備すべきではない	19	2.5%
3 わからない	82	11.0%
4 無回答	9	1.2%
回答者数	746	100.0%



問 1-3：公営墓地の形態について

公営墓地の形態については、「施設型共同墓」が45.8%、「区画割されたお墓」が45.6%と、約半々に別れた。

	回答数	構成比
1 区画割されたお墓(市民の多様な墓地ニーズに対応できる大規模な公営墓地)	340	45.6%
2 施設型共同墓(比較的狭い面積で多くの遺骨を納めることが可能なコンパクトな公営墓地)	342	45.8%
3 その他	48	6.4%
4 無回答	16	2.1%
回答者数	746	100.0%



〈区画割されたお墓の事例〉

浦添墓地公園



〈施設型共同墓の事例〉

さいたま市 思い出の里市営霊園



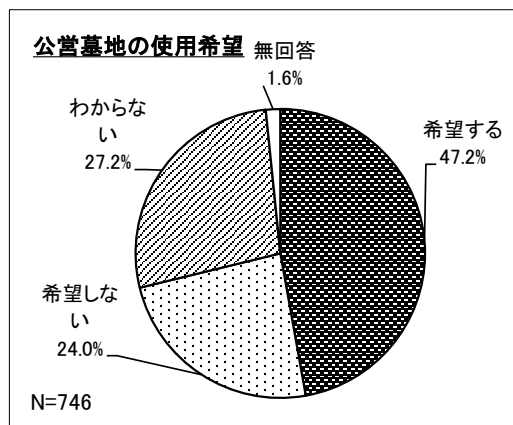
地上部にモニュメントとなる構造物を配置し、納骨室や合葬室は地下に設ける。墓参りは、地上のモニュメントの前（共同参拝所）で行う。

(3) 公営墓地の利用について

問2：公営墓地の使用意向について

公営墓地の使用希望については、「希望する」が47.2%、「わからない」27.2%、「希望しない」24.0%の順となっており、公営墓地を必要と考える方と使用を希望する方に開きがある。

	回答数	構成比
1 希望する	352	47.2%
2 希望しない	179	24.0%
3 わからない	203	27.2%
4 無回答	12	1.6%
回答者数	746	100.0%

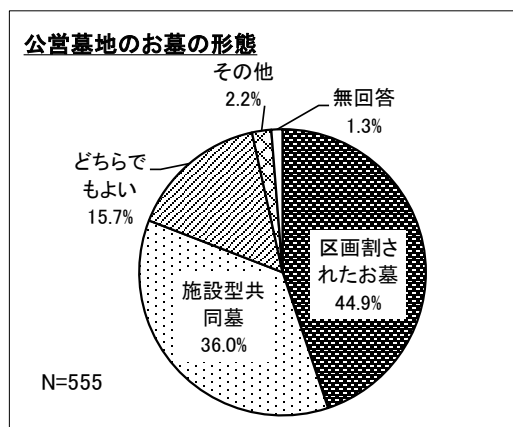


問2-2：希望する公営墓地の形態について

(問2で「希望する」または「わからない」と答えた方)

公営墓地の使用を希望すると答えた方が望む公営墓地の形態は、「区画割されたお墓」44.9%、「施設型共同墓」36.0%、「どちらでもよい」15.7%となっている。

	回答数	構成比
1 区画割されたお墓	249	44.9%
2 施設型共同墓	200	36.0%
3 どちらでもよい	87	15.7%
4 その他	12	2.2%
5 無回答	7	1.3%
回答者数	555	100.0%

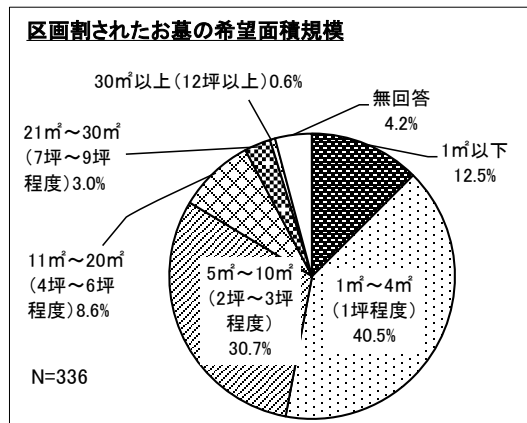


問 2-3：区画割されたお墓を希望する方の面積について

(問 2-2 で「区画割されたお墓」または「どちらでもよい」と答えた方)

区画割されたお墓を希望された方が求める区画の大きさは、「1 m<sup>2</sup>~4 m<sup>2</sup>」が 40.5%と多く、次いで「5 m<sup>2</sup>~10 m<sup>2</sup>」30.7%、「1 m<sup>2</sup>以下」12.5%、「11 m<sup>2</sup>~20 m<sup>2</sup>」8.6%となっている。

	回答数	構成比
1 1m <sup>2</sup> 以下	42	12.5%
2 1m <sup>2</sup> ~4m <sup>2</sup> (1坪程度)	136	40.5%
3 5m <sup>2</sup> ~10m <sup>2</sup> (2坪~3坪程度)	103	30.7%
4 11m <sup>2</sup> ~20m <sup>2</sup> (4坪~6坪程度)	29	8.6%
5 21m <sup>2</sup> ~30m <sup>2</sup> (7坪~9坪程度)	10	3.0%
6 30m <sup>2</sup> 以上(12坪以上)	2	0.6%
7 無回答	14	4.2%
回答者数	336	100.0%

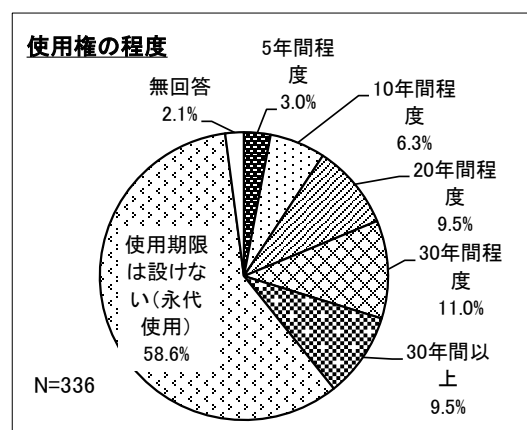


問 2-4：区画割されたお墓を希望する方の使用期間について

(問 2-2 で「区画割されたお墓」または「どちらでもよい」と答えた方)

区画割されたお墓を希望された方が求める使用権の期限は、「永代使用」が 58.6%と多く、次いで「30 年間程度」11.0%、「20 年間程度」9.5%、「30 年間以上」9.5%と長期を望まれる方が多い。

	回答数	構成比
1 5年間程度	10	3.0%
2 10年間程度	21	6.3%
3 20年間程度	32	9.5%
4 30年間程度	37	11.0%
5 30年間以上	32	9.5%
6 使用期限は設けない(永代使用)	197	58.6%
7 無回答	7	2.1%
回答者数	336	100.0%

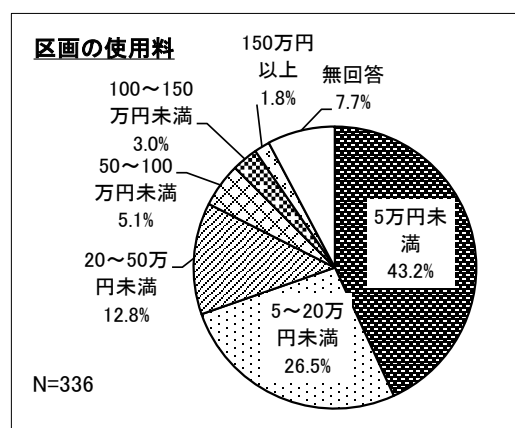


問 2-5：区画割されたお墓を希望する方の使用料について

(問 2-3 及び問 2-4 の答えを踏まえて)

区画割されたお墓を希望された方が適当と考える使用料は、「5 万円未満」が 43.2% と多く、次いで「5～20 万円未満」26.5%、「20～50 万円未満」12.8%となっている。

	回答数	構成比
1 5万円未満	145	43.2%
2 5～20万円未満	89	26.5%
3 20～50万円未満	43	12.8%
4 50～100万円未満	17	5.1%
5 100～150万円未満	10	3.0%
6 150万円以上	6	1.8%
7 無回答	26	7.7%
回答者数	336	100.0%

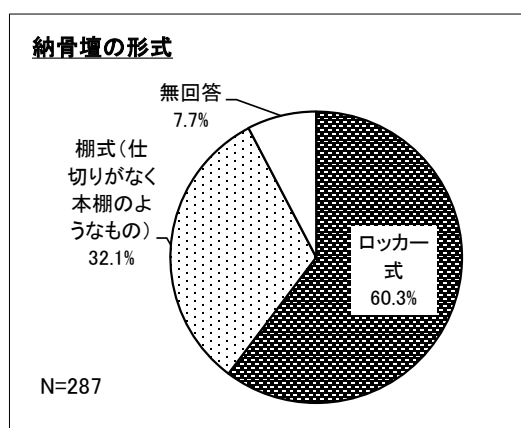


問 2-6：施設型共同墓を希望される方の納骨壇形態について

(問 2-2 で「施設型共同墓」または「どちらでもよい」と答えた方)

施設型共同墓を希望された方の納骨壇形態については、「ロッカー式」が 60.3%と多いが、「棚式」を希望される方も 32.1%見られた。

	回答数	構成比
1 ロッカー式	173	60.3%
2 棚式(仕切りがなく本棚のようなもの)	92	32.1%
3 無回答	22	7.7%
回答者数	287	100.0%



ロッカー式



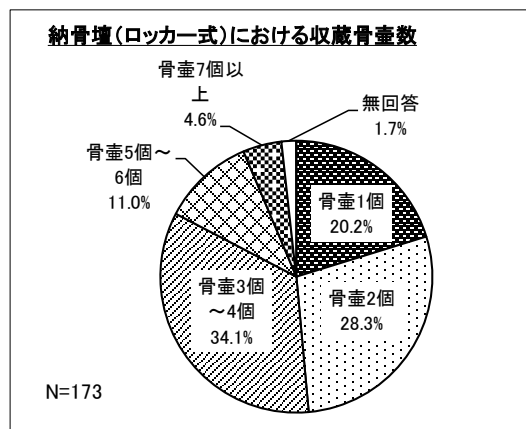
棚式



問 2-7：施設型共同墓の納骨壇（ロッカー式）を希望される方の収蔵骨壺数について  
 (問 2-6 で「ロッカー式」と答えた方)

ロッカー式を希望される方の収蔵骨壺数は、「骨壺 3 個～4 個」が 34.1%、次いで「骨壺 2 個」28.3%、「骨壺 1 個」20.2%となっている。

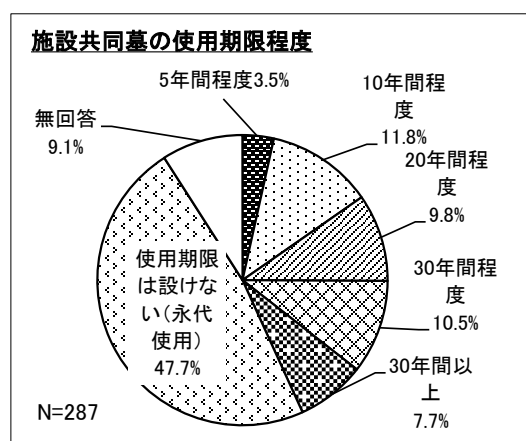
	回答数	構成比
1 骨壺1個	35	20.2%
2 骨壺2個	49	28.3%
3 骨壺3個～4個	59	34.1%
4 骨壺5個～6個	19	11.0%
5 骨壺7個以上	8	4.6%
6 無回答	3	1.7%
回答者数	173	100.0%



問 2-8：施設型共同墓を希望される方の使用期間について  
 (問 2-2 で「施設型共同墓」または「どちらでもよい」と答えた方)

施設型共同墓を希望された方が求める使用期限は、「永代使用」が 47.7%と多く、次いで「10 年間程度」11.8%、「30 年間程度」10.5%、「20 年間程度」9.8%、「30 年間以上」7.7%となっている。区画割されたお墓を希望された方に比べ期間が短くなっている。

	回答数	構成比
1 5年間程度	10	3.5%
2 10年間程度	34	11.8%
3 20年間程度	28	9.8%
4 30年間程度	30	10.5%
5 30年間以上	22	7.7%
6 使用期限は設けない(永代使用)	137	47.7%
7 無回答	26	9.1%
回答者数	287	100.0%

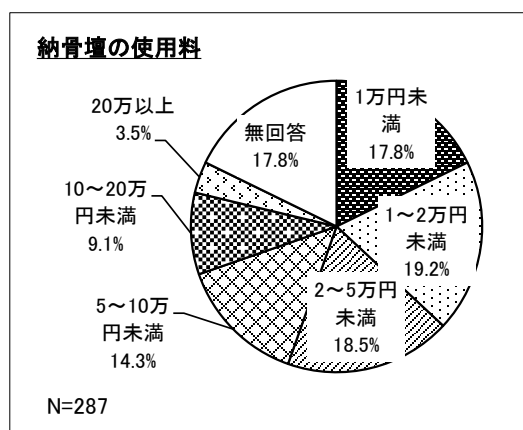


問 2-9：施設型共同墓を希望される方の使用料について

(問 2-7 及び問 2-8 の答えを踏まえて)

施設型共同墓を希望された方が求める使用料は、「1万円～2万円未満」19.2%、次いで「2万円～5万円未満」18.5%、「1万円未満」17.8%、「5万円～10万円未満」14.3%となっている。

	回答数	構成比
1 1万円未満	51	17.8%
2 1～2万円未満	55	19.2%
3 2～5万円未満	53	18.5%
4 5～10万円未満	41	14.3%
5 10～20万円未満	26	9.1%
6 20万以上	10	3.5%
7 無回答	51	17.8%
回答者数	287	100.0%

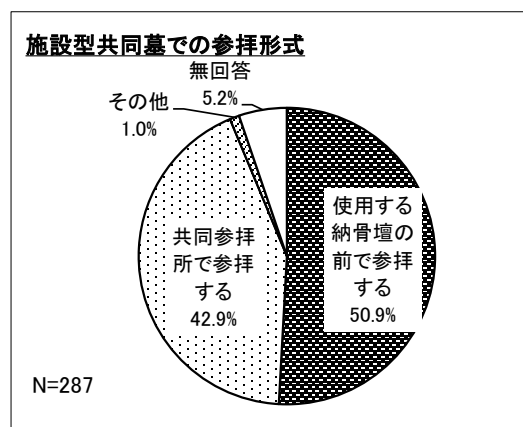


問 2-10：施設型共同墓を希望される方の参拝形式について

(問 2-2 で「施設型共同墓」または「どちらでもよい」と答えた方)

施設型共同墓を希望された方が求める参拝形式は、「使用する納骨壇の前で参拝」が 50.9%、「共同参拝所で参拝」が 42.9%と同程度見られる。

	回答数	構成比
1 使用する納骨壇の前で参拝する	146	50.9%
2 共同参拝所で参拝する	123	42.9%
3 その他	3	1.0%
4 無回答	15	5.2%
回答者数	287	100.0%



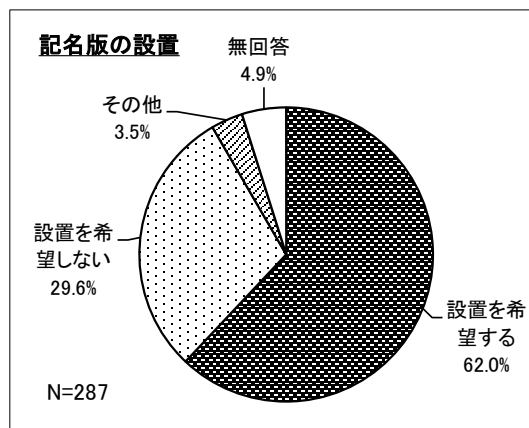
〈共同参拝所のイメージ〉  
相模原市峰山霊園



問 2-11：施設型共同墓を希望される方の安置者記名版の設置について  
 (問 2-2 で「施設型共同墓」または「どちらでもよい」と答えた方)

施設型共同墓を希望された方の安置者記名版の設置は、「希望する」が62.0%、「希望しない」29.6%を上回っている。

	回答数	構成比
1 設置を希望する	178	62.0%
2 設置を希望しない	85	29.6%
3 その他	10	3.5%
4 無回答	14	4.9%
回答者数	287	100.0%



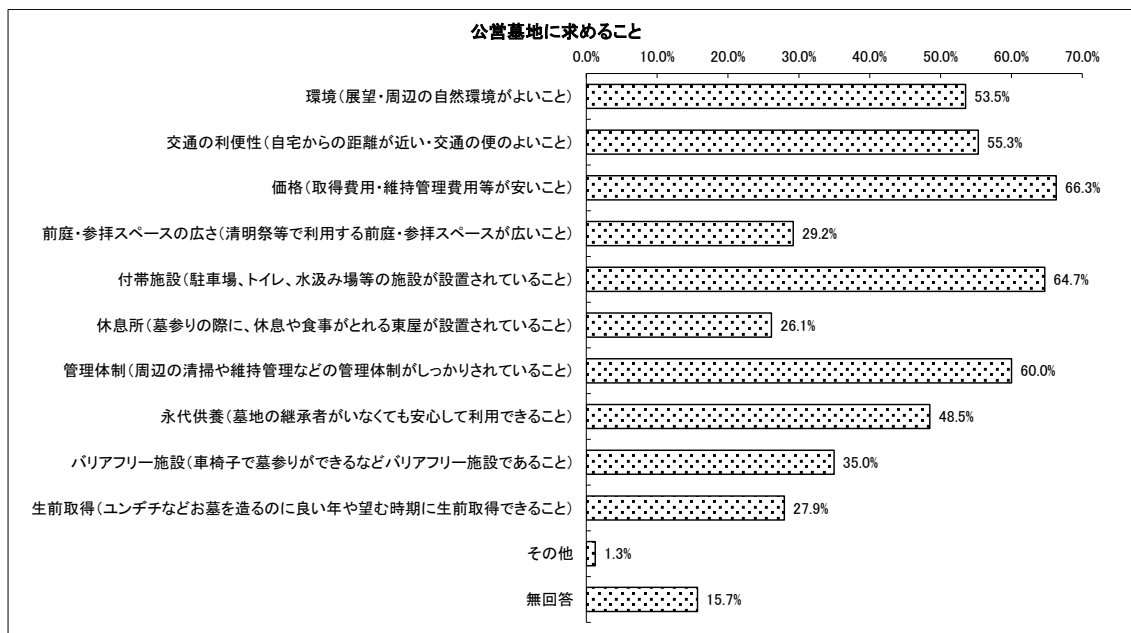
〈記名版例〉  
 相模原市峰山霊園



問 2-12：公営墓地の使用を希望する方が公営墓地に求めるものについて（複数回答）  
 (問 2 で「希望する」または「わからない」と答えた方)

公営墓地に求めるものについては、「価格(取得費用・維持管理費用が安いこと)」66.3%、次いで「付帯施設(駐車場、トイレ、水汲み場等が設置されている)」64.7%、「管理体制(周辺の清掃や維持管理がしっかりしている)」60.0%、「交通の便(自宅からの距離が近い・交通の便がよい)」55.3%、「環境(展望・周辺の自然環境がよい)」53.5%、「永代供養(墓地の継承者がいなくても安心して利用できる)」48.5%等が上位を占める。

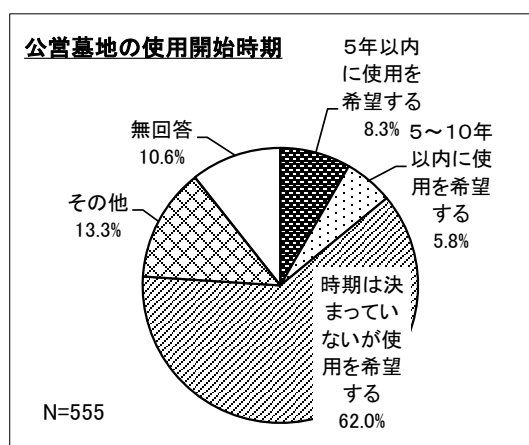
	回答数	構成比
1 環境(展望・周辺の自然環境がよいこと)	297	53.5%
2 交通の利便性(自宅からの距離が近い・交通の便のよいこと)	307	55.3%
3 価格(取得費用・維持管理費用等が安いこと)	368	66.3%
4 前庭・参拝スペースの広さ(清明祭等で利用する前庭・参拝スペースが広いこと)	162	29.2%
5 付帯施設(駐車場、トイレ、水汲み場等の施設が設置されていること)	359	64.7%
6 休息所(墓参りの際に、休息や食事がとれる東屋が設置されていること)	145	26.1%
7 管理体制(周辺の清掃や維持管理などの管理体制がしっかりされていること)	333	60.0%
8 永代供養(墓地の継承者がいなくても安心して利用できること)	269	48.5%
9 バリアフリー施設(車椅子で墓参りができるなどバリアフリー施設であること)	194	35.0%
10 生前取得(ユンチチなどお墓を造るのに良い年や望む時期に生前取得できること)	155	27.9%
11 その他	7	1.3%
12 無回答	87	15.7%
回答者数	555	



問 2-13：公営墓地の使用を希望する方の使用開始時期について  
(問 2 で「希望する」または「わからない」と答えた方)

公営墓地の使用開始希望年は、「時期は決まっていない」が 62.0%と多く、次いで「その他」13.3%となっている。「5年以内に使用」8.3%や「5～10年以内に使用」5.8%なども見られる。

	回答数	構成比
1 5年以内に使用を希望する	46	8.3%
2 5～10年以内に使用を希望する	32	5.8%
3 時期は決まっていないが使用を希望する	344	62.0%
4 その他	74	13.3%
5 無回答	59	10.6%
回答者数	555	100.0%

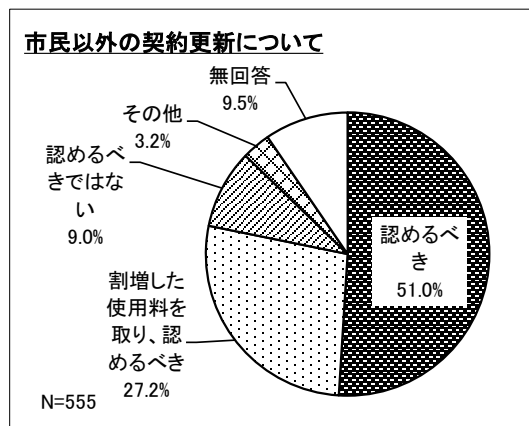


問 2-14：公営墓地の使用を希望する方の使用者の制限について

(問 2 で「希望する」または「わからない」と答えた方)

浦添市から転居した方の公営墓地使用については、「認めるべき」が 51.0%と多く、次いで「割増した使用料を取り認める」27.2%となっている。「認めるべきではない」は 9.0%見られた。

	回答数	構成比
1 認めるべき	283	51.0%
2 割増した使用料を取り、認めるべき	151	27.2%
3 認めるべきではない	50	9.0%
4 その他	18	3.2%
5 無回答	53	9.5%
回答者数	555	100.0%



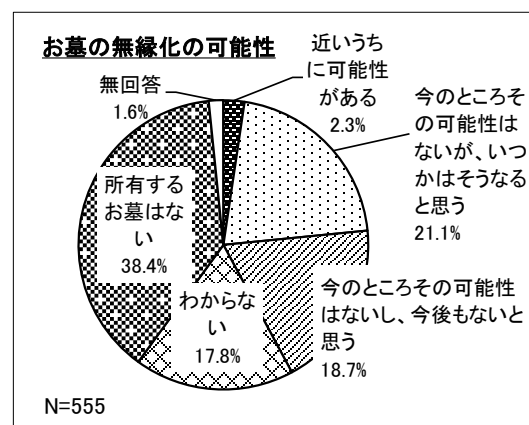
(4) 合葬制度について

問 3：公営墓地の使用を希望する方の所有する墓の無縁化の可能性について

(問 2 で「希望する」または「わからない」と答えた方)

所有するお墓の無縁化の可能性について、「可能性がある」2.3%、「今のところ可能性はないが、いつかそうなる」21.1%、「可能性はない」18.7%となっており、将来的に可能性があると答えた方（23.4%）が、可能性がないと答えた方を上回っている。

	回答数	構成比
1 近いうちに可能性がある	13	2.3%
2 今のところその可能性はないが、いつかはそうなると思う	117	21.1%
3 今のところその可能性はないし、今後もないと思う	104	18.7%
4 わからない	99	17.8%
5 所有するお墓はない	213	38.4%
6 無回答	9	1.6%
回答者数	555	100.0%

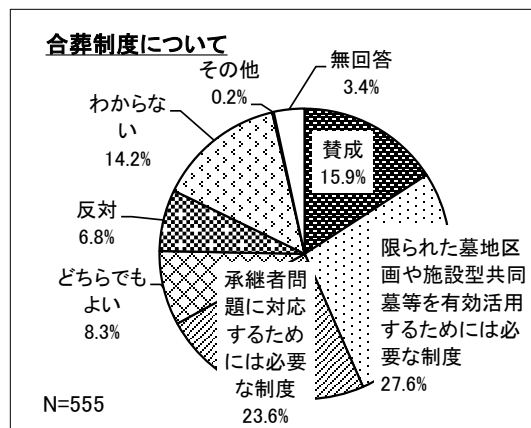


問3-2：公営墓地の使用を希望する方の合葬の意向について

(問2で「希望する」または「わからない」と答えた方)

合葬について、「限られた墓地区画や施設型共同墓等を有効活用するためには必要」27.6%、「承継者問題に対応するためには必要」23.6%、「賛成」15.9%、「わからない」14.2%となっており、「反対」は6.8%であった。

	回答数	構成比
1 賛成	88	15.9%
2 限られた墓地区画や施設型共同墓等を有効活用するためには必要な制度	153	27.6%
3 承継者問題に対応するためには必要な制度	131	23.6%
4 どちらでもよい	46	8.3%
5 反対	38	6.8%
6 わからない	79	14.2%
7 その他	1	0.2%
8 無回答	19	3.4%
回答者数	555	100.0%

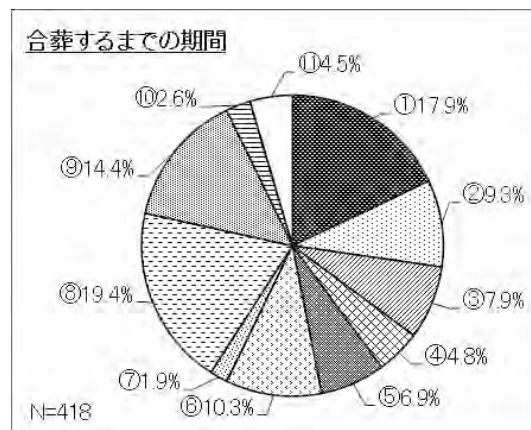


問3-3：公営墓地の使用を希望する方の、合葬するまでの期間について

(問3-2で「賛成」、「限られた墓地区域や施設型共同墓を有効活用するためには必要な制度」、「承継者問題に対応するためには必要な制度」または「どちらでもよい」と答えた方)

合葬に肯定的な方やどちらでもよいと答えた方が希望する合葬までの期間は、「33回忌を終えたら」19.4%、「最初から合葬でよい」17.9%、「わからない」14.4%、「13回忌を終えたら」10.3%、「区画や施設型共同墓の使用期限を終えたら」9.3%、「一周忌を終えたら」7.9%となっている。

	回答数	構成比
1 最初から合葬でよい	75	17.9%
2 区画や施設型共同墓の使用期間を終えたら	39	9.3%
3 一周忌を終えたら	33	7.9%
4 3回忌を終えたら	20	4.8%
5 7回忌を終えたら	29	6.9%
6 13回忌を終えたら	43	10.3%
7 25回忌を終えたら	8	1.9%
8 33回忌を終えたら	81	19.4%
9 わからない	60	14.4%
10 その他	11	2.6%
11 無回答	19	4.5%
回答者数	418	100.0%

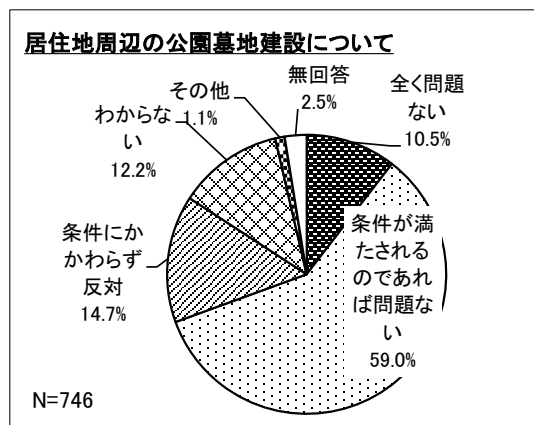


(5) 公営墓地の整備について

問4：全ての方に、公営墓地がお住まいの近くに整備される場合について

墓地が近くに造られるとしたら、「条件が満たされるのであれば問題ない」が59.0%と多く、次いで「条件にかかわらず反対」14.7%、「わからない」12.2%、「全く問題ない」10.5%となっている。

	回答数	構成比
1 全く問題ない	78	10.5%
2 条件が満たされるのであれば問題ない	440	59.0%
3 条件にかかわらず反対	110	14.7%
4 わからない	91	12.2%
5 その他	8	1.1%
6 無回答	19	2.5%
回答者数	746	100.0%

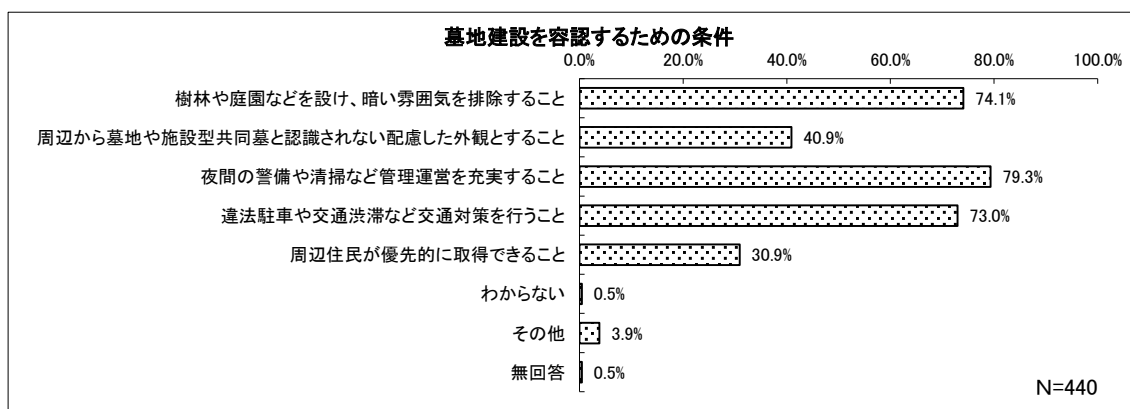


問4-2：全ての方に、公営墓地がお住まいの近くに整備される場合の条件について

(複数回答)

条件が満たされればと答えた方の具体的内容は、「夜間の警備や清掃など管理運営を充実すること」79.3%、「樹木や庭園などを設け、暗い雰囲気や排気などを排除すること」74.1%、「違法駐車や交通渋滞など交通対策を行うこと」73.0%、「周辺から墓地や施設型共同墓と認識されない配慮した外観とすること」40.9%、「周辺住民が優先的に取得できること」30.9%となっている。

	回答数	構成比
1 樹林や庭園などを設け、暗い雰囲気や排気などを排除すること	326	74.1%
2 周辺から墓地や施設型共同墓と認識されない配慮した外観とすること	180	40.9%
3 夜間の警備や清掃など管理運営を充実すること	349	79.3%
4 違法駐車や交通渋滞など交通対策を行うこと	321	73.0%
5 周辺住民が優先的に取得できること	136	30.9%
6 わからない	2	0.5%
7 その他	17	3.9%
8 無回答	2	0.5%
回答者数	440	



(6) アンケートクロス集計

問 2-3 区画されたお墓の希望面積別×問 2-4 希望使用期限×問 2-5 希望使用料

- ・面積に関係なく使用料は5万未満、使用期限は永代使用が多い。
- ・使用期限が長くなるに従い使用料は高くなる傾向がある。
- ・面積が大きくなるに従い使用料も高くなる傾向が見られる。

■ 1㎡以下 N=42

		5万円未満	5~20万円未満	20~50万円未満	50~100万円未満	100~150万円未満	150万円以上	無回答	合計
1	5年間程度	3		1					4
2	10年間程度	3	1		1				5
3	20年間程度	5	2	1					8
4	30年間程度		3	2					5
5	30年間以上	3	3						6
6	永代使用	8		4					12
7	無回答	1						1	2
合計		23	9	8	1			1	42

■ 1㎡~4㎡ N=136

		5万円未満	5~20万円未満	20~50万円未満	50~100万円未満	100~150万円未満	150万円以上	無回答	合計
1	5年間程度	4							4
2	10年間程度	8	2						10
3	20年間程度	7	4	2	1				14
4	30年間程度	6	9						15
5	30年間以上	6	4	1	1			1	13
6	永代使用	33	27	9	1	2	1	7	80
7	無回答								
合計		64	46	12	3	2	1	8	136

■ 5㎡~10㎡ N=103

		5万円未満	5~20万円未満	20~50万円未満	50~100万円未満	100~150万円未満	150万円以上	無回答	合計
1	5年間程度	2							2
2	10年間程度	3	1						4
3	20年間程度	3	3	1					7
4	30年間程度	3	5	4	1				13
5	30年間以上	4	3	2					9
6	永代使用	26	14	13	4	4		7	68
7	無回答								
合計		41	26	20	5	4		7	103

## ■ 11㎡～20㎡ N=29

		5万円未満	5～20万円未満	20～50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150万円以上	無回答	合計
1	5年間程度								
2	10年間程度	1							1
3	20年間程度	1		1					2
4	30年間程度				1	1			2
5	30年間以上			1			1		2
6	永代使用	9	2	1	5	2	2	1	22
7	無回答								
合計		11	2	3	6	3	3	1	29

## ■ 21㎡～30㎡ N=10

		5万円未満	5～20万円未満	20～50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150万円以上	無回答	合計
1	5年間程度								
2	10年間程度								
3	20年間程度								
4	30年間程度								
5	30年間以上								
6	永代使用	3	2		1	1	2	1	10
7	無回答								
合計		3	2		1	1	2	1	10

## ■ 30㎡以上 N=2

		5万円未満	5～20万円未満	20～50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150万円以上	無回答	合計
1	5年間程度								
2	10年間程度								
3	20年間程度								
4	30年間程度								
5	30年間以上		1						1
6	永代使用		1						1
7	無回答								
合計			2						2

問 2-6 施設型共同墓の納骨壇（ロッカー式）における収蔵骨壺数×問 2-7 希望使用期限  
×問 2-9 希望使用料

- 無回答が多数を占める。
- 骨壺数に関係なく、5万円未満の永代使用が多い。
- 使用期限が長くなるに従い使用料は高くなる傾向が見られる。
- 骨壺の数が増えると使用料は高くなる傾向が見られる。

【ロッカー式】

■ 骨壺1個 N=35

		5万円未満	5~20万円未満	20~50万円未満	50~100万円未満	100~150万円未満	150万円以上	無回答	合計
1	5年間程度								
2	10年間程度	5							5
3	20年間程度								
4	30年間程度			1					1
5	30年間以上		2	1					3
6	永代使用	8		1				2	11
7	無回答							15	15
合計		13	2	3				17	35

■ 骨壺2個 N=49

		5万円未満	5~20万円未満	20~50万円未満	50~100万円未満	100~150万円未満	150万円以上	無回答	合計
1	5年間程度	1							1
2	10年間程度	2	2						4
3	20年間程度	1	2						3
4	30年間程度	1	3	1					5
5	30年間以上	1	1					1	3
6	永代使用	1	2	2	1			3	8
7	無回答	1						24	25
合計		8	10	3	1			28	49

■ 骨壺3個～4個 N=59

		5万円未満	5～20万円未満	20～50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150万円以上	無回答	合計
1	5年間程度	1							1
2	10年間程度	4							4
3	20年間程度	3			1				4
4	30年間程度	3		2					5
5	30年間以上	1	1						2
6	永代使用	7	5	5		1		2	20
7	無回答							23	23
合計		19	6	7	1	1		25	59

■ 骨壺5個～6個 N=19

		5万円未満	5～20万円未満	20～50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150万円以上	無回答	合計
1	5年間程度	1						1	2
2	10年間程度	1							1
3	20年間程度								
4	30年間程度		1						1
5	30年間以上			1					1
6	永代使用	4		1	2			1	8
7	無回答		1					5	6
合計		6	2	2	2			7	19

■ 骨壺7個以上 N=8

		5万円未満	5～20万円未満	20～50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150万円以上	無回答	合計
1	5年間程度								
2	10年間程度								
3	20年間程度								
4	30年間程度								
5	30年間以上	1							1
6	永代使用	3	1					1	5
7	無回答							2	2
合計		4	1					3	8

問 2-6 棚式を希望×問 2-7 希望使用期限×問 2-9 希望使用料

- ・無回答が多数を占める。
- ・5万円未満の永代使用が多い。
- ・使用期限が長くなるに従い使用料は高くなる傾向がある。

【棚式】

■ 棚式 N=92

		5万円未満	5～20万円未満	20～50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150万円以上	無回答	合計
1	5年間程度	2		1				1	4
2	10年間程度	3	2	1					6
3	20年間程度		1	1				1	3
4	30年間程度	1	5		1				7
5	30年間以上	1	1	1				1	4
6	永代使用	13	4	1				9	27
7	無回答	1						40	41
合計		21	13	5	1			52	92

問 2-6 希望する納骨壇形式×問 2-10 希望する参拝形式

- ・ロッカー式を希望される方は納骨壇の前での参拝を希望する方が多い。
- ・棚式や無回答の方は共同参拝所を希望する方が多い。

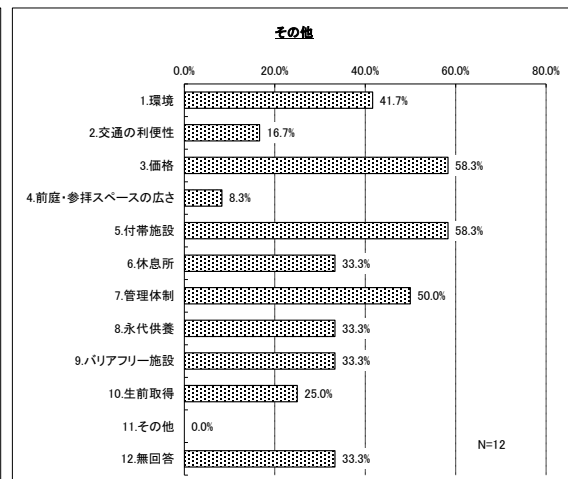
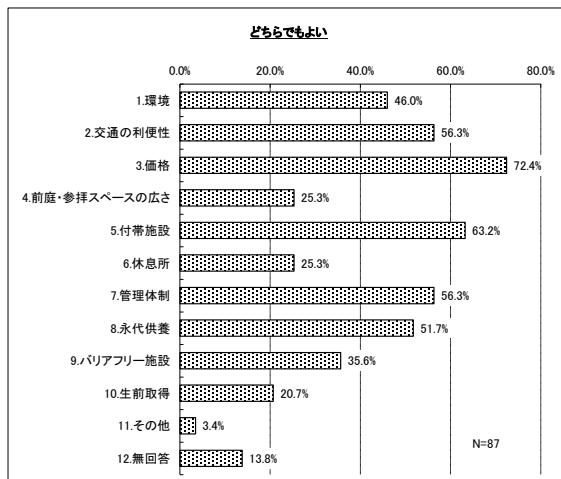
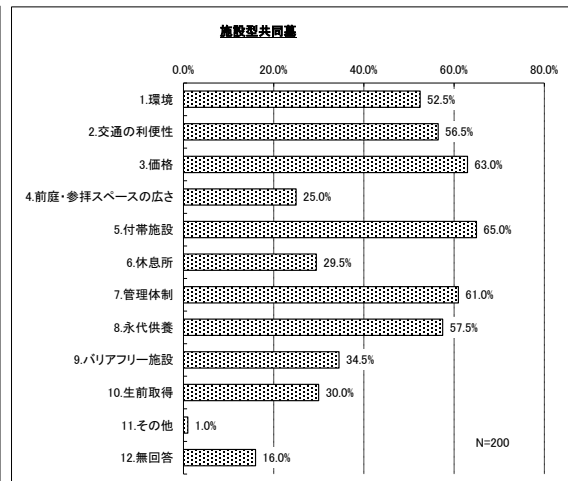
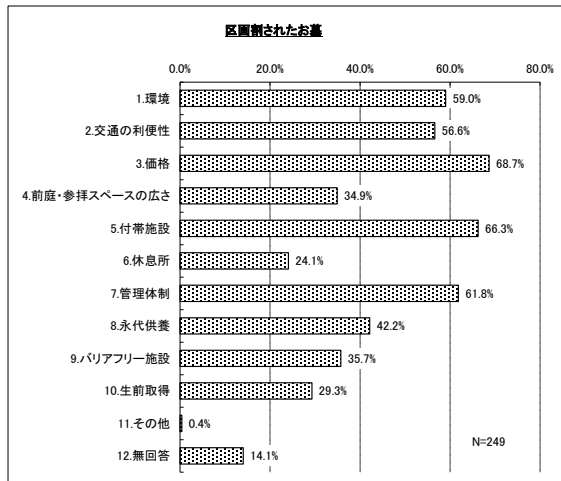
■ N=287

		使用する納骨壇の前で参拝する	共同参拝所で参拝する	その他	無回答	合計
1	ロッカー式	104 60%	58 34%	3	8	173
2	棚式	36 40%	54 59%		2	92
3	無回答	6 27%	11 50%		5	22
合計		146 51%	123 43%	3	15	287

問 2-2 公営墓地の希望タイプ別×問 2-12 公営墓地整備に求めるもの

- ・ 区画割されたお墓を希望する方と施設型共同墓を希望される方の違いを見ると、区画割されたお墓を希望する方は、「前庭・参拝スペースの広さ」の支持が高い。施設型共同墓を希望される方は、「休息所」や「永代供養」の支持が高くなっている。

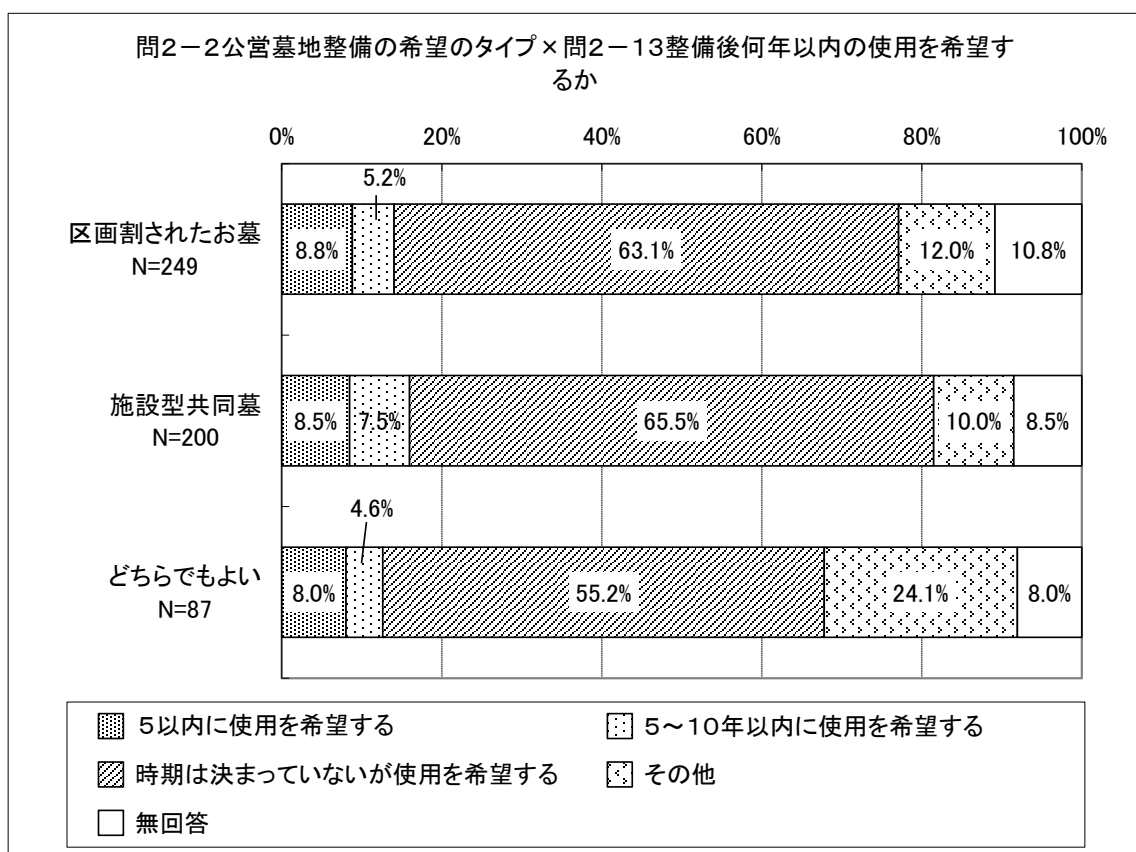
	1.環境	2.交通の 利便性	3.価格	4.前庭・ 参拝ス ペースの	5.付帯施 設	6.休息所	7.管理体 制	8.家代供 養	9.バリアフ リー施設	10.生前 取得	11.その他	12.無回 答	合計	回答者数
1 区画割されたお墓	147 59.0%	141 56.6%	171 68.7%	87 34.9%	165 66.3%	60 24.1%	154 61.8%	105 42.2%	89 35.7%	73 29.3%	1 0.4%	35 14.1%	1,228 493.2%	249 100.0%
2 施設型共同墓	105 52.5%	113 56.5%	126 63.0%	50 25.0%	130 65.0%	59 29.5%	122 61.0%	115 57.5%	69 34.5%	60 30.0%	2 1.0%	32 16.0%	983 491.5%	200 100.0%
3 どちらでもよい	40 46.0%	49 56.3%	63 72.4%	22 25.3%	55 63.2%	22 25.3%	49 56.3%	45 51.7%	31 35.6%	18 20.7%	3 3.4%	12 13.8%	409 470.1%	87 100.0%
4 その他	5 41.7%	2 16.7%	7 58.3%	1 8.3%	7 58.3%	4 33.3%	6 50.0%	4 33.3%	4 33.3%	3 25.0%	0	4 33.3%	47 391.7%	12 100.0%
5 無回答	0	2 28.6%	1 14.3%	2 28.6%	2 28.6%	0	2 28.6%	0	1 14.3%	1 14.3%	1 14.3%	4 57.1%	16 228.6%	7 100.0%
合計	297 53.5%	307 55.3%	368 66.3%	162 29.2%	359 64.7%	145 26.1%	333 60.0%	269 48.5%	194 35.0%	155 27.9%	7 1.3%	87 15.7%	2,683 483.4%	555 100.0%



問 2-2 公営墓地の希望タイプ別×問 2-13 公営墓地を整備した場合の使用開始年

- 区画割されたお墓を希望する方より、施設型共同墓を希望される方が僅かであるが10年以内の使用開始が多くなっている。

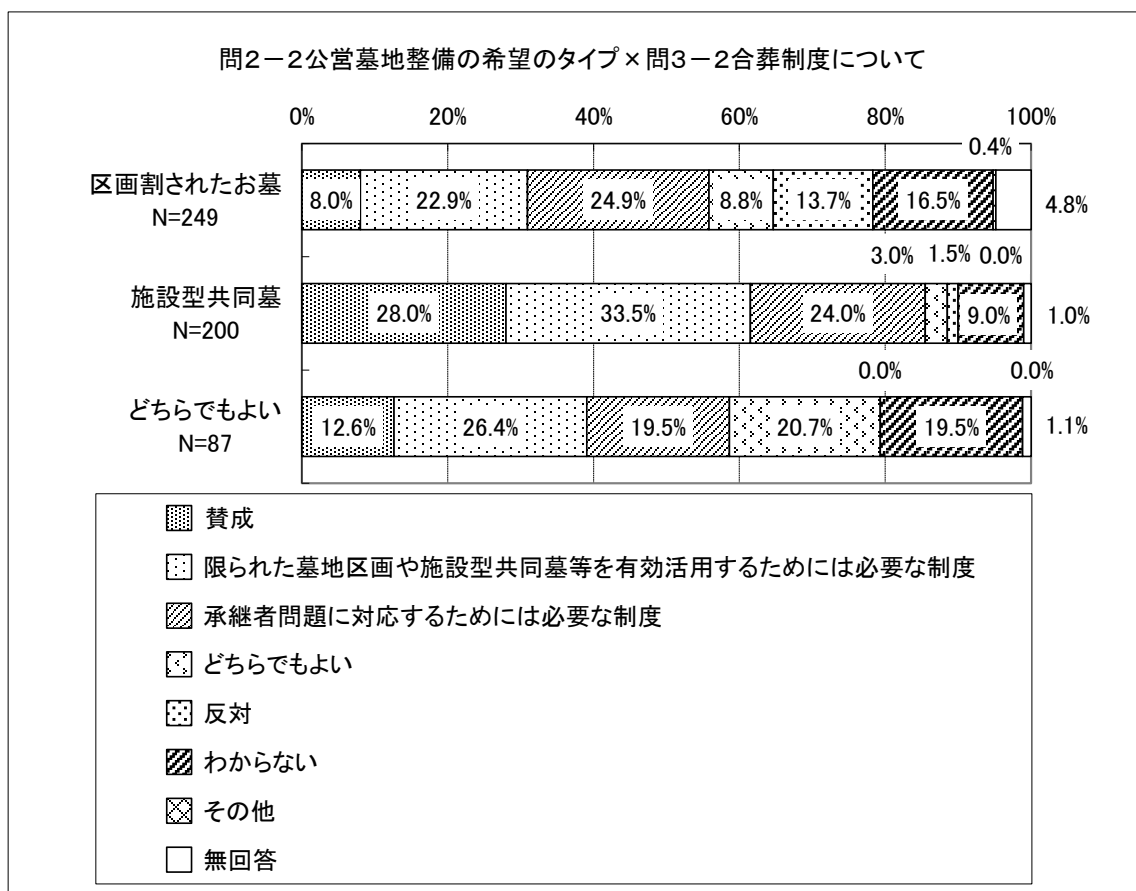
		5年以内 に使用を 希望する	5～10年 以内に 使用を希 望する	時期は決ま っていない が使用を 希望する	その他	無回答	合 計
1	区画割されたお墓	22 8.8%	13 5.2%	157 63.1%	30 12.0%	27 10.8%	249 100.0%
2	施設型共同墓	17 8.5%	15 7.5%	131 65.5%	20 10.0%	17 8.5%	200 100.0%
3	どちらでもよい	7 8.0%	4 4.6%	48 55.2%	21 24.1%	7 8.0%	87 100.0%
4	その他	0 0.0%	0 0.0%	6 50.0%	2 16.7%	4 33.3%	12 100.0%
5	無回答	0 0.0%	0 0.0%	2 28.6%	1 14.3%	4 57.1%	7 100.0%
	合 計	46 8.3%	32 5.8%	344 62.0%	74 13.3%	59 10.6%	555 100.0%



問 2-2 公営墓地の希望タイプ別×問 3-2 合葬制度についての考え方

- ・ 区画割されたお墓を希望する方より、施設型共同墓を希望される方が合葬に対し賛同する方が多く 85.5%が肯定的（「賛成」、「限られた墓地区画や納骨堂等を有効活用するためには必要」、「承継者問題に対応するためには必要」）な意見となっている。なお、区画割されたお墓を希望する方は 55.8%が合葬に肯定的である。

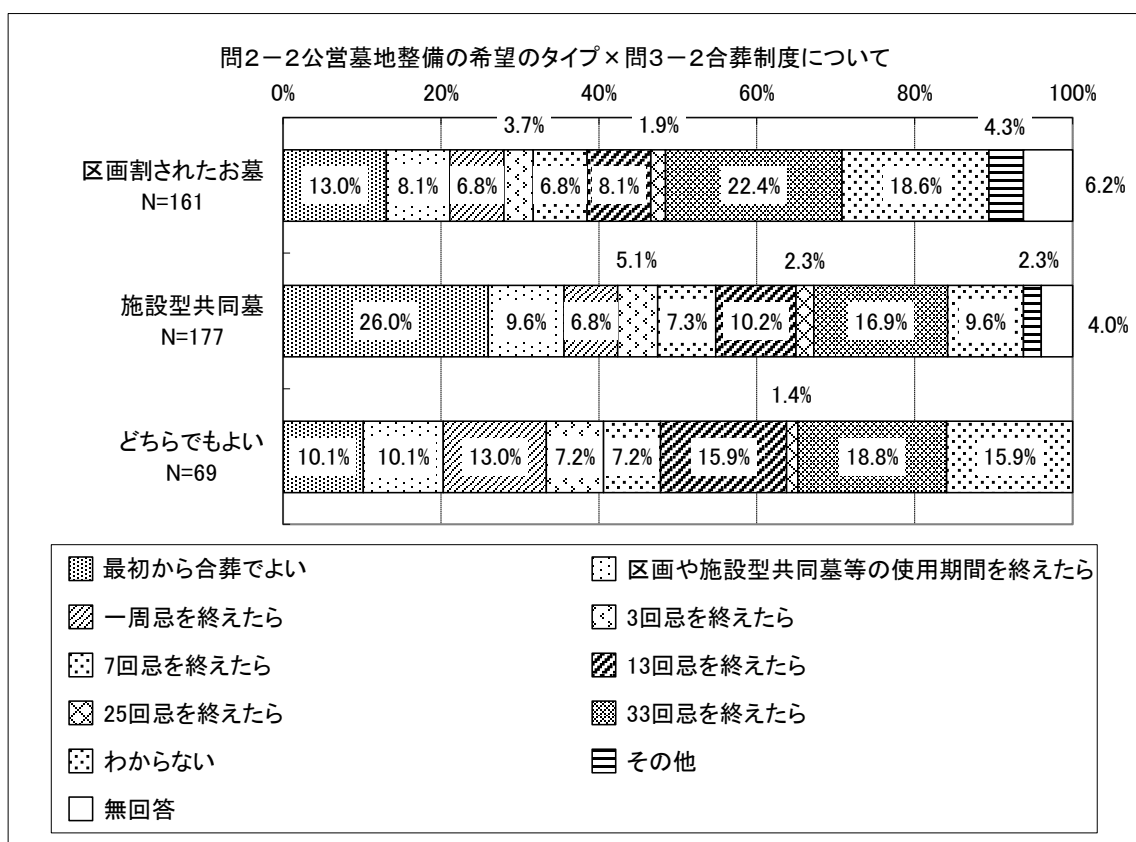
		賛成	限られた墓地区画や施設型共同墓等を有効活用するためには必要な制度	承継者問題に対応するためには必要な制度	どちらでもよい	反対	わからない	その他	無回答	合計
1	区画割されたお墓	20 8.0%	57 22.9%	62 24.9%	22 8.8%	34 13.7%	41 16.5%	1 0.4%	12 4.8%	249 100.0%
2	施設型共同墓	56 28.0%	67 33.5%	48 24.0%	6 3.0%	3 1.5%	18 9.0%	0 0.0%	2 1.0%	200 100.0%
3	どちらでもよい	11 12.6%	23 26.4%	17 19.5%	18 20.7%	0 0.0%	17 19.5%	0 0.0%	1 1.1%	87 100.0%
4	その他	1 8.3%	5 41.7%	3 25.0%	0 0.0%	1 8.3%	2 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	12 100.0%
5	無回答	0 0.0%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	4 57.1%	7 100.0%
合計		88 15.9%	153 27.6%	131 23.6%	46 8.3%	38 6.8%	79 14.2%	1 0.2%	19 3.4%	555 100.0%



問2-2 公営墓地の希望タイプ別×問3-3 合葬するまでの期間（問3-2で肯定的又はどちらでもよいと答えた方）

- 施設型共同墓を希望される方は、「最初から合葬でよい」が26.0%、13回忌までに合葬しても良いとする方は65.0%、33回忌までに合葬しても良いとする方は84.2%となっている。
- 区画割されたお墓を希望する方よりは、「最初から合葬でよい」が13.0%、13回忌までに合葬しても良いとする方は46.5%、33回忌までに合葬しても良いとする方は70.8%となっている。

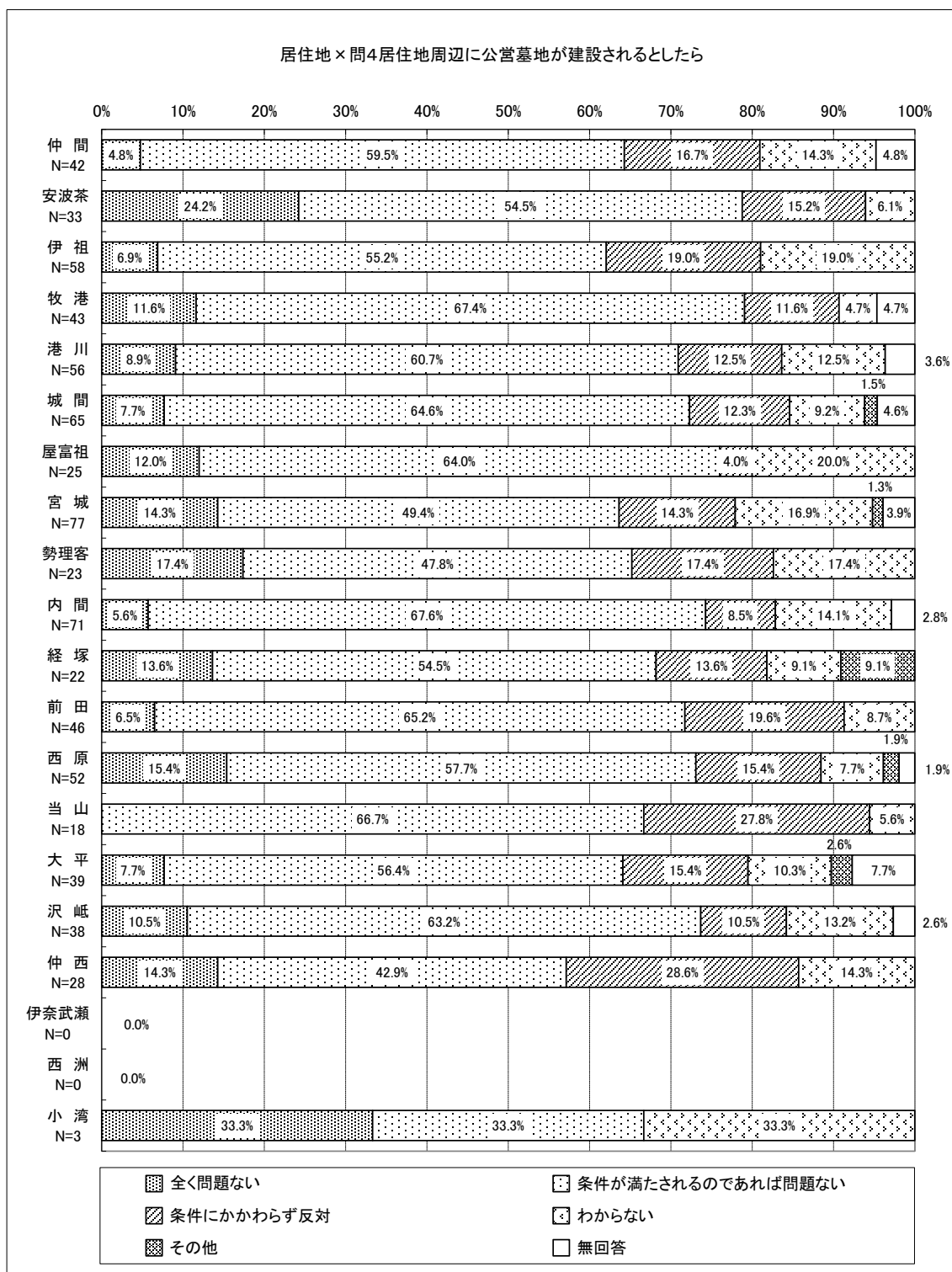
	最初から合葬でよい	区画や施設型共同墓等の使用期間を終えたら	一周忌を終えたら	3回忌を終えたら	7回忌を終えたら	13回忌を終えたら	25回忌を終えたら	33回忌を終えたら	わからない	その他	無回答	合計
1 区画割されたお墓	21 13.0%	33 8.1%	11 6.8%	6 3.7%	11 6.8%	13 8.1%	3 1.9%	36 22.4%	30 18.6%	7 4.3%	10 6.2%	161 100.0%
2 施設型共同墓	46 26.0%	17 9.6%	12 6.8%	9 5.1%	13 7.3%	18 10.2%	4 2.3%	30 16.9%	17 9.6%	4 2.3%	7 4.0%	177 100.0%
3 どちらでもよい	7 10.1%	7 10.1%	9 13.0%	5 7.2%	5 7.2%	11 15.9%	1 1.4%	13 18.8%	11 15.9%	0 0.0%	0 0.0%	69 100.0%
4 その他	1 11.1%	2 22.2%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	2 22.2%	1 11.1%	0 0.0%	1 11.1%	9 100.0%
5 無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%
合計	75 17.9%	39 9.3%	33 7.9%	20 4.8%	29 6.9%	43 10.3%	8 1.9%	81 19.4%	60 14.4%	11 2.6%	19 4.5%	418 100.0%



## 属性の居住地×問4 居住地周辺に公営墓地が建設されるとした場合の意向

- 公営墓地の整備に「全く問題ない」と答えた方が多い字は、安波茶が24.2%、次いで勢理客17.4%、西原15.4%、宮城、仲西14.3%となっている。「全く問題ない」と「条件が満たされるのであれば問題ない」を合わせると、牧港が79.0%、安波茶78.7%、屋富祖76.0%の順となっている。

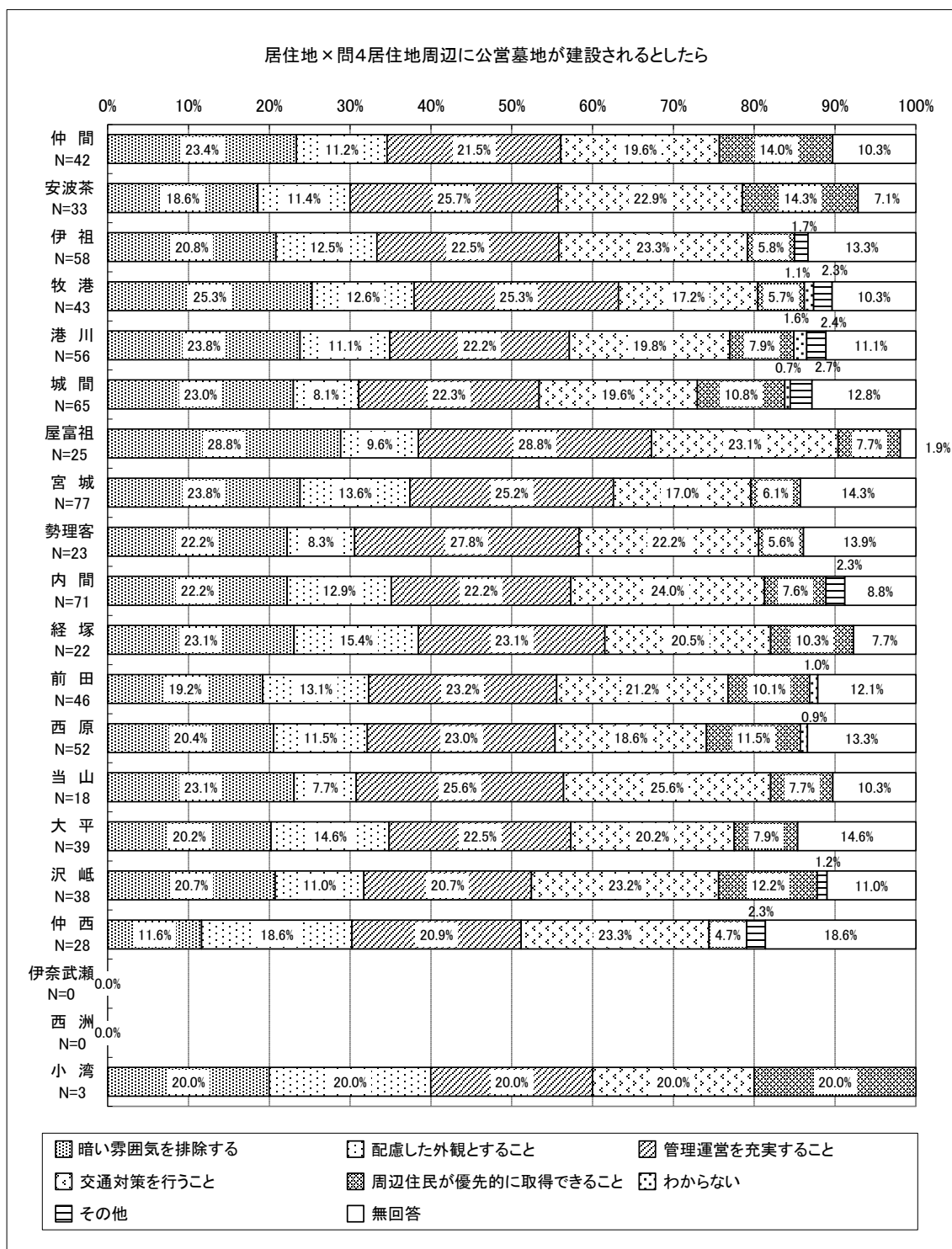
		全く問題 ない	条件が満 たされる のであれ ば問題な い	条件にか かわらず 反対	わからな い	その他	無回答	合計
1	仲間	2 4.8%	25 59.5%	7 16.7%	6 14.3%	0.0%	2 4.8%	42 100.0%
2	安波茶	8 24.2%	18 54.5%	5 15.2%	2 6.1%	0.0%	0.0%	33 100.0%
3	伊祖	4 6.9%	32 55.2%	11 19.0%	11 19.0%	0.0%	0.0%	58 100.0%
4	牧港	5 11.6%	29 67.4%	5 11.6%	2 4.7%	0.0%	2 4.7%	43 100.0%
5	港川	5 8.9%	34 60.7%	7 12.5%	7 12.5%	1 1.8%	2 3.6%	56 100.0%
6	城間	5 7.7%	42 64.6%	8 12.3%	6 9.2%	1 1.5%	3 4.6%	65 100.0%
7	屋富祖	3 12.0%	16 64.0%	1 4.0%	5 20.0%	0.0%	0.0%	25 100.0%
8	宮城	11 14.3%	38 49.4%	11 14.3%	13 16.9%	1 1.3%	3 3.9%	77 100.0%
9	勢理客	4 17.4%	11 47.8%	4 17.4%	4 17.4%	0.0%	0.0%	23 100.0%
10	内間	4 5.6%	48 67.6%	6 8.5%	10 14.1%	1 1.4%	2 2.8%	71 100.0%
11	経塚	3 13.6%	12 54.5%	3 13.6%	2 9.1%	2 9.1%	0.0%	22 100.0%
12	前田	3 6.5%	30 65.2%	9 19.6%	4 8.7%	0.0%	0.0%	46 100.0%
13	西原	8 15.4%	30 57.7%	8 15.4%	4 7.7%	1 1.9%	1 1.9%	52 100.0%
14	当山	0.0%	12 66.7%	5 27.8%	1 5.6%	0.0%	0.0%	18 100.0%
15	大平	3 7.7%	22 56.4%	6 15.4%	4 10.3%	1 2.6%	3 7.7%	39 100.0%
16	沢岷	4 10.5%	24 63.2%	4 10.5%	5 13.2%	0.0%	1 2.6%	38 100.0%
17	仲西	4 14.3%	12 42.9%	8 28.6%	4 14.3%	0.0%	0.0%	28 100.0%
18	伊奈武瀬							0 0.0%
19	西洲							0 0.0%
20	小湾	1 33.3%	1 33.3%	0.0%	1 33.3%	0.0%	0.0%	3 100.0%
21	無回答	1 14.3%	4 57.1%	2 28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	7 100.0%
	合計	78 10.5%	440 59.0%	110 14.7%	91 12.2%	8 1.1%	19 2.5%	746 100.0%



## 属性の居住地×問 4-2 条件が満たされるのであれば問題ないと答えた方の条件

- ・「全く問題ない」と「条件が満たされるのであれば問題ない」を合わせた支持が上位の牧港、安波茶、屋富祖について見る。
- ・牧港は「暗い雰囲気排除すること」と「管理運営を充実すること」が 25.3%、「交通対策を行うこと」17.2%となっている。
- ・安波茶は「管理運営を充実すること」25.7%、「交通対策を行うこと」22.9%、「暗い雰囲気排除すること」18.6%となっている。
- ・屋富祖は「暗い雰囲気排除すること」と「管理運営を充実すること」が28.8%「交通対策を行うこと」23.1%、となっている。

		1.暗い雰囲気排除すること	2.配慮した外観とすること	3.管理運営を充実すること	4.交通対策を行うこと	5.周辺住民が優先的に取得できること	6.わからない	7.その他	8.無回答	合計	回答者数
1	仲間	25 23.4%	12 11.2%	23 21.5%	21 19.6%	15 14.0%	0.0%	0.0%	11 10.3%	107 100.0%	42
2	安波茶	13 18.6%	8 11.4%	18 25.7%	16 22.9%	10 14.3%	0.0%	0.0%	5 7.1%	70 100.0%	33
3	伊祖	25 20.8%	15 12.5%	27 22.5%	28 23.3%	7 5.8%	0.0%	2 1.7%	16 13.3%	120 100.0%	58
4	牧港	22 25.3%	11 12.6%	22 25.3%	15 17.2%	5 5.7%	1 1.1%	2 2.3%	9 10.3%	87 100.0%	43
5	港川	30 23.8%	14 11.1%	28 22.2%	25 19.8%	10 7.9%	2 1.6%	3 2.4%	14 11.1%	126 100.0%	56
6	城間	34 23.0%	12 8.1%	33 22.3%	29 19.6%	16 10.8%	1 0.7%	4 2.7%	19 12.8%	148 100.0%	65
7	屋富祖	15 28.8%	5 9.6%	15 28.8%	12 23.1%	4 7.7%	0.0%	0.0%	1 1.9%	52 100.0%	25
8	宮城	35 23.8%	20 13.6%	37 25.2%	25 17.0%	9 6.1%	0.0%	0.0%	21 14.3%	147 100.0%	77
9	勢理客	8 22.2%	3 8.3%	10 27.8%	8 22.2%	2 5.6%	0.0%	0.0%	5 13.9%	36 100.0%	23
10	内間	38 22.2%	22 12.9%	38 22.2%	41 24.0%	13 7.6%	0.0%	4 2.3%	15 8.8%	171 100.0%	71
11	経塚	9 23.1%	6 15.4%	9 23.1%	8 20.5%	4 10.3%	0.0%	0.0%	3 7.7%	39 100.0%	22
12	前田	19 19.2%	13 13.1%	23 23.2%	21 21.2%	10 10.1%	1 1.0%	0.0%	12 12.1%	99 100.0%	46
13	西原	23 20.4%	13 11.5%	26 23.0%	21 18.6%	13 11.5%	1 0.9%	1 0.9%	15 13.3%	113 100.0%	52
14	当山	9 23.1%	3 7.7%	10 25.6%	10 25.6%	3 7.7%	0.0%	0.0%	4 10.3%	39 100.0%	18
15	大平	18 20.2%	13 14.6%	20 22.5%	18 20.2%	7 7.9%	0.0%	0.0%	13 14.6%	89 100.0%	39
16	沢岷	17 20.7%	9 11.0%	17 20.7%	19 23.2%	10 12.2%	0.0%	1 1.2%	9 11.0%	82 100.0%	38
17	仲西	5 11.6%	8 18.6%	9 20.9%	10 23.3%	2 4.7%	0.0%	1 2.3%	8 18.6%	43 100.0%	28
18	伊奈武瀬									0 0.0%	0
19	西洲									0 0.0%	0
20	小湾	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5 100.0%	3
21	無回答	5 25.0%	2 10.0%	4 20.0%	4 20.0%	3 15.0%	0.0%	0.0%	2 10.0%	20 100.0%	7
合計		351 22.0%	190 11.9%	370 23.2%	332 20.8%	144 9.0%	6 0.4%	18 1.1%	182 11.4%	1,593 100.0%	746



## (7) 自由意見の整理

問4-3:公営墓地の整備についての意見(※内容については趣旨を損なわない程度に要約)

<公営墓地整備が必要(賛成)>

大賛成です。早めに整備等を行ってほしい。

1人者、又は、子供なし者には必要です。ただ、参拝時に予約が必要だと困る→旧盆、旧1月16日等。沖縄の風習等も考えて設置してほしい。

一日も早い整備をお願いします。

今まで考えたことのない事でしたが、改めて現況を確認する必要があると感じました。

浦添市で公営墓地の整備して下さいよう希望します。

浦添市内にお墓を造りましたが、住宅地の中から通り抜けするものですから、駐車も出来ず、とても不便。是非、市で設立して下さいようお願いします。

浦添市は、とても住みやすい場所。モノレールが浦添市を通ることで、より住みやすい地域になるので、墓地の整備をどんどん進め土地の有効利用になるようお願いしたい。

浦添市は点在した墓地が多いと思います。計画的に墓地公園を整備すべきだと思います。

浦添市は他に比べて、遅れている感じを受ける。早急に整備すべきだと考える。

お墓を持ったとしても、継承する者が沖縄に住み続けるとは限らないので、公営墓地はいいと思う。私たち夫婦としては、海にまくとか、桜の木の下とか、そんなことを漠然と考えている。なので、ロッカー式とか柵式とか問われてもピンとこなかった質問ですね。

親・子・孫が同じ墓地を使用できるようにしてほしい。公営墓地の整備をできるだけ早く進めてほしい。公営墓地の使用手続き等を簡単にしてほしい。

半年程前から民間の墓地を見学しています。公営墓地の事、合葬制度の事は知りませんでした。できれば、ぜひ利用したいと思っています。

公営墓地には基本的には賛成です。社会的弱者が安心して利用できる施設ができることを期待します。

公営墓地の整備については賛成です。個人墓が増えると困ります。

公営墓地の整備に期待しているので行政として頑張ってほしい。

公営墓地の整備は、沖縄の将来のために是非必要である。散骨ができる方法も検討してほしい。林の中や海で散骨できる方法も是非必要である。墓や位牌の維持に子供達が悩まないように考えるべきである。

公営墓地の整備は必要と思う。墓地公園的な位置づけも検討してもらいたい!

公営墓地は必要だと思うが、自宅の近くは嫌だという人が実際は多いかと思う。所有する土地の価値が下がるのではという心配や、不審者がたむろする場所にならないか、参拝者の車が迷惑行為にならないか等の心配もあると思う。しかし、住宅地の真ん中に無造作に墓が作られるのは、都市計画や環境上問題ありと考えます。対策は絶対に必要と思います。

---

高齢化社会で医療、介護と同様に墓地対策は必須で、公営墓地の整備を市策として取り組まれている事を有り難く思います。是非、実現化に向けて取り組まれる様お願い致します。

---

個人での墓地取得管理は金銭的にも困難であり、非常に難しい。是非早急に公営墓地の整備を進めてほしい。

---

今後必要性があると考えます。生きている人の気持ちに沿った制度が整うといいですね。賛成です。狭い沖縄、お墓だらけにしてどうするの…。実家は門中墓です。結婚して個人墓でびっくりです。意味がわからない。人間たどればいっしょと思っています。大変でしょうが、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

---

自然散骨を望んでおります。浦添市の公営墓地に対しては、賛成です。際限なく掘げてゆくことには無理を感じます。合葬制が合理的です。

---

時代の変化に則したよい案だと思います。個人での墓地用地の取得や管理、費用等の懸念が減少することで、安心感を得ることができます。

---

狭い土地環境の中、墓地が広大になっていくのは、本末転倒である。公営墓地を整備し、ある条件下において使用し、一定期間後は合葬し、一定の範囲内の敷地ですませるように考えた方が良いでしょう。

---

少子化時代、未婚化時代になり、継承がむずかしくなっている時代を考えると、公営墓地の考えは合っているように思います。市が取り組んでくれるというのはいいことだと思います。

---

早急に公営墓地を整備し、市内に散在する個人墓地の集約を進めて欲しい。

---

早急に実現して下さい。

---

早急に進めてほしい。

---

早急に取り組み着工して頂きたいです。

---

とても良い事だと思います。早急に実現に向け進めてください。

---

早く整備すべきことだと思います。これから、人口が増えてくると、お墓の問題は深刻になってくるので、市民の意見に耳を傾けながら進めていってほしいです。

---

早めに計画、実施出来ることを望みます。

---

本市公営墓地の整備は必要と思います。

---

安く、早く、整備して下さい。

---

現在、個人墓地を所有していない世帯のために、公営墓地の整備は必要と思われる。

---

#### <公営墓地整備は不要（反対）>

---

必要ない。業者に任せる。

---

すべてに反対します。

---

住宅の近所に公営墓地があれば子供達に良い事がない。子供がおびえて暮らす、環境に良くないと思います。

---

### <公営墓地整備のあり方について>

どんなに新しくきれいな墓地の建設であっても、暗いイメージの墓地である事に相違ありません。しかし、周辺整備を行う事で、地域住民との緩和を得られると思います。古い固定観念も大事ですが、人口増加で居住地が不足する様な事を考えると、市内のあちこちに見受けられる墓地は早めに集約させて欲しい。(補足)※おじー、おばーの意見も大事ですが、亡くなられた方よりも、今を生きて行く市民の生活が第一だと思う。

基本的に市民の墓地ニーズに対応できる大規模な整備が望ましい。公営墓地(敷地内にタイプ1. 区画割されたお墓、タイプ2. 施設型共同墓を併設)の自由選択ができるようにする。

沖縄にはお墓でのいろいろな祀り事があり、日頃疎遠な親戚とのコミュニケーションの場としての大事さを感じる。大規模な墓は現代では不向きな点もあるが、小規模でも必要と感じる。また、墓地公園として考えるならばある程度のライフラインも必要である。

個人で墓を作るとしても市には墓を作る土地がないし、金もかかるので、個人で墓を作るとは不可能な時代になりました。公営墓地の整備はもう時代のニーズだと思います。

最近よくTVなどでとり上げられていたりするので、考え方もいろいろ変わってきているなあとと思う。頻繁にお墓に来られない人や家族が少ない人等がお墓の管理等をお願いできるといいなあとと思う。

私有地使用の個人墓は都市計画上、立ち退きとかの際に、交渉事が個々になり、転居が難しくなるので、なるべく共同使用の墓地は必要と思われ、核家族化が進む現代、ますます必要性を感じざるをえません!

重要な課題。現在ある墓地は制限されるか。その時に金銭の都合がつく人はよし。その他の方の行く先はどうなるか。あらためて先進各国の状況も参考にしたいと考えています。

選択があるほうがいい。(ロッカー式、棚式、個々に区画割されたお墓とか、それぞれ金額を設定し、選べる方がいいと思う。)子供に負担をかけたくないので早めに整備を行ってほしい。

現状を踏まえ、徐々に整備したほうがよいと思います。

個々に区画されたお墓に丸を付けましたが、施設型共同墓との併用でも良いのでは? 但し、このような場所は治安が悪くなりがちなので、そこは充分配慮すべきかと思います。

今後のまちづくりを考えると、増え続ける墓の問題は大変なことですし、共同墓はどうしても必要です。一方で、亡くなった方へ様々な想いを抱いている家族にとっては、その墓が救いの場になっているかもしれません。亡くなった方をなんらかの形で残していたいという気持ちの方々も本当に多いと思います。様々な選択があることが重要かと思います。

最近、TVでもお墓についての特番をよくみかけます。お墓を持たなくていいという考え方が増え、“さくら葬”や“木樹葬”、海への散骨など、沖縄県でも色々な取り組みができる事を望みます。浦添市がどこよりも先に新しい事ができればいいと思います。

---

街として考えると墓があちらこちらに点在しているのは、あまりよくないのかも知れませんが、沖縄本来の祖先崇拜の伝統が失われてしまうんじゃないかと懸念します。将来を考えれば公営の墓地があれば、土地の無い人、継承者がいない人等には良いと思います。いろんな方法で選択できる様にしてほしいと思います。ただ、使用できる条件（線引きの部分）は取り決めなければならない事も多いと思います。少子高齢化の時代ですので、市として早めに取り組んで頂く方がよろしいのかなと思います。

---

自分自身としては、施設型共同墓や樹木葬等で子どもに負担をかけたくないと考えます。でも、子どもの立場に立った時には一般的にやはり親にはきちんとした個人墓を準備したいと考えるのではないかと思い、問1-3は答えました。市の方で樹木葬を計画できるのであればぜひ希望したいと考えます。

---

できるだけ簡素化していくべきだと思います。

---

何世代も継承されている個人墓地は必要。ただし、共同納骨堂、33回忌後に合葬を選択する事もあわせもった公営墓地施設を希望します。

---

沖縄の文化にあうでしょうか？ 使用期限を設けるのは難しいと思います。経済的には助かる人は多いと思います。

---

アンケート内容が整備ありきで進んでいくのでアンケートという感じがしない。誘導されている。役所内の人だけでなく、会議には市民も（賛成、反対）入れてみては？ 安くすまそうではなく、税金だからいくら使ってもではなく、しっかり、採算が取れるように考えてつくれば、税金の収入も増えると思います。今後、墓の文化がどう進んでいくかわかりませんが、墓はいらないってなった時も、スピーディーに対応出来るような浦添市にしてください。勝手な事ばかりすみませんでした。市長に見てもらえますように。

---

浦添は商業都市として発展しているように思えます。市内に大がかりな公営墓地を確保するスペースがあるかどうか。近隣の市町村と協力できないか。できれば市内に設置せず、広くて落ち着いた場所に建設できればその方がよい。

---

沖縄での車事情をよく理解している方による計画であれば良い。公園等でも駐車場が少なく路上に止めて渋滞させているのが多く見受けられます。

---

集合住宅に住んでいるのですが、購入段階で敷地のそばに墓地があり、開発元の意見では「浦添市の計画で個人墓地は撤去される。」との言葉を信じ購入しました。20年たった今でも同じ状況です。公営墓地の場合には識名霊園のような慢性的な混雑を引き起こしかねないと思われるので、この点については周辺住民への配慮をお願い致します。

---

個人墓地を持っている（浦添霊園墓地）人も公園墓地が出来たら移動しなくてはいけないか？ 今から作る人には必要だと思うが、自分の墓のある人はそのまま使用したい。

---

このアンケートは整備計画についての市民の思いを書くようになっていますが、市として長期的にどのように考えているかも市民が知りたい所です。これからの墓は少子化を考えるべきです。これ以上墓の面積を増やさず、一基の面積を小さくすれば、今後、今の場所に10倍は造れると思います。

---

自然を壊してまで造る必要があるのか？ オルゴールのように小さな箱を墓にみたてたら、墓まで行かなくてもいつでも手を合わすことが出来るし、常に家に置いておくこともできる。

市部では、区画割されたお墓の整備は限界があり、町村域にその整備を期待するしかないと思います。

### <公営墓地整備における景観・周辺環境について>

市の景観が損なわれないようにしてほしい。現在ある墓地は駐車場を含めてたまり場になっているので、治安面をきちんと管理できるような公営墓地にしてほしい。

駐車場が大きい方がよい。公園と兼ねた方がいいね。

墓地があっちこっちにあったら困る。墓地があるために開発が遅れたら地域の損失です。明るくきれいな墓地公園のような公営墓地をお願い致します。1㎡以下の小さなお墓でも、そばに芝生等の大きな広場があればシーミーの時でもそこで食事も出来るので、不便はありません。そのような広場があればなお良いですね。

浦添墓地公園の近くに住んでいます。今はほとんど個人墓地ばかりですが、この場所に公営墓地ができるのであればよいと思います。公園墓地は、明るいイメージがある方がいいです（みんなでピクニックができるくらいの）。大きな樹をたくさん植えて、陰をつくり（ゆっくり休めるイス等もおく）、トイレ等の整備をきちんと行う。そのためにも、夜間の警備や清掃も重要かと思います。怖いイメージがなければいいかなと思います。

公営墓地に広大な駐車場が必要だと思います。将来、公営墓地が市内にあると安心して浦添市で過ごせるでしょう。

公営墓地については良い考えです。その後、管理、整備が十分になされ、皆様がやすらげる場所を作って欲しい。

公営墓地の建設地はなるべく民家等が無い場所や娯楽施設がない所にしてほしい。

公営墓地は単なる墓地としての機能だけでなく公園やコンサートホール等として市民が様々な面から利用できるよう多機能化できるようにしてほしい。

公園墓地的な形態が望ましい。（墓石等を低く抑え、見通しを良くし、緑地（芝）を多くし、『遊べる墓地』を目指して欲しい。）

死角がないようにしてほしいです。悪のたまり場にならないように配慮してほしい。

住宅地と墓地を分離して欲しい。

墓地内に水道、トイレ等の設置も必要ではないかと思います。

清潔感が有り、お墓特有の角張りがなく広い感覚があったらいいと思います。

整備そのものについては賛成するが、住宅地近くに建設するのは良くないと思う。住宅地域からは比較的離れた未開発の地域に建設すべきだと考えます。

---

近くに墓地がある場合、違法駐車や交通渋滞が一番気になります。居住地の近くには、ぜひ作らないようにお願いします。

---

駐車場がないと不便、手洗い所（お墓の茶わん、花びん）など洗える所、トイレ、この3点は絶対必要です。参拝に来て、この3点が揃いのところは本当に大変です。公営墓地ともなるとたくさんの方が集中して参拝する時があると思います。みんながそれぞれの思いで、故人の墓地へ静かな参拝ができるようにしてほしいです。※近年、自然災害などありますがその時に公営墓地の保障はどうなりますか？

---

駐車場を整備したり、明るく公園などを併設したりして、暗い雰囲気もなくしてほしい。東京の樹林墓地の様に緑化するのはいいと思います。

---

不審者や未成年のたまり場、不法投棄の場所にならない様、警察官等の巡回コースにするなどしていく必要があると思います。

---

不良のたまり場にならないような明るい墓地にしてほしい！

---

墓地は、行事（お盆等）以外では立ち寄る機会も少ない為、日頃の安全性や環境がとても大切だと思う（不審者のたむろ、事件事故を発生させない為の管理が重要）。また、現在の経済状況において、市民の所得も厳しい状況にあるので公営墓地は必要になってくる。沖縄特有の風習もあり、墓地の大きさにこだわる方もいると思うが、各々の所得に応じた墓地でもいい。民間の墓地業者よりも公営墓地を必要とする市民は多いと思う。

---

民家からできるだけ離れた山林地帯にして欲しい。

---

### <公営墓地整備に対する提案・要望>

---

新規にお墓を建設する方を対象にもっとしぼり込んでアンケートを取る必要がある。

---

分家したら各々個人墓をもつという現在ある風習を改め門中墓へと誘導できないか。可能であれば相当の土地有効利用につながると思うが。

---

今迄、墓地について深く考えたことがなかったが、今後、継承者問題は大きくなりそう。周りでロッカー式の納骨堂を使用している方がいるが、個人的には合葬でも構わない。

---

ウチナンチュの生死観にかかわる問題ですので、公営墓地を作っても利用されない可能性もあります。森や緑地を残しながら多様なニーズに対応できる、地元住民が違和感を持たない様な公営墓地を望みます。

---

浦添地域全体が墓地になっているという感じの今の状況を早く規制して下さい。

---

お墓があちらこちらに建てられているのが目に付きます。何年か前にもお墓についてアンケートがありましたが、行政は早めに行動に移して下さい。アンケートばかりとっている間に、また新しいお墓が建ってしまいます。正直、不快です。

---

カーミージーを樹木墓や海への散骨ができる公園として整備するアイデアはどうですか？ もちろん海洋レジャー施設も整備すると尚更よい。

---

各字に公営墓地を設け、合葬にする。

---

---

経塚から首里にかけて墓地が多く、その周辺に住宅の建設がない。開発に無計画で不動産会社が利益本位に分譲した結果、不都合が生じたと思う。行政の規制に力を入れて欲しい。個人の墓地も周辺の住民の許可なく作らせないで下さい。とても迷惑しています。

---

個人墓は、少しずつかくせば家も建てられるのでいいと思います。

---

この問題は未来永劫考えていかなくてはならない事だと思います。この狭い浦添で今の沖縄風の墓では限界がくるのは目に見えています。そのことを少しでも解消するには建築物ではなく外人墓地的な公営墓地を思いきって検討してみてもどうでしょうか。※このアンケートは時宜を得たアンケートだと思います。市民の意見がどう出るかわかりませんが、ある程度市の方でリードしてはいかがかと思います。

---

市の墓地行政について公開の場で説明会等があれば、詳しく聞けるので望みます(是非)。市民の声を反映した取り組みをしてもらいたい。

---

住宅環境を考えると家の隣にお墓が造られることは今後もあり得る。できるだけ高台が良い。交通渋滞はシーミーなどで見られる風物詩みたいなもの。理解してくれると思う。

---

公営墓地の建設は将来に向けて止むを得ない。これまでの集団墓地も面積を縮小して利用すべき(環境整備を条件にすればみんな応じるだろう)。

---

死んだら土に帰るといふ。樹木葬でもよいと思う。自分の親の世代しか知らないで、100年もすると誰も知った人がいない。子や孫も先祖を知らなくなる。生きている時が一番大事で、死んだら無になる。後の人まで墓のことで悩ませたくはない。

---

伝統的な沖縄風の墓地の形態にこだわらず、美しさや環境及び運営管理を重視したアメリカ式、泊の外人墓地の形態でも良いかと思われる。

---

栃木県の公営墓地を見てきれいで整備されていて感動しました。他県のも参考にされてはいかがでしょうか。栃木県小山市だったと思います。

---

土地の活用からも個人墓は、最小限に減らすようにすべき。

---

キャンプキンザーの返還に力を注いでもらって、キャンプキンザー跡地に公営墓地を建設するような展望を持って欲しい。

---

人間の誕生から死までについて、思いをはせて学習のできる施設や子ども達も楽しくすごせる施設を設けるなど、死＝生の喜びを感じられる墓地にすれば、居住地周辺にあっても抵抗感はなくなると思います。安心感を与えるものにしてもらえれば良いと思います。

---

海葬や山葬なども区域を決めて認めてほしいです。人間はいつか自然に帰るので墓にこだわりはありません。

---

法人経営で管理型墓園が至る所で建設されているが、管理状況が良好ではない。例えば、永代管理証書を交わしているにもかかわらず、管理されていない墓園がある。従って、公営墓地については、充分なる管理体制を整えるとともに、自治体として、法人墓園に指導監督出来る条例整備が必要である。

---

---

墓地経営が県や市町村に移管され管理が強化され良かった。以前は集落離れの原野等に簡単に墳墓が設置され環境悪化につながった。本市には住宅が密集し墓地を造る土地は残っていないと思う。区画整理事業で墓地を移動した当山地区や前田地区の墳墓の割り当てが大き過ぎた。今後本市が公営で墓地経営することは困難だと思う。将来キャンプキンザーが返還されることを前提にプランを立てておくこと、また当山地区の墓地を1坪以下に縮小して現況2倍以上の墳墓の数を増す計画を立てる。現状の墳墓を造り替えることで土地の買い上げを検討する。そこを明るく公園化し、永代供養ができる施設も計画していく。墓地を自分で造れない財力しかないのであれば、それは仕方のないことだと思う。今、目の前にある問題は他にあると思う。アンケートは素晴らしい取り組みだと思います。

---

未だ新聞等でほとんど取り上げられていない等、公営墓地についてほとんど論議されておらず、考えていなかった。そのため、唐突の感をぬぐえず残念ながらあいまいな回答が多くなった。しかし、用地等の観点や景観を考慮すると散在する墓の整理統合は当然であり、墓地の拡大も困難であろう事から、その整備は必要であると思う。が、現段階での市民、否、県民の多くが旧墓地の観念に支配されており、熟した公営墓地の論議が出来ないと思う。新聞等への掲載をするよう（問題提起するよう）働きかけ、全県的論議・意見を求め、更に、識者の提言、諸外国の良環境の墓地を紹介してもらい、将来に悔いの無い墓地を造れば良いと思う。

---

周辺住民とよく話し合いを何度も行い、公営墓地の整備を行ったほうが良いと思いました。

---

### <その他>

---

現在、南城市に永代使用权の墓地を持っている。

---

このアンケートは、すごく良い事だと思いました。そろそろ考えなければと思っていた事なので、あらためて感じた事が多かったです。

---

此の企画はあまりにおすすぎると思う。私の考えでは10年も20年も前に出来上がっていなければならない。

---

## 第3章

# 公営墓地需要予測調査



## 第3章 公営墓地需要予測調査

### 1 公営墓地需要予測の概要

#### (1) 期間

- ・循環型墓地利用サイクル制度（納骨後合葬に移行する期間）を想定し、30年間（平成27年～平成56年）の需要予測を行う。
- ・需要予測のベースとなる人口、世帯、死亡者数はコーホート要因法を用いる。

#### (2) 墓地需要予測の方法

墓地需要予測の算定方法は、アンケート調査より求められた係数を用いる算定方式、沖縄大学吉川教授による算定方式、大阪府方式、横浜市方式の4つの方法を用い判断する。

#### (3) 基礎データ

公営墓地需要予測の基礎データとして、将来人口、将来世帯数、将来死亡者数を推計する。

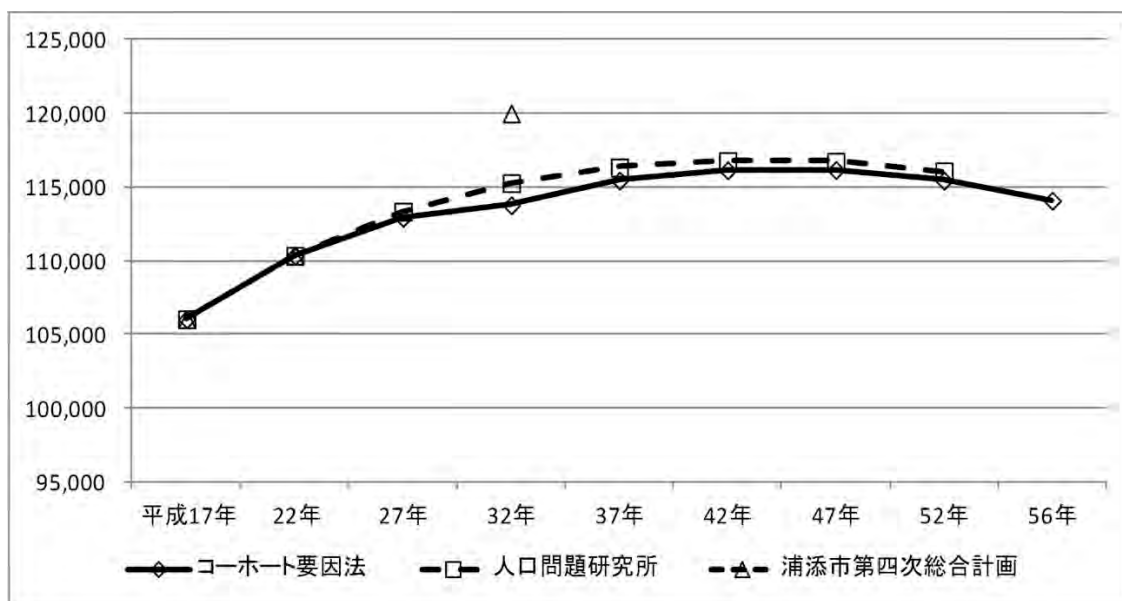
- ①将来人口：コーホート要因法による
- ②将来世帯数：将来人口×一世帯当たり人員（2.7人：平成22年値）
- ③将来死亡者数：コーホート要因法による

人口推計

西暦	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
	平成17年	22年	27年	32年	37年	42年	47年	52年	56年
コーホート要因法	106,049	110,351	112,923	113,772	115,449	116,144	116,165	115,440	114,081
人口問題研究所	106,049	110,351	113,340	115,277	116,337	116,770	116,731	116,075	
浦添市第四次総合計画	106,049	110,351		120,000					

注1：コーホート要因法による推計値

注2：人口問題研究所の値は平成25年3月発表値



死亡者数の推移

	H22～H27	H27～H32	H32～H37	H37～H42	H42～H47	H47～H52	H52～H57	計(H27～H57)
5年間の死亡数	3,305	4,744	4,027	4,783	5,456	6,204	6,836	32,050

注1:コホート要因法より、5年間の死亡者数を算出

世帯数の推計

西暦	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
平成	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年
コホート要因法	106,049	110,351	112,923	113,772	115,449	116,144	116,165	115,440	114,081
世帯数	38,314	40,927	41,823	42,138	42,759	43,016	43,024	42,755	42,252

注1:平成22年の世帯当たり人員2.7人で将来人口に乗じて算出。

(4) アンケート調査より求められた係数（需要予測用に再整理）

1) 公営墓地需要係数、公営墓地希望形態係数、定着指向係数

○公営墓地需要係数

⇒問2: 公営墓地の使用意向を採用

○公営墓地希望形態係数

⇒問2-2: 希望する公営墓地の形態を再整理のうえ採用

(問2の使用意向で「希望する」と答えた方に限定し集計)

○定着指向係数

⇒属性の5) 居住意向を採用

2) 区画面積係数、収納庫（納骨壇）形態係数、収蔵骨壺係数

○区画割されたお墓の区画面積係数

⇒問2-3: 区画割されたお墓を希望する方の区画面積を再整理のうえ採用

(問2の公営墓地の利用意向で「希望する」と答え、かつ問2-2の希望する公営墓地の形態で「区画割されたお墓」と答えた方に限定し集計)

○施設型共同墓の納骨壇形態係数

⇒問2-6: 施設型共同墓を希望する方の納骨壇形態を再整理のうえ採用

(問2の公営墓地の利用意向で「希望する」と答え、かつ問2-2の希望する公営墓地の形態で「施設型共同墓」と答えた方に限定し集計)

○施設型共同墓の納骨壇（ロッカー式）における収蔵骨壺係数

⇒問2-7: 施設型共同墓の納骨壇（ロッカー式）における希望収蔵骨壺数を再整理のうえ採用

(問2の公営墓地の利用意向で「希望する」、問2-2の希望する公営墓地の形態で「施設型共同墓」と答え、かつ問2-6の施設型共同墓における希望する納骨壇形態で「ロッカー式」と答えた方に限定し集計)

(5) 合葬による集約化への配慮

アンケートの結果から合葬に関し、肯定的な意見も多いことから合葬を踏まえた検討も行う。

## 2 公営墓地の需要予測（基数）

(1) アンケート調査より求められた係数を用いる方式

【考え方】

30年間で亡くなった方のうち、公営墓地使用を希望する方は全て需要者とする。これは、公営墓地が整備されると使用を希望する全ての方が利用すると想定する。

①需要予測の母数は30年間の死亡者数とする：A（32,050人）

- ・30年間で各世帯当たり死亡者は1人未満と仮定する。よって、区画割されたお墓及び施設型共同墓の墓地需要予測の母数はともに死亡者数とする。

②アンケート調査より求められた係数

- ・公営墓地需要係数：0.472
- ・公営墓地希望形態係数（区画割されたお墓）：0.480
- ・公営墓地希望形態係数（施設型共同墓）：0.520  
※区画割されたお墓以外を希望する割合（施設型共同墓・どちらでもよい・その他・無回答を含む）
- ・定着指向係数：0.822

③算定式

- ・区画割されたお墓の算定式： $A \times 0.472 \times 0.480 \times 0.822$
- ・施設型共同墓の算定式： $A \times 0.472 \times 0.520 \times 0.822$

※問2-2：希望する公営墓地の形態を再整理のうえ採用

（問2の使用意向で「希望する」と答えた方に限定し集計）

問2公営墓地を希望する方

	回答数	構成比
1 希望する	352	47.2%
2 希望しない	179	24.0%
3 わからない	203	27.2%
4 無回答	12	1.6%
回答者数	746	100.0%

問2-2公営墓地を希望する方のみ墓の形態

	回答者	構成比
1 区画割されたお墓	169	48.0%
2 施設型共同墓	141	40.1%
3 どちらでもよい	39	11.1%
4 その他	2	0.6%
5 無回答	1	0.3%
回答者数	352	100.0%

52.0%

※該当する回答者数計の構成比

居住意向

	回答数	構成比
1 住み続けたい	613	82.2%
2 市外へ転出する予定である	26	3.5%
3 わからない	102	13.7%
4 無回答	5	0.7%
回答者数	746	100.0%

結果、本市における30年間の公営墓地の需要予測は、区割されたお墓5,969基、施設型共同墓6,466基、あわせて**12,435基**となる。

○公営墓地における区割されたお墓： $32,050 \times 0.472 \times 0.480 \times 0.822 = 5,969$ 基

○公営墓地における施設型共同墓： $32,050 \times 0.472 \times 0.520 \times 0.822 = 6,466$ 基

(2) その他算定方式

1) 沖縄大学吉川教授の算定式

以下のa、b、cの3つの式の平均値

【a 算定式：総人口×13÷10,000】

	人口予測	係数		年平均墓地	年数	期間墓地
H27～31期間	112,923	× 13	÷ 10,000	= 147	× 5	= 734
H32～36期間	113,772	× 13	÷ 10,000	= 148	× 5	= 740
H37～41期間	115,449	× 13	÷ 10,000	= 150	× 5	= 750
H42～46期間	116,144	× 13	÷ 10,000	= 151	× 5	= 755
H47～51期間	116,165	× 13	÷ 10,000	= 151	× 5	= 755
H52～56期間	115,440	× 13	÷ 10,000	= 150	× 5	= 750
人口予測に基づく墓地需要予測数(30年累計)						<b>4,484</b>

【b 算定式：世帯数×4÷1,000】

	世帯予測	係数		年平均墓地	年数	期間墓地
H27～31期間	41,823	× 4	÷ 1,000	= 167	× 5	= 836
H32～36期間	42,138	× 4	÷ 1,000	= 169	× 5	= 843
H37～41期間	42,759	× 4	÷ 1,000	= 171	× 5	= 855
H42～46期間	43,016	× 4	÷ 1,000	= 172	× 5	= 860
H47～51期間	43,024	× 4	÷ 1,000	= 172	× 5	= 860
H52～56期間	42,755	× 4	÷ 1,000	= 171	× 5	= 855
世帯予測数に基づく墓地需要予測数(30年累計)						<b>5,110</b>

【c 算定式：死亡者数×0.2】

	5年間の死亡数予測	係数		期間墓地
H27～31期間	4,744	× 0.2	=	949
H32～36期間	4,027	× 0.2	=	805
H37～41期間	4,783	× 0.2	=	957
H42～46期間	5,456	× 0.2	=	1,091
H47～51期間	6,204	× 0.2	=	1,241
H52～56期間	6,836	× 0.2	=	1,367
死亡者予測数に基づく墓地需要予測数(30年累計)				<b>6,410</b>

※墓地需要数： $(a+b+c) \div 3 = (4,484+5,110+6,410) \div 3 = 5,334$ 基

2) 大阪府方式の算定式

- ・ 定着指向係数 (0.7~0.8) ⇒ アンケートより 0.822
- ・ 墓地需要率 : 0.2~0.3 ⇒ アンケートより 0.472
- ・ 傍系世帯率 : 0.3~0.4 ⇒ 仮に 0.35 とする

【算定式 : 年間墓地需要 = 死亡者数 × 定着指向係数 × (墓地需要率 + 傍系世帯率) ÷ 2】

	5年間の死亡 数予測	定着指向 係数	墓地需要 係数	傍系世帯 率	期間墓地
H27~31期間	4,744	0.822	0.472	0.35	1,603
H32~36期間	4,027	0.822	0.472	0.35	1,361
H37~41期間	4,783	0.822	0.472	0.35	1,616
H42~46期間	5,456	0.822	0.472	0.35	1,843
H47~51期間	6,204	0.822	0.472	0.35	2,096
H52~56期間	6,836	0.822	0.472	0.35	2,309
平成56年までの墓地需要予測数(30年累計)					<b>10,828</b>

※墓地需要数 : 10,828 基

3) 横浜市方式の算定式

【算定式 : 墓地需要 = 推定死亡者数 × 墓地需要率 × 定着志向係数】

	5年間の死亡 数予測	墓地需要 係数	定着志向 係数	期間墓地
H27~31期間	4,744	0.472	0.822	1,841
H32~36期間	4,027	0.472	0.822	1,563
H37~41期間	4,783	0.472	0.822	1,856
H42~46期間	5,456	0.472	0.822	2,117
H47~51期間	6,204	0.472	0.822	2,407
H52~56期間	6,836	0.472	0.822	2,652
平成56年までの墓地需要予測数(30年累計)				<b>12,435</b>

※墓地需要数 : 12,435 基

推計パターン	集計基数 (公営墓地)	
① アンケート調査よ り求められた係数 を用いる方式	区割されたお墓	5,969 基
	施設型共同墓	6,466 基
	計	12,435 基
② 吉川方式		5,334 基
③ 大阪府方式		10,828 基
④ 横浜市方式		12,435 基

(3) 各算定式の検証

浦添市における公営墓地需要予測は、アンケート結果から得られた墓地需要と全国的に使用されている大阪府方式や横浜市方式と同程度となる。

一方で、沖縄県で一般的に使用されてきた吉川方式とは乖離が見られた。これは、吉川方式では沖縄独自の門中制度などを考慮した算定式であるからと想定される。

しかしながら本県における門中制度が崩れつつある現状下においては、既存の墓地需要予測手法では正確な予測が困難であるため、公営墓地整備後の応募状況、墓地経営許可状況等の現状を踏まえた検証を行い、新たな墓地需要予測手法の開発が望まれる。

(4) 公営墓地需要予測の方針

新たに整備する公営墓地が実際の墓地需要と乖離してしまうと、安定的な経営に支障を来す。

そのため、公営墓地における墓地需要の正確な予測が厳しい現状下においては、アンケート結果より得られた墓地需要、沖縄の地域性を考慮した吉川方式から得られた墓地需要、2つの平均値を取ることにする。

つまり、本計画における公営墓地需要は、アンケート結果より得られた墓地需要12,435基と沖縄の地域性を考慮した吉川方式から得られた墓地需要5,334基の平均値**8,884基**を今後30年間の公営墓地需要とする。

$$[(12,435+5,334) \div 2 = \mathbf{8,884 \text{ 基}}]$$

$$\text{〇区画割されたお墓} : 8,884 \times 0.480 = \mathbf{4,264 \text{ 基}}$$

$$\text{〇施設型共同墓} : 8,884 \times 0.520 = \mathbf{4,619 \text{ 基}}$$

※四捨五入のため、合計値と一致しない。

(5) 合葬を考慮に入れた需要予測

公営墓地使用希望者は合葬に対する意識が高く、アンケートの結果では以下のようになっている。

- 区画割されたお墓を希望する方は、「最初から合葬でよい」13.0%、「13回忌までに合葬しても良い」53.4%、「33回忌までに合葬しても良い」70.8%である。
- 施設型共同墓を希望する方は、「最初から合葬でよい」26.0%、「13回忌までに合葬しても良い」67.2%、「33回忌までに合葬しても良い」84.2%である。

区画割されたお墓を希望する方の意向としては矛盾が見られるが、施設型共同墓を希望する方の合葬に対する意向として捉えると、施設型共同墓に合葬を想定した循環型墓地利用サイクル制度を取り入れた場合、最初から合葬する割合で1/4不要になり、13年後には半分以上のスペースが確保でき、新たなお骨を収蔵できることになる。

### 3 公営墓地の需要予測（規模）

（1）区画割されたお墓を想定した公営墓地の規模

区画割されたお墓の需要は 4,264 基あり、これにアンケート調査より整理された希望する区画面積の大きさに応じた墓地区画の面積を求めると 28,269 m<sup>2</sup>となる。(浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例では、個人墓地の面積について制限を設けており、おおむね 20 m<sup>2</sup>以下としていることから、20 m<sup>2</sup>を超える回答は 20 m<sup>2</sup>以下に集約した。また、無回答は回答者が最多の 5~10 m<sup>2</sup>とした。)

※問2-3：区画割されたお墓を希望する方の区画面積を再整理のうえ採用

(問2の公営墓地の利用意向で「希望する」と答え、かつ問2-2の希望する公営墓地の形態で「区画割されたお墓」と答えた方に限定し集計)

問2-3区画面積の規模

		回答者	構成比	
1	1m <sup>2</sup> 以下	13	7.7%	
2	1m <sup>2</sup> ~4m <sup>2</sup> (1坪程度)	59	34.9%	
3	5m <sup>2</sup> ~10m <sup>2</sup> (2坪~3坪程度)	60	35.5%	} 18.3%
4	11m <sup>2</sup> ~20m <sup>2</sup> (4坪~6坪程度)	21	12.4%	
5	21m <sup>2</sup> ~30m <sup>2</sup> (7坪~9坪程度)	9	5.3%	
6	30m <sup>2</sup> 以上(12坪以上)	1	0.6%	
7	無回答	6	3.6%	⇒無回答は回答者が最多の「5 m <sup>2</sup> ~10 m <sup>2</sup> 」に含む
回答者数		169	100.0%	

問2-3区画面積の規模

		構成比	区画需要数	区画面積	区画面積
1	1m <sup>2</sup> 以下	7.7%	328	1.0	328
2	1m <sup>2</sup> ~4m <sup>2</sup> (1坪程度)	34.9%	1,489	2.5	3,722
3	5m <sup>2</sup> ~10m <sup>2</sup> (2坪~3坪程度)	39.1%	1,665	7.5	12,489
4	11m <sup>2</sup> ~20m <sup>2</sup> (4坪~6坪程度)	18.3%	782	15.0	11,730
前半30年の墓地需要		100.0%	4,264		28,269

(2) 施設型共同墓の骨壺数

施設型共同墓の需要は 4,619 基である。このうち、納骨壇別の需要は以下の通りである。

- ロッカー希望者係数：0.518
- 棚式希望者係数：0.482

※問 2-6：施設型共同墓を希望する方の納骨壇形態を再整理のうえ採用

(問 2 の公営墓地の利用意向で「希望する」と答え、かつ問 2-2 の希望する公営墓地の形態で「施設型共同墓」と答えた方に限定し集計)

問2-6納骨壇の形態

	回答者	構成比
1 ロッカー式	73	51.8%
2 棚式(仕切りがなく本棚のようなもの)	56	39.7%
3 無回答	12	8.5%
回答者数		141 100.0%

} 48.2%

○ロッカー式の需要：4,619×0.518=2,393 基

○棚式の需要：4,619×0.482=2,226 基

<施設型共同墓の納骨壇（ロッカー式）における収蔵骨壺数>

アンケート調査では、納骨壇（ロッカー式）における希望する収蔵骨壺数は1口（個）から7口（個）以上と多様で、3口（個）以上を希望する方が47.9%見られる。これは、納骨壇（ロッカー式）を区画割されたお墓の代用として捉え、親や子、更には孫の遺骨分までの確保を考えていると推測される。

しかし、3口（個）以上の遺骨を収蔵するまでには、長い年月がかかり、スペースの有効活用を図ることができない。よって、骨壺3口（個）以上の回答は、骨壺2口（個）に集約する。

※3口（個）以上の収蔵を望まれる方へは、隣り合うロッカーへ収蔵することにより、家族の遺骨を近い距離で収蔵するなどの配慮は必要と思われる。

納骨壇（ロッカー式）のロッカー数は骨壺1口（個）用426基、2口（個）用1,967基、合計2,393基が求める骨壺数は、4,360口（個）となる。

※問 2-7：施設型共同墓の納骨壇（ロッカー式）における希望収蔵骨壺数を再整理のうえ採用

(問 2 の公営墓地の利用意向で「希望する」、問 2-2 の希望する公営墓地の形態で「施設型共同墓」と答え、かつ問 2-6 の施設型共同墓における希望する納骨壇形態で「ロッカー式」と答えた方に限定し集計)

問2-7納骨壇(ロッカー式)の骨壺の収蔵程度

		回答者	構成比
1	骨壺1個	13	17.8%
2	骨壺2個	25	34.2%
3	骨壺3個～4個	21	28.8%
4	骨壺5個～6個	10	13.7%
5	骨壺7個以上	3	4.1%
6	無回答	1	1.4%
回答者数		73	100.0%

} 82.2%

問2-7納骨壇(ロッカー式)の骨壺の収蔵程度(骨壺数2個を上限)

		構成比	需要者	骨壺数
1	骨壺1個	17.8%	426	426
2	骨壺2個	82.2%	1,967	3,934
30年の墓地需要		100.0%	2,393	4,360

よって、ロッカー式の骨壺需要は 4,360 口 (個)、棚式の需要は 2,226 口 (個)、合計で **6,586** 口 (個) の骨壺の収蔵スペースが必要となる。

<施設型共同墓整備の規模>

6,586 口 (個) を収容する施設の規模は、那覇市の例を参考にすると、建築面積は約 1,197 m<sup>2</sup> (6,586÷5.5) となる。駐車場 (台数の 3%) は 139 台 (4,619×0.03) 必要となることから駐車場面積は 2,502 m<sup>2</sup> (139×18)、建築面積と駐車場で 3,699 m<sup>2</sup> の規模が求められる。周辺の緑地等を考慮すると約 **4,000 m<sup>2</sup>** と考えられる。

【参考：那覇市民共同墓 (事業中) の例】

- 那覇市民共同墓基数 4,400 基
- 建築面積 (地下 1 階、地上 1 階) : 800 m<sup>2</sup> (屋外共同参拝及び施設内参拝場含む)
- 単位面積 (建築面積) 当たりの収蔵基数 : 5.5 基/m<sup>2</sup>

施設型共同墓の規模については、「最初から合葬でよい」26.0%、「13 回忌までに合葬しても良い」65.0%、「33 回忌までに合葬しても良い」84.2%との意向がある。

また、使用開始時期については、「5 年以内」8.5%、「5～10 年」7.5%、「時期は決まっていない」65.5%と 10 年以内の利用を上げた方は、16.0%に留まっているなど、実際に納骨壇を使用しない方や使用開始時期が 10 年を超える方が多くいると考えられ、施設規模については熟慮を要する。

＜合葬を考慮した施設型共同墓整備の規模＞

仮に、当初から合葬で良いと答えた方の約1/4は、納骨壇を利用せず合葬室に収蔵すると想定し需要及び規模を算出する。

- $4,619 \text{ 基} \times 3/4 = 3,464 \text{ 基}$
- ロッカー式： $3,464 \text{ 基} \times 0.518 = 1,794 \text{ 基}$
- 棚式： $3,464 \text{ 基} \times 0.482 = 1,670 \text{ 基}$
- ロッカー式の骨壺数：3,269 基
- ロッカー式骨壺数＋棚式： $3,269 \text{ 基} + 1,670 \text{ 基} = 4,939 \text{ 基}$
- 建築面積： $4,939 \text{ 基} \div 5.5 \text{ 基}/\text{m}^2 = 898 \text{ m}^2$
- 駐車場： $3,464 \text{ 基} \times 0.03 \div 104 \text{ 台} \times 18 \text{ m}^2/1 \text{ 台} = 1,872 \text{ m}^2$
- 建築面積＋駐車場面積： $898 \text{ m}^2 + 1,872 \text{ m}^2 = 2,770 \text{ m}^2$

当初から、合葬で良いと答えた方を考慮した面積は  $2,770 \text{ m}^2$  で約  $3,000 \text{ m}^2$  と想定される。なお、利用する時期や 13 回忌を考慮すると更に小さな面積となる。

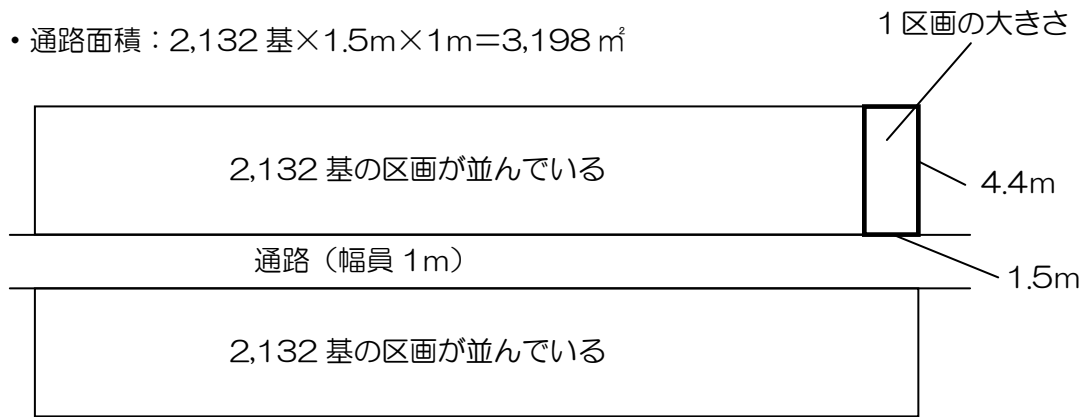
＜区画割されたお墓を想定した公営墓地整備の規模＞

公営墓地に必要な施設（通路、駐車場、トイレ、管理室、緑地）を整備した場合の面積は、約  $60,000 \text{ m}^2$  となる。

- 区画割されたお墓面積： $28,269 \text{ m}^2$
- 施設型共同墓面積： $898 \text{ m}^2$
- 駐車場面積： $4,264 \text{ 基} \times 10\% = 426 \text{ 台}$   
 $426 \text{ 台} + 104 \text{ 台} = 530 \text{ 台}$   
 $530 \text{ 台} \times 18 \text{ m}^2/1 \text{ 台} = 9,540 \text{ m}^2$
- 通路： $3,198 \text{ m}^2$
- 緑地 3 割（市規則 3 割以上）： $17,959 \text{ m}^2$
- 合計： $28,269 \text{ m}^2 + 898 \text{ m}^2 + 9,540 \text{ m}^2 + 3,198 \text{ m}^2 + 17,959 \text{ m}^2 = 59,864 \text{ m}^2$

通路の求め方：通路幅員 1m（市規則 1m）

- 区画面積：28,269 m<sup>2</sup> • 区画数：4,264 • 1 区画面積：6.6 m<sup>2</sup>
- 区画の形状：1.5m×4.4mとする
- 通路面積：2,132 基×1.5m×1m=3,198 m<sup>2</sup>



よって、本計画における需要予測（規模）は

- 区画割されたお墓を想定した公営墓地：約 60,000 m<sup>2</sup>
- 施設型共同墓：約 3,000 m<sup>2</sup>

とする。



## 第4章 事例調査



## 第4章 事例調査

### 1 県内法人墓地事例調査の概要

#### (1) 法人墓地調査の主旨・目的

浦添市公営墓地整備基本計画策定にあたり、近年の墓地動向（需要）の把握、管理運営の状況及び管理料未納者への対応を参考にするために、県内の主要な法人墓地の調査を行った。

#### (2) 調査対象施設・日時

調査対象施設	日時
沖縄清明の丘公園 (公益財団法人 沖縄県平和祈念墓苑管理協会)	11/27 (木) 14:00~15:30
中城メモリアルパーク (公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会)	11/29 (金) 9:30~11:00
遍照寺沖縄市桃原霊苑「かなさ」	11/29 (金) 13:00~14:20

#### (3) 調査内容

##### 1) 区画墓地について

- 一般的な区画の大きさは1㎡~10㎡で、特に多いのは1㎡~4㎡となっている。
- 近年は1~2㎡タイプの需要が高く、大きなお墓を造る必要性を持たない方が多い。
- 永代使用料は14万円/㎡~となっており、墓石を含めると小規模な1㎡タイプのもので約80万円、10㎡タイプでは約680万円に設定されている。
- 管理料は区画サイズに応じて年間2,400円/㎡とする事例や、全区画一律で年間1万500円とする事例がある。以前に県からの指導があり、複数年まとめでの徴収は行っていない。
- 墓石は、墓石組合加入業者が建てている。特例もあるが、組合業者は何かあった場合、割安でメンテナンスを行う。
- 各施設、園内各所に水汲み場と桶を設置しており、いつでも気軽に利用できる。

##### 2) 期限付き区画墓地について

- 使用期限は13年。13年間お墓に入った後は合祀される。使用料は1人用が53万。
- 2人用(1人用を兼ねる)と4人用がある。4人用など複数の場合は最後に入った方から13年経った後に合祀する。
- 評判はよく全て埋まっている。約200区画で、規模は0.3~0.5㎡となっている。
- これから整備予定の場所でも同様施設を整備していく予定である。
- 承継者不在の方の利用が多く、一般墓地と合祀の中間的な墓。

3) 納骨堂について

- お骨を一時的に預かる施設として年間使用料 3 万円とする事例や、5 年を期限に年間使用料 2 万 1,000 円とする事例がある。将来的にお墓を取得しようと考えている方が多い。

4) 合祀墓について

○永代合祀墓

- 永代使用料は 50,000 円、管理料はない。合祀墓の際は白い納骨袋に遺骨を入れ、名前を記入している。稀に出して欲しいという要望がある。

○独立型合祀墓

- 独立型合祀墓は、すぐに合祀することに抵抗がある方の為に設けられた。一定期間納骨室に骨壺を置き、その後永代合祀墓に移る。
- 使用料は 13 回忌で 28 万円、33 回忌で 40 万円、管理料はない。

5) 管理・運営について

○管理体制

- 各施設、事務職員は数人。草刈等はシーミーやお盆の時期に集中して外部業者に委託している所もある。

○年間管理料の未納者について

- 契約書に明記（1 年毎の契約更新の義務、3 年間の管理料滞納で契約を解除、5 年間の管理費滞納で契約を解除する等）しているが、守られない場合は、合祀墓に遺骨を移し再販売する（区画墓地）、督促状を送り場合によっては遺骨を返送する（納骨堂）等の処置をとることとしている。ただし、滞納が長期間に及んでも即撤去というのは難しく、お墓に 1 年間立て札を設置することや県内の新聞や官報に告示する等、確認作業も長期化する可能性があるため、課題として捉えている。
- 1 年滞納は約 50 人、5 年間滞納しているのは 5 人。

○管理運営

- 区画墓地の永代使用料、納骨堂の年間使用料、法要費用等を積み立て、運営している。
- 公益財団法人の場合は、50 年後の修繕費や道路修復等の費用として永代使用料の一部を積み立て、長期資金を確保することが公益認定の要件となっている。

6) 利用者について

- シーミーの時は、広い区画のお墓であれば墓前で、そうでない場合は思い思いの場所で食事をされている。
- 各施設、参拝や法要等の利用者に対して、料理や花を施設側で手配するサービスも行っている。

## 2 県内法人墓地事例調査結果

### (1) 沖縄清明の丘公園

#### 1) 施設概要

施設名	沖縄清明の丘公園			
施設住所	沖縄県糸満市字大度 1010			
連絡先	0120-4194-33			
管理者名	公益財団法人 沖縄県平和祈念墓苑管理協会			
① 区画タイプ	総面積	68,830 m <sup>2</sup>		
	総区画数	1,740 基 (第一期 680 基)		
	(内訳)	2.0 m <sup>2</sup> =約 250 区画	4.0 m <sup>2</sup> =約 120 区画	6.0 m <sup>2</sup> =約 100 区画
		8.0 m <sup>2</sup> =約 80 区画	10.0 m <sup>2</sup> =約 100 区画	15.0 m <sup>2</sup> =約 30 区画
	使用料	永代使用料 140,000 円/m <sup>2</sup>		
	管理料	年間 10,500 円		
② 永代合祀墓	建築面積	—		
	延べ床面積	—		
	構造	鉄筋コンクリート		
	収納骨数	—		
	使用料	永代使用料 5 万円		
	管理料	なし		
③ 独立型合祀墓	建築面積	—		
	延べ床面積	—		
	構造	—		
	収納骨壺数	60 室		
	使用料	28 万円 (十三回忌まで)、40 万円 (33 回忌まで)		
	管理料	なし		
④ 預骨堂	建築面積	—		
	延べ床面積	約 33 m <sup>2</sup>		
	構造	鉄筋コンクリート		
	収納骨壺数	約 300 棚		
	使用料	年間 3 万円		
	管理料	なし		
駐車場	274 台 (園内通路 100 台を含む)			



<写真>



1㎡の区画タイプ



3㎡の区画タイプ



8~10㎡の区画エリア



水汲み場と桶が園内各所に設置されている

<写真>



永代合祀墓「清浄明潔」  
遺骨・位牌を合祀する



独立型合祀墓「天翔」  
十三回忌までの期間、遺骨・位牌を個別の墓  
で預かった後、永代合祀墓へ合祀する



預骨堂「碧海」内部  
お墓建立までの期間、1年間単位で遺骨を預  
かる施設



管理棟内「多目的ホール」  
葬儀・法要等に利用できる施設



海岸側の高台にある休憩所



海岸側休憩所前からの眺望

(2) 中城メモリアルパーク

1) 施設概要

施設名		中城メモリアルパーク			
施設住所		沖縄県中頭郡中城村字当間 340			
連絡先		098-870-3666			
管理者名		公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会			
① 区画 タイプ	総面積	27,511 m <sup>2</sup>			
	総区画数	1,603 区画			
	(内訳)	1.0 m <sup>2</sup> =191 区画	1.2 m <sup>2</sup> =251 区画	1.3~1.75 m <sup>2</sup> =64 区	
		2.0 m <sup>2</sup> =236 区画	2.3~2.6 m <sup>2</sup> =39 区画	3.0 m <sup>2</sup> =235 区画	
		3.4~3.5 m <sup>2</sup> =17 区	4.0 m <sup>2</sup> =198 区画	4.7~5.0 m <sup>2</sup> =76 区画	
		6.0 m <sup>2</sup> =157 区画	6.5~8.0 m <sup>2</sup> =26 区画	10.0 m <sup>2</sup> =65 区画	
		12.0 m <sup>2</sup> =8 区画	13.0 m <sup>2</sup> =18 区画	15.0~24.0 m <sup>2</sup> =22 区	
	使用料	永代使用料 300,000 円/m <sup>2</sup> (樹木葬・十三回忌まで) 1人用 530,000 円~			
管理料	年間 2,400 円/m <sup>2</sup>				
② おき なわ 霊廟	建築面積	174 m <sup>2</sup>			
	延べ床面積	85 m <sup>2</sup>			
	構造	鉄筋コンクリート造			
	納骨堂	収納骨壺数	396 棚		
		使用料	年間 21,000 円		
		管理料	なし		
	永代供養	収納骨壺数	5,000 体		
		使用料	1 霊位 52,500 円		
管理料		なし			
駐車場	—				



<写真>



区画割りされたお墓。眼下に中城湾が広がる



樹木葬「花葬」



園路に設置されている水汲み場



合祀・永代供養墓／納骨堂「おきなわ霊廟」



「おきなわ霊廟」内にある「一年供養の間」  
一年の間、納骨された遺骨をここで供養する



「一年供養の間」で供養を終えた遺骨は合祀  
される

(3) 遍照寺沖縄市桃原霊苑「かなさ」

1) 施設概要

施設名		遍照寺沖縄市桃原霊苑「かなさ」		
施設住所		沖縄県沖縄市桃原 1-22-1		
連絡先		098-921-0117		
管理者名		宗教法人 東寺真言宗 金剛山遍照寺		
① 区画 タイプ	総面積	17,376.38 m <sup>2</sup>		
	総区画数	551 区画 (平成 25 年 11 月現在 450 区画造成中)		
	(内訳)	1.2 m <sup>2</sup> =68 区画	2.0 m <sup>2</sup> =91 区画	3.0 m <sup>2</sup> =142 区画
		4.0 m <sup>2</sup> =152 区画	6.0 m <sup>2</sup> =70 区画	10.0 m <sup>2</sup> =28 区画
	使用料	区画ごとに永代使用料+墓石、区画工事代が設定されている		
	管理料	年間 10,000 円		
② 納骨堂・ 合葬墓等	建築面積	平成 25 年 11 月現在納骨堂の建設を沖縄市に申請中		
	延べ床面積			
	構造			
	収納骨壺数			
	使用料			
	管理料			
駐車場		—		



<写真>



区画割されたお墓。全区画バリアフリー設計で、車イスでも自由にお参りができる



1.2 mタイプの区画割されたお墓



苑内の所々に設置された水汲み場



車イスでも使用しやすいバリアフリー対応のトイレ



苑内の6m幅道路は、駐車場満車時に片側駐車でもスムーズに通行できる



苑内各所に休憩所が設けられている

### 3 県内公営墓地事例調査結果

#### 1. 那覇市民共同墓地の概要（パンフレットより）

##### (1) 那覇市民共同墓の施設概要

1階に合葬式墓地と地下に短期収蔵納骨堂（納骨堂）を備え、焼骨を納骨する施設です。

- ・構造：鉄筋コンクリート造、地下1階・地上1階
- ・合葬式墓地（地上1階床面積：595.87㎡）
- ・短期収蔵納骨堂（地下1階床面積：319.77㎡）
- ・管理事務所（177.31㎡）

##### (2) 合葬式の概要

合葬式墓地は一つの大きなお墓に多くの方の焼骨を埋蔵する新しい形態の墓地です。市が永年管理します。「お墓を継ぐ人がいない」「お墓のことで負担をかけたくない」「自分のお墓を望んでいる」方なども利用できます。また、合葬室においては、生前に合葬室の使用予約（有料）を行うことができます。

#### ■施設使用区分と使用料金

霊園施設	区 分		使用期間	使用料金	
市民共同墓	合葬式墓地	合葬用納骨室	1体用納骨壇	12年 82,000円 32年 169,000円	
			2体用納骨壇	12年 164,000円 32年 338,000円	
				特殊壇	12年 238,000円～ 32年 586,000円～
		合葬室		永年	30,000円
		短期収蔵納骨室	1体用納骨壇	5年	25,000円
			2体用納骨壇	5年	50,000円
	特殊壇		5年	100,000円	
	参拝室			1時間	500円

#### ○合葬用納骨室（合葬室を含む）

合葬用納骨室の使用許可を受けた日から12年（13回忌）又は32年（33回忌）間、個別の1体用、2体用（2壺収容可能）納骨壇及び特殊納骨壇（厨子甕等用）に埋蔵します。その使用期間が過ぎると市によって合葬室へ埋蔵します。

#### （注意点）

- ・合葬用納骨室には、納骨のとき以外は入室できません。
- ・参拝は屋外参拝所をご利用下さい。
- ・合葬用納骨室に埋蔵されたお骨は、原則として返還することはできません。

○合葬室

- 合葬用納骨壇を使用しないで、直接合葬室に他の方のお骨と一緒に共同埋葬します。
- 合葬室に一旦埋蔵されたお骨は返還することはできません。また、合葬室への入室はできません。

(3) 短期収蔵納骨室（納骨堂）の概要

使用期間は許可を受けた日から5年です。但し、1回に限り更新することができます。また、1年以内の一時使用することもできます。使用期間が満了した場合、お骨を引き取りしなければなりません。

- 短期収蔵納骨室には入室及び納骨立会はできません。（納骨壇の前での参拝はできません）

(4) 参拝方法

屋外の共同参拝所（7カ所）で参拝していただきます。納骨や年忌法要等のために有料（500円/時間）で利用することができる、個別の屋内参拝室（2ヶ所）を設置しています。

2. 那覇市ヒアリング

○那覇市民共同墓のコンセプト、建築物、住民説明会について

- デザインコンセプトは沖縄らしさ。亀甲墓をイメージ。
- 周辺の景観等に配慮し地上1階、地下1階とした。
- 管理室は別途整備する予定。

○管理、運営について

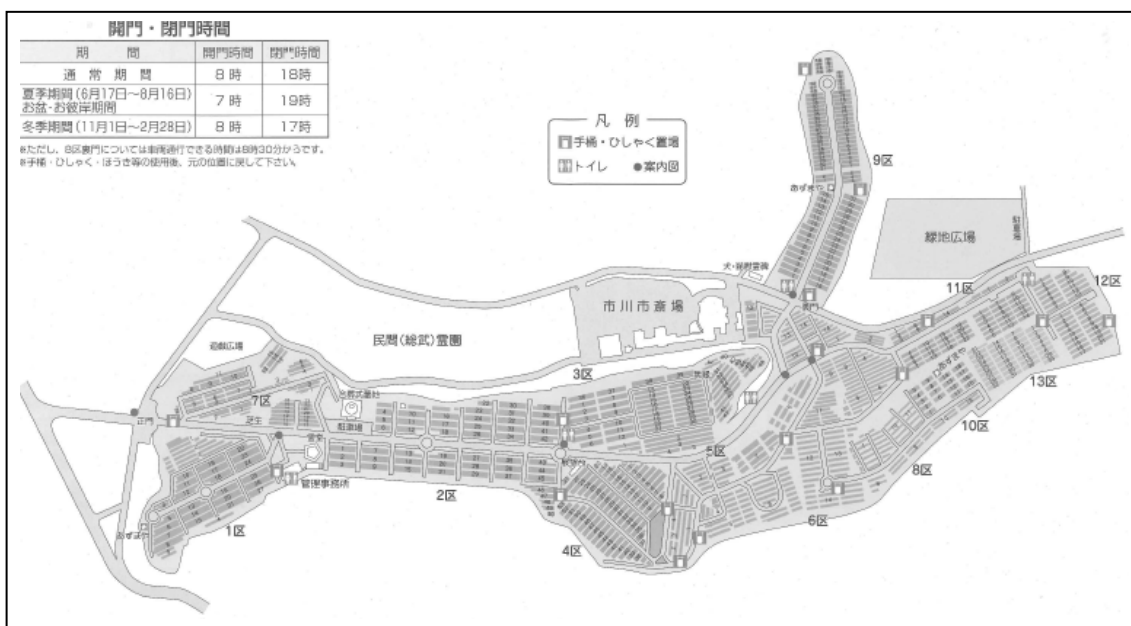
- 使用料の中に管理費が含まれている。管理料としての徴収は行わない。
- 生前予約は合葬室のみ、その他の施設は、申請時点で納骨が必要な方が利用できるよう生前予約は、当面の間、行わない。
- 管理は、一部シルバー人材センターに委託している。

## 4 県外公営墓地事例調査結果

### (1) 市川霊園

#### 1) 施設概要

施設名	市川市都市計画墓園第一号市川霊園
施設住所	市川市大野町 4-2481
開 設	昭和 37 年 10 月
面 積	都市計画決定面積：379,900 m <sup>2</sup> 造成面積：253,116 m <sup>2</sup> 造成面積の内訳 ・墓 所：84,320 m <sup>2</sup> (33.3%) ・通路、道路：68,321 m <sup>2</sup> (27.0%) ・緑地広場等：100,484 m <sup>2</sup> (39.4%)
主要施設 1	一般墓地：14,891 区画 永代使用料 (1 m <sup>2</sup> 、333,000 円) 管理費 (1 年間、1 m <sup>2</sup> 、670 円)
主要施設 2	納骨堂：延べ床面積 304.30 m <sup>2</sup> 収蔵可能数 2,160 体 使用料 (1 年、1 体、5,670 円)、使用期限 5 年
主要施設 3	合葬式墓地：延べ床面積 506.35 m <sup>2</sup> (納骨室 339.45 m <sup>2</sup> 、合葬室 47.0 m <sup>2</sup> 、礼拝室 19.90 m <sup>2</sup> ) 納骨収蔵可能数 3,000 体 合葬室埋蔵可能数 5,000 体 使用料 (永代、1 体、71,000 円) 管理費なし ※使用開始から 20 年間は納骨壇にて収蔵、20 年経過したら合葬室へ埋蔵
主要施設 4	休養施設等：緑地広場、遊戯広場、あずまや、駐車場、トイレ、水場、手桶置場、案内板、ベンチ
主要施設 5	管理事務所：延べ床面積 527.04 m <sup>2</sup>



主要施設1（一般墓地）



主要施設2（納骨堂）



○合葬式墓地上部全景

建物は、市川霊園入口付近の西側斜面を利用した二層の収蔵施設と上部の円形の礼拝所からなる、地上2階、地下1階の施設。

礼拝所には、駐車場などからの段差を極力小さくすることにより礼拝者にやさしい構造とした。

主要施設3（合葬式墓地）



○合葬式墓地礼拝所

礼拝所は、円形の壁、球体のモニュメント、ステンドグラスを配した採光窓と上部の円形の空間からの自然光などを配し、市営霊園として利用者に特定の宗教色を与えないよう考慮、屋外にありながら礼拝に集中できるための環境とした。焼香や献花のスペースを設けてあり、開園時間内であれば、いつでも参拝できる。尚、供物の持ち込みは衛生管理上不可。



○合葬式墓地内部

地上1階及び地下1階は、遺骨を収蔵する納骨壇が設けられている。納骨壇には1体用と2体用があり、使用許可日から20年間は納骨壇において埋蔵する。20年経過後は、同施設内の地下1階にある合葬室へ改葬し合祀する。



○合葬式墓地後方全景

- ・鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階
- ・延べ床面積 506.35㎡
- ・地上2階 礼拝所
- ・地上1階 収蔵室
- ・地下1階 収蔵室及び合葬室

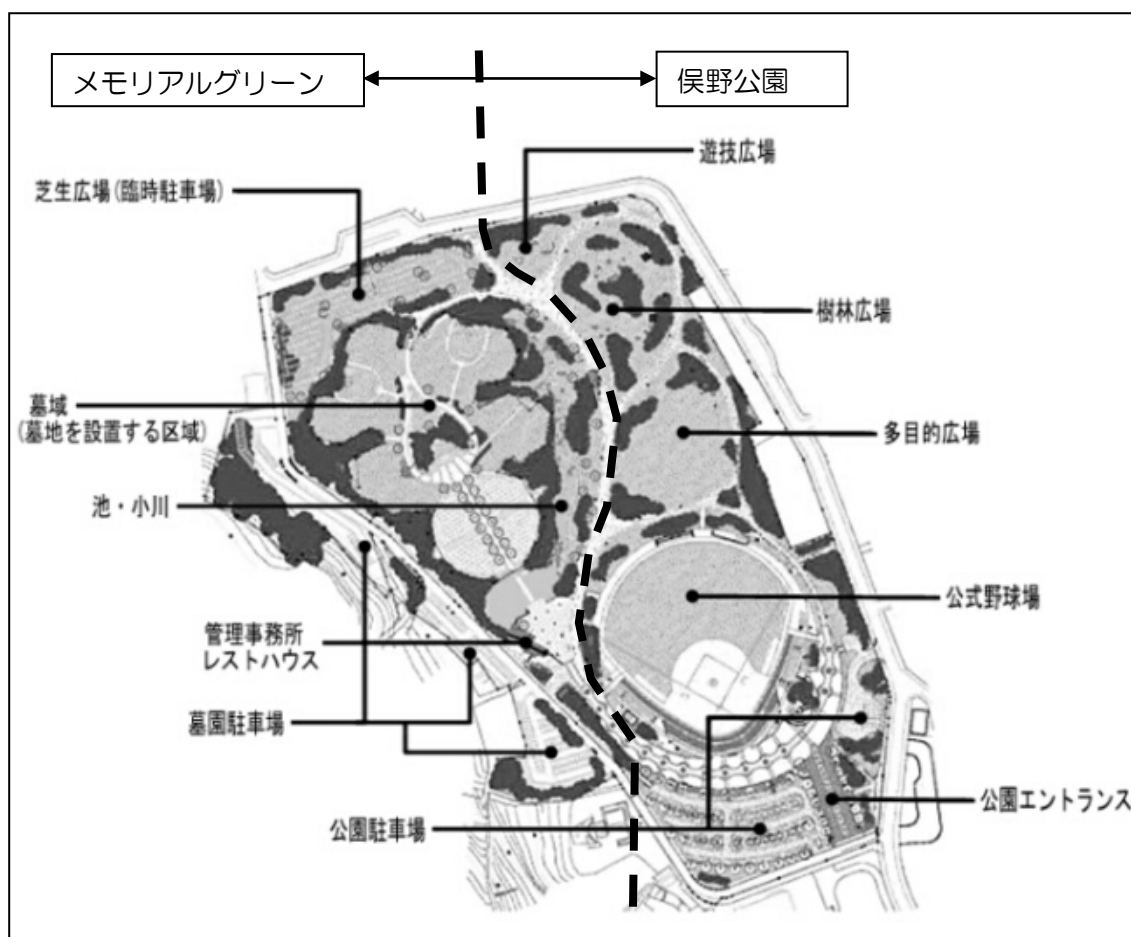


(2) 横浜市メモリアルグリーン

1) 施設概要

施設名	メモリアルグリーン
施設住所	横浜市戸塚区俣野町 1367-1 他
管理開始日	平成 18 年9月1日
面積	約 6.1 ヘクタール (内公園との共用区域 3.0 ヘクタール)
施設内容	納骨施設 ・合葬式樹木型 3,000 体分(3か所) ・合葬式慰霊碑型 12,000 体分(1か所) ・芝生型 7,500 区画 その他施設：管理事務所・レストハウス、駐車場

平成 14 年に閉園した「横浜ドリームランド」跡地で、硬式野球場を備えた総合公園（俣野公園）と一体的に墓地公園を整備したものの。



### ○合葬式樹木型納骨施設

概要：シンボルツリーや低木、芝、花などで覆われたマウンド上の区画に、骨壺をまとめて埋蔵し、手前にある献花台で参拝する。

使用料：永年使用 14 万円/体

管理料：永年使用 6 万円/体



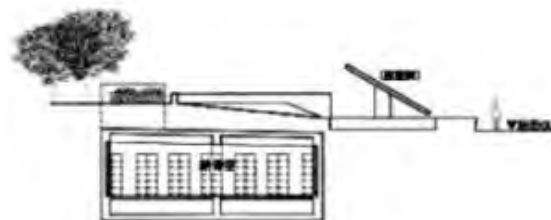
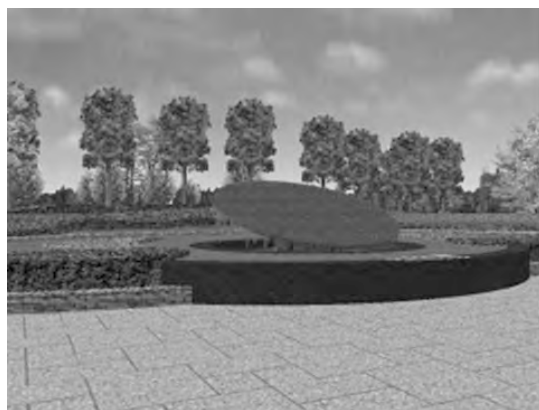
- ・納骨作業は、管理者が行う。
- ・合葬式樹木型納骨施設にはシンボルツリーが3種類あり、ケヤキ・クスノキ・ヒメシヤウのいずれか 1 種類を指定することが可能(使用許可申請時に指定)。ただし、実際に遺骨が埋蔵される場所を指定すること(「シンボルツリーの近く」や「献花台の近く」等)はできない。
- ・実際に遺骨が納骨される場所については、墓地管理者が設定するが、2体分で申込みた場合は、必ず隣同士に納骨する。

### ○合葬式慰霊碑型納骨施設

概要：地上部に慰霊碑を設け、手前にある献花台で参拝する。地下の納骨施設の中に棚を設け、骨壺を収蔵する。納骨施設内では参拝できない。使用許可後 30 年間経過したら、更新や改葬のお申出がない限り自動的に合同埋蔵室へ遺骨を移動する。

使用料：30 年使用 6 万円/体

管理料：30 年使用 3 万円/体



- ・更新が可能である。
- ・更新しない場合は合同埋蔵室へ安置する。
- ・納骨作業は管理者が行う。
- ・合葬式慰霊碑型納骨施設は、モニュメントの地下に遺骨を納める納骨室があり、その納骨室に遺骨を並べて保管する棚が設置されている。実際に遺骨が納骨される場所(棚)については、墓地管理者が設定するが、2

体分で申込みれた場合は、必ず隣同士に納骨する。

- 生前予約で申込みれた場合、使用する前に使用期間が満了する場合がある。ただし、合葬式慰霊碑型納骨施設の使用期間 30 年間は、遺骨を納める場所を確保している期間である。30 年間の使用期間が満了した後も、合葬式慰霊碑型納骨施設の合同埋蔵室<sup>※</sup>へ直接納骨することは可能である。
- 使用許可後 30 年間経過したら、更新や改葬のお申出がないかぎり自動的に合同埋蔵室<sup>※</sup>へ遺骨を移動する。

※合同埋蔵室：合葬式慰霊碑型納骨施設内にある専用の埋蔵室に、遺骨を骨壺から取り出し、他の方の遺骨とともに合同で保管する。合同埋蔵後は、他の墓地への遺骨の移動（改葬）ができなくなる。

#### ○芝生型墓地

概要：四角いプレートを墓標とし、全体を芝生広場のような開放感に溢れた明るい空間になる。芝生型墓地は、使用者に管理していただく墓地となる。

使用料：永年使用 90 万円/区画

30 年使用 45 万円/区画

管理料：1 年間 8 千円/区画

- 30 年使用の場合、更新が可能。



(3) 相模原市営峰山霊園（合葬式墓所）

1) 施設概要

施設名	相模原市営峰山霊園（合葬式墓所）
施設住所	相模原市南区磯部 4573 番地 2
規模	・ 建築面積：93.67 m <sup>2</sup> 延べ面積：211.35 m <sup>2</sup>
建物構造	・ WRC造（壁式鉄筋コンクリート造） 地上1階、地下2階（地上1階：祈りの壁（礼拝スペース）、記念板（石版） 地下1階：埋蔵室 地下2階：合葬室）
建設費	・ 96,600,000 円
収容数	・ 5,000 体
使用料	・ 9万/体 ※年間管理料はなし
合祀移行期間	・ 20 年
管理者 （指定管理者）	・ 公益財団法人 相模原市都市整備公社
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生前申込可能。</li> <li>・ 祈りの壁（礼拝スペース）横に設置してある記念板（石版）に氏名を彫刻することができる。</li> <li>・ 納骨作業は、管理者が行う。</li> <li>・ 遺族が埋蔵室及び合葬室に入室することはできない。</li> <li>・ 焼骨の容器基準：幅及び奥行きが各 22cm 以下、高さが 27cm 以下であること。</li> <li>・ 合祀時には骨壺から袋に移し替え、他の焼骨と一緒に合葬室へ埋蔵する。</li> <li>・ 埋蔵された焼骨及び骨壺は、原則として返還はしない。</li> </ul>

市営峰山霊園合葬式墓所



市営峰山霊園合葬式墓所  
（内部）



## (4) さいたま市思い出の里市営霊園（合葬式墓地）の概要

## 1) 施設概要

施設名	さいたま市思い出の里市営霊園
施設住所	さいたま市見沼区大字大谷 600
規模	・建築面積：28.47 m <sup>2</sup> 延べ面積：105,18 m <sup>2</sup>
建物構造	・鉄筋コンクリート造 地上1階、地下1階 （地上1階：祈りの壁（礼拝スペース） 地下1階：埋蔵室、合葬室） ※実質、合葬室は地下2階
建設費	・82,490,000 円
収容数	・1,200 体
使用料	・14 万円/体 ※年間管理料はなし
合祀移行期間	・20 年
管理者	・さいたま市
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生前申込可能。</li> <li>・納骨作業は、遺族が行うことが可能。</li> <li>・親族は埋蔵室（納骨時に1回）へ入室することができる。</li> <li>※僧侶等の入室はできない。</li> <li>・焼骨の容器基準：縦、横、高さがいずれも30cm以下であること。</li> <li>・合祀時には骨壺から麻袋に移し替え、他の焼骨と一緒に合葬室へ埋蔵する。</li> <li>・骨壺のまま収納棚に安置している間は改葬が可能だが、合祀した後は改葬や返還はできない。</li> </ul>

思い出の里市営霊園合葬式墓地

思い出の里市営霊園合葬式墓地  
(内部)



## 第5章 課題整理



## 第5章 課題整理

### 1 調査結果の分析

#### (1) 墓地実態調査から見た課題

平成23年度に実施した墓地実態調査では、市内には6,952基の墳墓が確認されており、その後、今日（平成26年3月末現在）までに個人墓地の経営許可件数が更に80件あることから、現在は無許可墓地は存在しないと仮定しても7,000基を越えているものと思われる。市域のほとんどが市街地化された本市では、個人墓地を許容できる土地は限りなく少なくなっている。また、平成元年以降の墓地経営許可件数に占める市内・市外の割合（※参考1）を見てみると、そのうちの4割強は市外の方が占めていることから、このままではこの狭隘な浦添市に市外の方の墓地が相当数立地すると考えられる。

市内の法人墓地については、本市が墓地の経営許可権限について沖縄県より権限移譲を受けた平成24年4月1日以前に、既に許可を受けていた8霊園があるが、そのうち3箇所の霊園に関しては、運営実態を確認することが出来ず、経営主体も掘めない状況に陥っている。このことは、利用者の利益の保護もさることながら、公衆衛生の面からも非常に大きく問題視している。残りの5霊園についても、空き区画は全霊園で132区画だけとなっており、総区画数の1割にも満たない。また、空き区画の全てを浦添市民が使用できるわけではない。

公営墓地についてもすでに満杯状態であり、数少ない空き区画は、土地区画整理事業や公園事業といった公共事業で墓地移転を余儀なくされた方用に確保せざるを得ず、現在の規模では一般公募に対応することが出来ない状況である。

このような現状の中では、もはや市民が自らが住む浦添市で墓地を取得することは容易なことではなくなってきている。その一方で、お墓は誰しものが必要な施設であるため、需要が無くなることは考えられない。そればかりか人口増加や世帯分化、高齢化等により今後の墓地需要はさらに拡大していくものと思われる。加えて、核家族化、単身世帯の増加、少子化などにより、お墓の維持管理母体となる家族の弱体化が予想されるため、家族墓が中心となる個人墓地については、今後、承継者のいない無縁墓地となる可能性が懸念される。無縁化した墓地は、雑草が生い茂り、ゴミが投棄されるなど、公衆衛生面で周辺環境を著しく阻害する恐れがある。

(※参考1 平成元年以降の墓地経営許可件数に占める市内・市外の割合)

	市内	市外	計		市内	市外	計
平成元年度	2	0	2	平成13年度	9	2	11
平成2年度	0	0	0	平成14年度	8	4	12
平成3年度	2	0	2	平成15年度	3	2	5
平成4年度	2	1	3	平成16年度	17	10	27
平成5年度	1	0	1	平成17年度	10	9	19
平成6年度	11	6	17	平成18年度	5	12	17
平成7年度	3	8	11	平成19年度	5	1	6
平成8年度	9	0	9	平成20年度	12	6	18
平成9年度	8	0	8	平成21年度	25	15	40
平成10年度	12	12	24	平成22年度	8	11	19
平成11年度	13	8	21	平成23年度	11	8	19
平成12年度	8	14	22	平成24年度	23	17	40
				平成25年度	13	13	26
合 計					<b>222</b>	<b>160</b>	<b>382</b>

※平成24年度以前は県への意見書提出件数

※平成25年度は平成26年3月末までの集計

<墓地実態調査から見た課題>

- 市内の個人墓地、法人墓地、公営墓地の現状から、市民が浦添市で墓地を取得することは容易なことではなくなっている。
- 現在でも、市外の方の墓地は相当数あるが、近隣市町村の墓地施策（禁止区域設定等）によっては、さらに増加すると思われる。
- 核家族化や少子化などにより、今後、承継者のいない無縁墓地の増加が懸念される。

## (2) 墓地意向調査（市民アンケート）等から見た課題

公営墓地の使用希望の有無にかかわらず、墓地問題へ対応すべく公営墓地の整備を望む市民意向は高い。アンケートでも実に 85.3%の市民が公営墓地を整備すべきだと答えている。

## 1) 使用希望者

平成 23 年度の墓地基本計画策定時に行ったアンケート調査と今回のアンケート調査では市民の墓地取得意識、特に希望する墳墓形態に変化が伺える。（※参考2）

平成 23 年度時は 61.9%の方が区画割されたお墓を希望しているが、今回の調査では 44.9%と 17.0 ポイント減少している。代わりに施設型共同墓を希望すると答えた方が 24.5%から 36.0%と 11.5 ポイント上昇している。そのほかにも市民の墓地意向は、希望する区画の面積、納骨壇へ収蔵する骨壺の数、使用期間、合葬の有無、参拝形式など様々であるが、全体的な傾向としては、面積が小さくとも、より安い価格で取得したいとの意向に変化しつつあることが伺える。

このことは、確かに本県は本土と比べ独特の墓地文化が根付いているが、承継者の問題や都市部における用地取得の問題から、現状では従来通りの墓地の取得は困難な状況にあることが背景にあると考えられる。合葬に対する肯定的な意見の高さや小さい区画面積、施設型共同墓を求める意見の高さなどは、そういった背景を敏感に感じ取っている結果であると考えられ、今後とも市民の墓地需要は変化していくものと思われる。

このような市民意向の変化を踏まえたうえで、幅広いニーズに応えることのできる公営墓地の整備が求められる。

## （※参考2 希望する公営墓地の形態について）

	平成 23 年度墓地基本計画策定時	今回アンケート時
区画割されたお墓	61.9%	<b>44.9%</b>
施設型共同墓	24.5%	<b>36.0%</b>
どちらでもよい・その他・無回答	13.6%	19.1%

## 2) 周辺住民意向

墓地は、必要不可欠な施設である一方で好まれない施設でもある。そのため、公営墓地の整備へは、周辺住民の理解と協力が重要となる。

アンケート調査では、仮に公営墓地がお住まいの近くに整備されることについて伺ったところ、「全く問題がない」が10.4%、「条件が満たされるのであれば問題がない」が59.6%と、肯定的な回答が約7割あった。

では、「条件が満たされるのであれば問題がない」と答えた方に、その条件を伺ったところ、「夜間の警備や清掃など管理・運営を充実すること」、「樹林や庭園などを設け、暗い雰囲気を排除すること」、「違法駐車や交通渋滞など交通対策を行うこと」へ7割以上の回答が寄せられた。

これらは、公営墓地が地域の生活環境を損なう施設とならないよう、十分配慮するように求める意向であると思われる。

### <墓地意向調査（市民アンケート）等から見た課題>

- 市民の墓地需要の変化を踏まえたうえで、幅広いニーズに応えることのできる公営墓地の整備が求められる。
- 仮に、お住まいの近くに公営墓地が整備される場合を想定しての質問には、肯定的な意見は比較的多くなっているが、それでも地域の生活環境を損なう施設とならないよう、十分配慮する必要がある。

### (3) 公営墓地需要予測調査から見た課題

#### 1) 需要予測の考え方と結果

浦添市における公営墓地の需要は、アンケート結果から得られた墓地需要と全国的に使用されている大阪府方式、横浜市方式が同程度となった。一方で、沖縄県で一般的に使用されてきた吉川方式とは乖離が見られた。

新たに整備する公営墓地が実際の墓地需要と乖離してしまうと、安定的な経営に支障を来してしまう。そのため、アンケート結果より得られた墓地需要と沖縄の地域性を考慮した吉川方式の平均値を取ることにした。

予測調査の結果、30年間の墓地需要は8,884基（区画割されたお墓：4,264基・施設型共同墓：4,619基）となった。

区画割されたお墓を想定した公営墓地には、1メートル以上の通路、管理事務所、便所、給水設備、ゴミ保管設備、墳墓数の10%以上の駐車場、墓地区域面積の30%以上の緑地、施設型共同墓が必要となる。これら全てを兼ね備えるためには、約60,000㎡必要となるが、本市においてそのような広大な墓地用地を確保することは、現実的にはかなり難しい。

一方、施設型共同墓（駐車場等も含む。）の整備に必要な規模は、約3,000㎡と比較的小さな面積での整備が可能である。

#### 2) 墓地需要予測についての留意点

##### ①市民の墓地需要の変化

- 墓地需要予測の基になる市民意向の変化に対応する必要がある。傾向としては、区画割されたお墓は減少し、施設型共同墓の需要が増加傾向にある。
- 区画割されたお墓を想定した公営墓地は規模が大きくなるため、墓地需要数や区画面積の規模予測において十分な検討が必要である。
- アンケート調査では1～4㎡、5～10㎡の区画規模を求める方が約7割を占めているが、民間霊園の事例調査では1㎡未満のお墓に需要が集中している。

##### ②施設型共同墓の需要予測

- 施設型共同墓の規模は、納骨壇形態（ロッカー式、棚式）や参拝形式（共同参拝、使用する納骨壇の前で参拝）、合葬の有無、更に合葬するまでの期間（最初から合葬を望む方、13回忌等での合葬）等により、施設の規模や管理・運営のあり方まで影響する。

#### <公営墓地需要予測調査から見た課題>

- 区画割されたお墓を想定した公営墓地整備には広大な墓地用地を確保する必要があり、現状では難しい。

(4) 事例調査から見た課題

1) 近年の墓地動向

県内の民間霊園への事例調査では、最新の墓地動向が伺えた。

まず、区画割された墓地の規模は縮小傾向にあり、近年は 1～2 m<sup>2</sup>の墓地を希望する方が多い。価格面の問題もあると思われるが、墓地は小さくても良いという考えが増えていると思われる。(前庭でのウサンデーは園内広場に場所を変えて行う方もいる)

更に、規模の小さな(0.3～0.5 m<sup>2</sup>) 樹木葬(花葬)と呼ばれる形態の需要も高い。これらは、承継者がいない方の使用が多く、13 回忌以降は合葬することになっている。

この様に、承継者不在からゆくゆくは合葬する予定だが、すぐに合葬するには抵抗があり、一定期間はお墓を持ちたいとの需要が伺えるなど、これらの動向を踏まえた整備が求められる。

2) 管理・運営

使用料や管理料を納めていない未納者や墳墓の無縁化への対応については、契約規則や契約書等で定めている。しかしながら、使用者の所有物となっている墳墓の撤去については、法的な整理がまだ十分検討されていない。公営で整備する場合においても、公平かつ効率的な運用を行うためには、未納者や墳墓の無縁化問題は課題となると考えられる。

<事例調査から見た課題>

- 区画割された墓地の規模は 1～2 m<sup>2</sup>と縮小傾向にあり、さらに規模の小さな樹木葬(花葬)と呼ばれる形態の需要も高い。これらの動向も踏まえる必要がある。
- 公平かつ効率的な運用を行うためには、使用料・管理料の未納者や墳墓の無縁化問題への対応が求められる。

## 2 課題整理

---

本市における墓地の需要と供給（公営墓地の現状や法人墓地の空き状況）のバランスから、個人墓地は今後も増加するものと思われる。また、世帯動向から、個人墓地は将来的には無縁化する可能性があり、その場合、公衆衛生面で周辺環境を著しく阻害するおそれがある。そのため、市民ニーズに応えるだけでなく、個人墓地を抑制していくためにも公営墓地の整備が求められる。

公営墓地整備に向けては、以下の課題で整理される。

### （1）公営墓地整備に向けた課題

- ・市民意向の変化を踏まえたうえで、幅広いニーズに応えることのできる公営墓地整備が求められる。
- ・より安くお墓を取得したいという市民意向が強いため、事業費を抑え、安価で供給できるような公営墓地整備が求められる。
- ・駐車場やトイレ等の付帯施設を整備するとともに、暗いイメージを払拭できる公営墓地整備が求められる。

### （2）公営墓地の管理・運営に向けた課題

- ・公営墓地には、公平かつ効率的な管理・運営が求められる。
- ・維持管理費を抑え、安価で供給できるような管理・運営が求められる。
- ・地域の生活環境を阻害する施設とならないよう、夜間の警備や清掃などの管理・運営が求められる。
- ・墓地の経営主体は市（地方公共団体）であり、市民の墓地需要に応えるため、持続的な墓地供給が求められる。
- ・将来的には、使用料、管理料の未納者や墳墓の無縁化が問題になることが想定される。そのため、これら問題を防止する管理・運営が求められる。



## 第6章 候補地の検討



## 第6章 候補地の検討

### 1 予定候補地の考え方及び概要

---

#### (1) 候補地に求められるもの

##### 1) 規模

今回の需要調査では、30年間で区画割されたお墓を想定した公営墓地が約60,000㎡、施設型共同墓が約3,000㎡必要であると予測された。これらの需要を満たすことのできる規模であることが望ましい。

##### 2) 立地場所

##### ①まちづくりとの整合性

区画割されたお墓を想定した公営墓地又は施設型共同墓は、都市計画との整合性を図ることが重要である。そのため本市のまちづくりに適した用途地域であること。

##### ②交通基盤

幹線道路の整備状況は、歩行者の安全確保、渋滞の緩和など周辺住民の生活環境に大きく関わる。また、建築基準法上、建築物を整備する場合には接道義務も生じるため、交通基盤が整っている場所であること。

##### ③地域との関係

地域住民の理解度又は周辺地域における人家の数等は、事業成立の基本であるだけでなく、事業スケジュールにも影響を与える。そのため住民からの理解が得やすい場所であること。

##### ④予算

公営墓地は受益者負担を原則とする。しかしながら、公共の福祉の観点から公営墓地は安価であることが求められる。そのため用地取得費等にかかる費用ができるだけ抑えられる場所であること。

##### ⑤その他

他法令（保安林、農用地、急傾斜崩壊危険区域、地すべり防止区域）及び文化財発掘調査による影響が少ない場所であること。

## (2) 予定候補地の概要

浦添市内で公営墓地整備の可能性がある地区として、以下の9地区を抽出し、現地踏査を行った。

### ① 浦添墓地公園内

- ・市街化調整区域で既存の墓地公園内であるため、用地取得費はかからず周辺住民の理解は得られやすいと考えられる。予定地からの眺めも良く、道路基盤も整っている。一方、駐車場やトイレなどの施設はあるが今後増設が必要になる。都市公園事業で整備された墓園であり調整が必要になる。

### ② 当山の市街化調整区域

- ・市街化調整区域で周りに住宅は少ないという利点がある。周辺は既存墓地が多く集積し民間霊園も見られる。区域が広いので、用地の確保にはいくつかの可能性が考えられるが、幅員11メートルある伊祖前田線と接道できれば大きなメリットになる。

### ③ 西原の墓地集積地

- ・地域の方から墓地整理が求められているが、第1種低層住居専用地域であるため、納骨施設の整備にはハードルが高くなることが予想される。宇地泊川を挟んで宜野湾市真栄原地区の住宅地となっており、住民の理解を得るのに困難を要すると思われる。予定地内は墓地が散在し、まとめて活用できる土地は限られている。道路基盤が弱く集落内道路がアクセス道路となることから、新たな道路整備が必要となる。

### ④ 南第一土地区画整理地内

- ・土地区画整理地内にあり、近くをモノレールが通る計画もある一方で既存墓地も多く、墓地街区も設けられている。しかしながら第1種中高層住居専用地域であるため、納骨施設の整備にはハードルが高くなることが予想される。

### ⑤ 伊祖の墓地集積地

- ・一部地権者からの推薦がある。しかしながら第1種中高層住居専用地域であるため、納骨施設の整備にはハードルが高くなることが予想される。そのうえ予定地内は墓地が散在し、まとめて活用できる土地は限られている。また、パイプライン通りからの道路基盤が弱くアクセス道路の整備が必要となる。

### ⑥ クルマエビ養殖場跡地

- ・市街化調整区域で、周りには住宅地がなく周辺住民の理解を得やすいと考えられる。直接、道路と接しているわけではなく道路基盤が整っているとはいえない。埋立地のため敷地造成費がかからないというメリットもある一方で、防波堤の整備などは必要になるとと思われる。

## ⑦ シリン川沿い

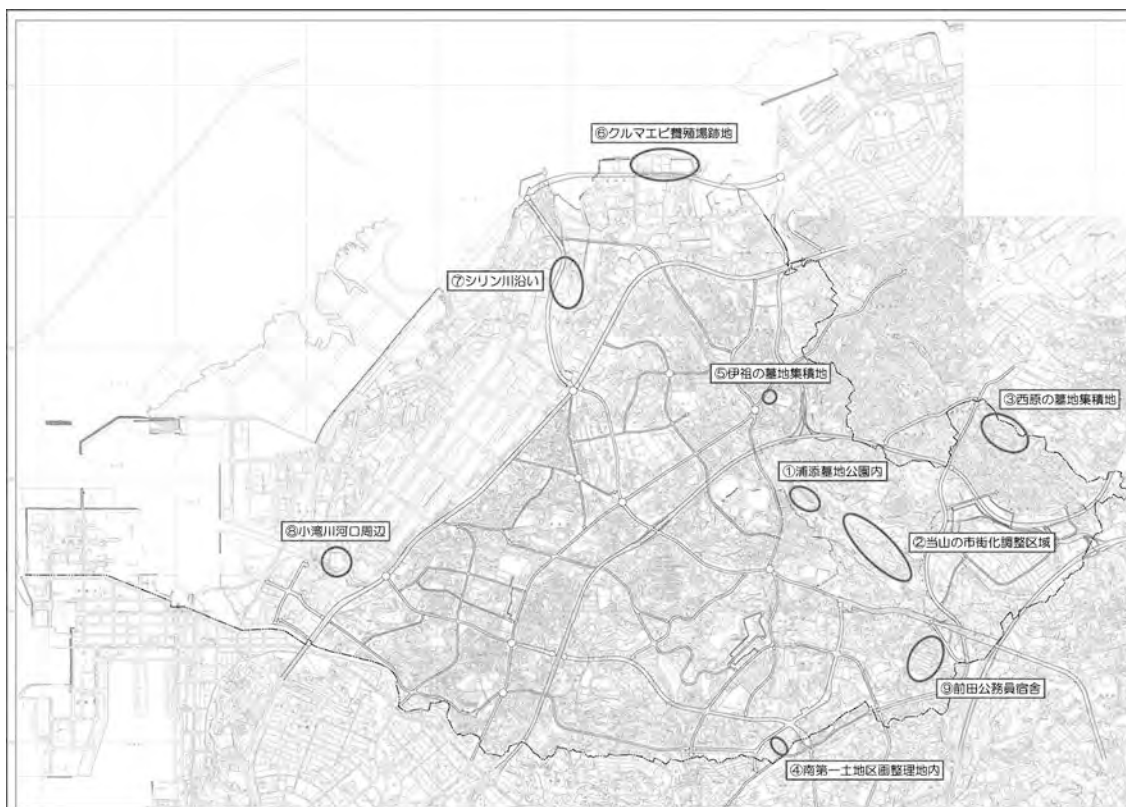
- 市街化調整区域で100m圏内に住宅地はあるが、地形的に区切られており周辺住民の理解は得る事ができるものと思われる。道路基盤はないが、周辺のまちづくり構想では基地との境界に新たな道路整備が計画され、予定地もまちづくり計画で墓地地区となっている。

## ⑧ 小湾川河口周辺

- 市街化調整区域で周辺に住宅地はなく、周辺住民の理解を得やすいと考えられる。直接、道路と接しているわけではない。都市計画では、国立劇場を核とした文化地区と位置付けられている。

## ⑨ 前田公務員宿舎

- 第1種中高層住居専用地域であるため、納骨施設の整備にはハードルが高くなる事が予想される。道路や上下道などの都市基盤は整っている一方で、周りが住宅地のため地域住民との調整には時間を要すると思われる。高台にあり見晴らしの良い場所である。



## 2 予定候補地の評価

---

### 1. 評価の視点

予定候補地の絞り込みを行うにあたっては、以下の項目ごとに候補地の状況を確認し評価を行った。

#### ①まちづくりとの整合性

- ・住環境等を定める用途地域や計画的なまちづくり等へ配慮した。

#### ②幹線道路

- ・清明祭等には、多くの使用者が訪れる事から車のスムーズな走行及び歩行者の安全に配慮した。

#### ③敷地面積

- ・需要調査で予測された規模が確保できるか、どの程度確保できるか等に配慮した。

#### ④用地取得費

- ・事業費を安く抑えることにより、使用料金も安価となることから評価項目とした。

#### ⑤敷地造成費

- ・予定候補地には斜面地も多く、事業費に占める造成費の割合も高くなる。

#### ⑥ライフラインコスト

- ・事業費への影響もあるが、これらが整っているかどうかで事業の容易性も変わる。

#### ⑦地域の理解度

- ・公営墓地整備にあたっては地域住民の理解が求められることから、アンケートの結果を基に検討を行った。

#### ⑧周辺地域における人家等の数

- ・公営墓地の整備にあたっては近隣住民への説明会や協議が必要になるなど、近隣住民への対応が求められる。

#### ⑨地権者又は筆数

- ・用地取得の難易度を図る指標とした。

#### ⑩発掘調査

- ・文化財有無により事業スケジュールに大きく影響する。

#### ○重み付け

なお、上記の評価項目は重要性の観点から同じではなく、①が最も重要度が高いものとし、次いで②③④⑤⑥、更に⑦⑧⑨の順に重要性が高いものとして評価を行った。

2. 予定候補地地区別の評価

①浦添墓地公園内



※著作権：株式会社パスコ

■土地の現況

所在地	浦添市仲間2丁目付近	
面積	約 6,080 m <sup>2</sup> (約 3,630 m <sup>2</sup> 、約 2,450 m <sup>2</sup> )	
権利者	浦添市 (美らまち推進課)	
用途地域	市街化調整区域	
路線価	45,000/m <sup>2</sup> 円	
整備可能形態	区画型：×	施設型：整備可能
必要面積	区画型：60,000 m <sup>2</sup>	施設型：3,000 m <sup>2</sup>

■事業費

用地取得 概算費用	区画型：×
	施設型：市有地につき用地取得費は不要
造成費	区画型：×
	施設型：約 5,310 万円

■その他、特記事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域であり、周りに住宅は少ない。</li> <li>・既存墓地公園内という事業のしやすさがある反面、敷地にゆとりがなく特に駐車場の確保が課題となる。</li> <li>・都市公園事業で整備された墓園であるため、緑被率等の条件確認が必要となる。</li> <li>・市有地のため、用地取得費がかからない。</li> </ul>
---

■予定候補地の評価 (施設型共同墓)

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	10.00
幹線道路	4.00
必要敷地面積の確保	6.00
用地取得費	8.88
敷地造成費	2.46
ライフラインコスト (上下水道・電気)	3.00
地域の理解度	2.85
周辺地域における人家等の数	3.00
地権者または筆数	4.50
発掘調査	2.00
合計点	46.69
順位	1

■予定候補地の評価 (区画割されたお墓を想定した公営墓地)

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	
幹線道路	
必要敷地面積の確保	
用地取得費	
敷地造成費	
ライフラインコスト (上下水道・電気)	
地域の理解度	
周辺地域における人家等の数	
地権者または筆数	
発掘調査	
合計点	
順位	

②当山の市街化調整区域



※著作権：株式会社パスコ

■土地の現況

所在地	浦添市当山3丁目付近	
面積	約 70,770 m <sup>2</sup>	
権利者	民間（複数）	
用途地域	市街化調整区域	
路線価	49,000/m <sup>2</sup> 円	
整備可能形態	区画型：整備可能	施設型：整備可能
必要面積	区画型：60,000 m <sup>2</sup>	施設型：3,000 m <sup>2</sup>

■事業費

用地取得 概算費用	区画型：約 29 億 4,000 万円
	施設型：約 1 億 4,700 万円
造成費	区画型：約 8 億 6,000 万円
	施設型：約 2,640 万円

■その他、特記事項

- ・市街化調整区域であり、周りに住宅は少ない。
- ・周辺に住宅や公共施設があるが、区域が広いため距離要件をクリアできる用地の確保はいくつかの可能性が考えられる。
- ・周りは既存墓地が多く集積し、既存の民間霊園もある。

■予定候補地の評価（施設型共同墓）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	7.50
幹線道路	6.00
必要敷地面積の確保	6.00
用地取得費	4.40
敷地造成費	6.00
ライフラインコスト（上下水道・電気）	3.00
地域の理解度	3.09
周辺地域における人家等の数	4.50
地権者または筆数	2.25
発掘調査	1.00
合計点	43.74
順位	3

■予定候補地の評価（区画割されたお墓を想定した公営墓地）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	7.50
幹線道路	6.00
必要敷地面積の確保	6.00
用地取得費	4.40
敷地造成費	3.18
ライフラインコスト（上下水道・電気）	3.00
地域の理解度	3.09
周辺地域における人家等の数	3.00
地権者または筆数	1.50
発掘調査	1.00
合計点	38.67
順位	3

③西原の墓地集積地



※著作権：株式会社パスコ

■土地の現況

所在地	浦添市西原3丁目付近	
面積	約19,160㎡	
権利者	民間（複数）	
用途地域	第1種低層住居専用地域	
路線価	54,000/㎡円	
整備可能形態	区画型：需要の約32%の整備が可能	施設型：整備可能
必要面積	区画型：60,000㎡	施設型：3,000㎡

■事業費

用地取得概算費用	区画型：約10億3,460万円
	施設型：約1億6,200万円
造成費	区画型：約3億円
	施設型：約6,510万円

■その他、特記事項

- ・地域の方から当該地に公営墓地を整備することにより、区域内にある墓地整理が求められている。
- ・建築基準法の運用では「倉庫業を営まない倉庫」という扱いになる可能性が高い。そうすると第1種低層住居専用地域であるため、納骨施設の整備にはハードルが高くなることが予想される。
- ・対象地区にアクセスする道路は、住宅地内を通り幅員が狭い。
- ・周りは住宅地に囲まれ、北側は宜野湾市真栄原の住宅地に隣接する。

■予定候補地の評価（施設型共同墓）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	1.25
幹線道路	2.00
必要敷地面積の確保	6.00
用地取得費	4.00
敷地造成費	2.46
ライフラインコスト（上下水道・電気）	1.50
地域の理解度	3.33
周辺地域における人家等の数	1.50
地権者または筆数	1.50
発掘調査	2.00
合計点	25.54
順位	8

■予定候補地の評価（区画割されたお墓を想定した公営墓地）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	1.25
幹線道路	2.00
必要敷地面積の確保	1.92
用地取得費	4.00
敷地造成費	3.38
ライフラインコスト（上下水道・電気）	1.50
地域の理解度	3.33
周辺地域における人家等の数	1.50
地権者または筆数	1.50
発掘調査	2.00
合計点	22.38
順位	6

④南第一土地区画整理地内



※著作権：株式会社パスコ

■土地の現況

所在地	浦添市経塚付近	
面積	約 2,950 m <sup>2</sup>	
権利者	浦添市	
用途地域	第1種中高層住居専用地域	
路線価	57,000/m <sup>2</sup> 円	
整備可能形態	区画型：×	施設型：需要の約98%の整備が可能
必要面積	区画型：60,000 m <sup>2</sup>	施設型：3,000 m <sup>2</sup>

■事業費

用地取得 概算費用	区画型：×
	施設型：約1億6,820万円
造成費	区画型：×
	施設型：敷地造成費はかからない

■その他、特記事項

- ・対象地周辺は既存墓地も多く墓地街区も設けられている。
- ・建築基準法の運用では「倉庫業を営まない倉庫」という扱いになる可能性が高い。そうなると第1種中高層住居専用地域であるため、納骨施設の整備にはハードルが高くなることが予想される。
- ・土地区画整理地区内であり、良好な住環境を形成する地域である。また、将来モノレールの駅が近くに造られる予定である。
- ・近年、アパート・マンション等が急激に増えており居住者の増加が著しい。

■予定候補地の評価（施設型共同墓）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	1.25
幹線道路	4.00
必要敷地面積の確保	5.90
用地取得費	3.78
敷地造成費	8.46
ライフラインコスト（上下水道・電気）	4.50
地域の理解度	3.07
周辺地域における人家等の数	1.50
地権者または筆数	4.50
発掘調査	3.00
合計点	39.96
順位	6

■予定候補地の評価（区画割されたお墓を想定した公営墓地）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	
幹線道路	
必要敷地面積の確保	
用地取得費	
敷地造成費	
ライフラインコスト（上下水道・電気）	
地域の理解度	
周辺地域における人家等の数	
地権者または筆数	
発掘調査	
合計点	
順位	

⑤伊祖の墓地集積地



※著作権：株式会社パスコ

■土地の現況

所在地	浦添市伊祖5丁目付近	
面積	約2,240㎡	
権利者	民間	
用途地域	第1種中高層住居専用地域	
路線価	55,000/㎡円	
整備可能形態	区画型：×	施設型：需要の約74%の整備が可能
必要面積	区画型：60,000㎡	施設型：3,000㎡

■事業費

用地取得概算費用	区画型：×
	施設型：約1億2,320万円
造成費	区画型：×
	施設型：約4,860万円

■その他、特記事項

- ・一部地権者からの推薦がある。
- ・建築基準法の運用では「倉庫業を営まない倉庫」という扱いになる可能性が高い。そうなると第1種中高層住居専用地域であるため、納骨施設の整備にはハードルが高くなることが予想される。
- ・対象地へのアクセス道路はない。
- ・100m圏内に住宅地が散在するが、既存墓地の集積地である。
- ・パイプライン拡幅工事による住環境の整備によって、今後住宅の増加が予想される。

■予定候補地の評価（施設型共同墓）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	1.25
幹線道路	2.00
必要敷地面積の確保	4.48
用地取得費	3.92
敷地造成費	2.46
ライフラインコスト（上下水道・電気）	1.50
地域の理解度	2.81
周辺地域における人家等の数	1.50
地権者または筆数	1.50
発掘調査	2.00
合計点	23.42
順位	9

■予定候補地の評価（区画割されたお墓を想定した公営墓地）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	
幹線道路	
必要敷地面積の確保	
用地取得費	
敷地造成費	
ライフラインコスト（上下水道・電気）	
地域の理解度	
周辺地域における人家等の数	
地権者または筆数	
発掘調査	
合計点	
順位	

⑥クルマエビ養殖場跡地



※著作権：株式会社パスコ

■土地の現況

所在地	浦添市牧港5丁目付近	
面積	約18,850㎡	
権利者	民間	
用途地域	市街化調整区域	
路線価	43,000/㎡円	
整備可能形態	区画型：需要の約31%の整備が可能	施設型：整備可能
必要面積	区画型：60,000㎡	施設型：3,000㎡

■事業費

用地取得 概算費用	区画型：約8億1,060万円
	施設型：約1億2,900万円
造成費	区画型：敷地造成費はかからない
	施設型：敷地造成費はかからない

■その他、特記事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域であり、周りには企業があるぐらいで住宅地はない。</li> <li>・直接道路と接しているわけではなく、新たな道路基盤が必要となる。</li> <li>・埋立地のため敷地造成費はかからないが、防波堤の整備などは必要になると思われる。</li> </ul>
--

■予定候補地の評価（施設型共同墓）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	7.50
幹線道路	2.00
必要敷地面積の確保	6.00
用地取得費	5.02
敷地造成費	8.46
ライフラインコスト（上下水道・電気）	1.50
地域の理解度	3.56
周辺地域における人家等の数	4.50
地権者または筆数	3.00
発掘調査	3.00
合計点	44.54
順位	2

■予定候補地の評価（区画割されたお墓を想定した公営墓地）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	7.50
幹線道路	2.00
必要敷地面積の確保	1.89
用地取得費	5.02
敷地造成費	9.18
ライフラインコスト（上下水道・電気）	1.50
地域の理解度	3.56
周辺地域における人家等の数	4.50
地権者または筆数	3.00
発掘調査	3.00
合計点	41.14
順位	1

⑦ シリン川沿い



※著作権：株式会社パスコ

■土地の現況

所在地	浦添市港川付近	
面積	約 32,830 m <sup>2</sup>	
権利者	民間、公共（国・県）	
用途地域	市街化調整区域	
路線価	36,000/m <sup>2</sup> 円	
整備可能形態	区画型：需要の約 54%の整備が可能	施設型：整備可能
必要面積	区画型：60,000 m <sup>2</sup>	施設型：3,000 m <sup>2</sup>

■事業費

用地取得 概算費用	区画型：約 11 億 8,120 万円
	施設型：約 1 億 800 万円
造成費	区画型：約 3 億 530 万円
	施設型：約 4,800 万円

■その他、特記事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域であり、周りに住宅は少ない。</li> <li>・シリン川沿いの緑地が対象地となる。</li> <li>・都市マスでは、緑地をはじめ城間東空寿墓地群があり、その保全活用を図る地区と位置づけられている。</li> <li>・工場地を通る道はあるが、新たな道路基盤の整備が必要となる。ただし、牧港の県道整備が近い将来に予定されている。</li> </ul>
---

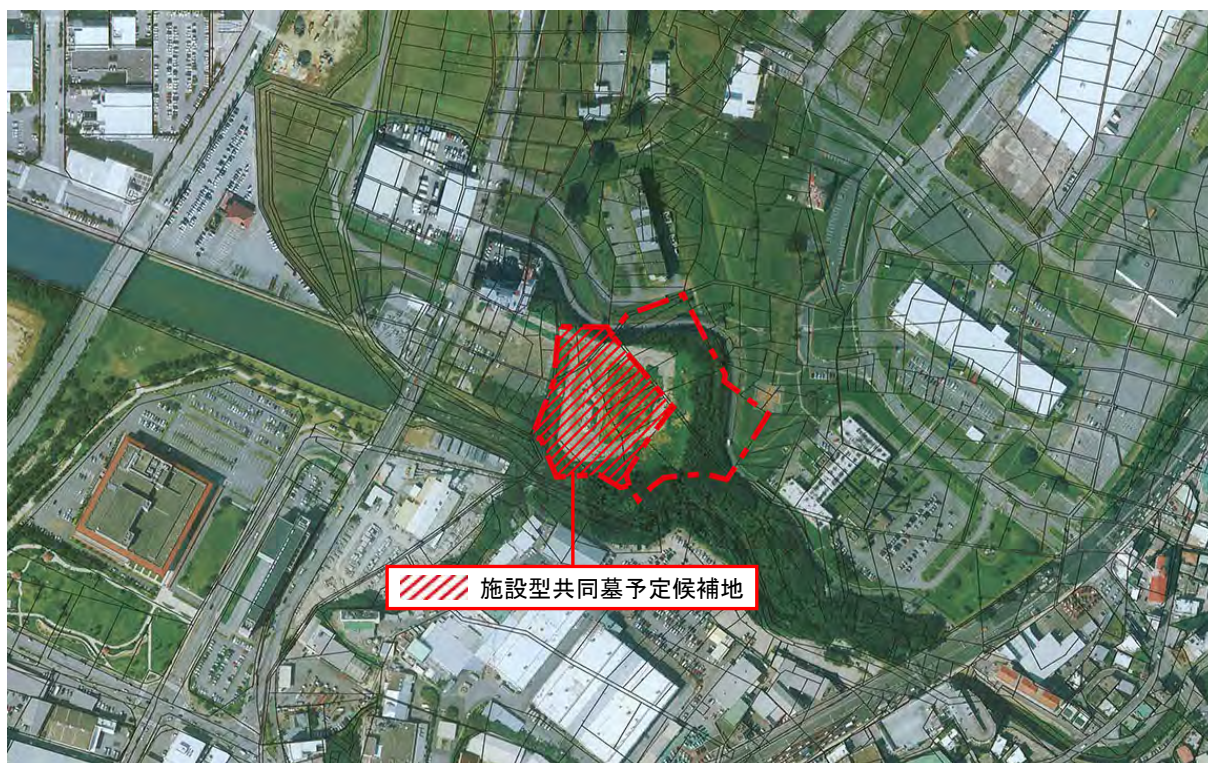
■予定候補地の評価（施設型共同墓）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	7.50
幹線道路	2.00
必要敷地面積の確保	6.00
用地取得費	6.00
敷地造成費	3.38
ライフラインコスト（上下水道・電気）	3.00
地域の理解度	3.33
周辺地域における人家等の数	3.00
地権者または筆数	1.50
発掘調査	1.00
合計点	36.71
順位	7

■予定候補地の評価（区画割されたお墓を想定した公営墓地）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	7.50
幹線道路	2.00
必要敷地面積の確保	3.28
用地取得費	6.00
敷地造成費	6.00
ライフラインコスト（上下水道・電気）	1.50
地域の理解度	3.33
周辺地域における人家等の数	3.00
地権者または筆数	1.50
発掘調査	1.00
合計点	35.11
順位	5

⑧小湾川河口周辺



※著作権：株式会社パスコ

■土地の現況

所在地	浦添市勢理客付近	
面積	約 19,690 m <sup>2</sup>	
権利者	民間	
用途地域	市街化調整区域	
路線価	63,000/m <sup>2</sup> 円	
整備可能形態	区画型：需要の約 32%の整備が可能	施設型：整備可能
必要面積	区画型：60,000 m <sup>2</sup>	施設型：3,000 m <sup>2</sup>

■事業費

用地取得 概算費用	区画型：約 12 億 4,050 万円
	施設型：約 1 億 8,900 万円
造成費	区画型：約 790 万円
	施設型：約 120 万円

■その他、特記事項

- ・市街化調整区域であり、周りに住宅は少なく米軍基地と工場に囲まれている。
- ・都市マスでは国立劇場おきなわを核とした文化地区の形成が位置づけられている。

■予定候補地の評価（施設型共同墓）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	7.50
幹線道路	2.00
必要敷地面積の確保	6.00
用地取得費	3.42
敷地造成費	8.46
ライフラインコスト（上下水道・電気）	1.50
地域の理解度	3.00
周辺地域における人家等の数	4.50
地権者または筆数	2.25
発掘調査	3.00
合計点	41.63
順位	4

■予定候補地の評価（区画割されたお墓を想定した公営墓地）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	7.50
幹線道路	2.00
必要敷地面積の確保	1.97
用地取得費	3.42
敷地造成費	9.18
ライフラインコスト（上下水道・電気）	1.50
地域の理解度	3.00
周辺地域における人家等の数	4.50
地権者または筆数	2.25
発掘調査	3.00
合計点	38.32
順位	4

⑨前田公務員宿舎



※著作権：株式会社パスコ

■土地の現況

所在地	浦添市前田 1 丁目付近	
面積	約 46,890 m <sup>2</sup>	
権利者	国	
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域	
路線価	75,000/m <sup>2</sup> 円	
整備可能形態	区画型：需要の約 78%の整備が可能	施設型：整備可能
必要面積	区画型：60,000 m <sup>2</sup>	施設型：3,000 m <sup>2</sup>

■事業費

用地取得 概算費用	区画型：約 35 億 1,680 万円
	施設型：約 2 億 2,500 万円
造成費	区画型：敷地造成費はかからない
	施設型：敷地造成費はかからない

■その他、特記事項

- ・ 建築基準法の運用では「倉庫業を営まない倉庫」という扱いになる可能性が高い。そうなると第 1 種中高層住居専用地域であるため、納骨施設の整備にはハードルが高くなることが予想される。
- ・ 都市基盤は整っている。
- ・ 国有地であり、用地取得が比較的容易と思われる。
- ・ 都市マスでは、前田公務員住宅地は周辺と調和した土地利用と記されている。

■予定候補地の評価（施設型共同墓）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	1.25
幹線道路	6.00
必要敷地面積の確保	6.00
用地取得費	2.88
敷地造成費	8.46
ライフラインコスト（上下水道・電気）	4.50
地域の理解度	3.20
周辺地域における人家等の数	1.50
地権者または筆数	3.75
発掘調査	3.00
合計点	40.54
順位	5

■予定候補地の評価（区画割されたお墓を想定した公営墓地）

評価項目	配点
まちづくりとの整合性	1.25
幹線道路	6.00
必要敷地面積の確保	4.69
用地取得費	2.88
敷地造成費	9.18
ライフラインコスト（上下水道・電気）	4.50
地域の理解度	3.20
周辺地域における人家等の数	1.50
地権者または筆数	3.75
発掘調査	3.00
合計点	39.95
順位	2

### 3. 評価項目別の内容

#### (1) 施設型共同墓について

##### 1) まちづくりとの整合性

評価基準：用途地域指定の有無

設定理由：用途地域は機能的な都市活動の推進及び良好な都市環境の形成を図る制度である。

墓地又は納骨堂は都市計画に支障を来す恐れがあるため、適した地域を選定する必要があるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
まちづくりとの整合性	現段階におけるまちづくりとの整合性(都市計画図より) 3：市街化調整区域 2：工業地域 1：商業地域・住居地域		× 2.5	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内	都市計画図において、「市街化調整区域」の位置づけとなっている	4.00	2.5	10.00
2. 当山の市街化調整区域	都市計画図において、「市街化調整区域」の位置づけとなっている	3.00	2.5	7.50
3. 西原の墓地集積地	都市計画図において、「住居地域」の位置づけとなっている	0.50	2.5	1.25
4. 南第一土地区画整理地内	都市計画図において、「住居地域」の位置づけとなっている	0.50	2.5	1.25
5. 伊祖の墓地集積地	都市計画図において、「住居地域」の位置づけとなっている	0.50	2.5	1.25
6. クルマエビ養殖場跡地	都市計画図において、「市街化調整区域」の位置づけとなっている	3.00	2.5	7.50
7. シリン川沿い	都市計画図において、「市街化調整区域」の位置づけとなっている	3.00	2.5	7.50
8. 小湾川河口周辺	都市計画図において、「市街化調整区域」の位置づけとなっている	3.00	2.5	7.50
9. 前田公務員宿舎	都市計画図において、「住居地域」の位置づけとなっている	0.50	2.5	1.25

注1：墓地公園は既存の墓地施設であり、まちづくり計画と整合がとれているため4点とした。

注2：西原の墓地集積地、南第一土地区画整理地内、伊祖の墓地集積地、前田公務員宿舎の4地区は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域であり、納骨堂建設にあたり建築基準法上の規制がかかる可能性があるため0.5点とした。

## 2) 幹線道路

評価基準：幹線道路の整備状況

評価方法：浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条及び第15条の規定により、墓地又は納骨堂へは管理事務所及び便所等を設置しなければならない。建築基準法第42条及び第43条の規定により、管理事務所及び便所等の建築物を設置する場合は、4m以上幅員の指定された道路へ接続しなければならないため、新たに道路整備が必要になった場合は、事業スケジュールや事業費へ影響がある。

また、幹線道路の整備状況は、歩行者の安全確保、渋滞の緩和など、周辺住民の生活環境への負荷に関係するため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
幹線道路	3：建築基準法上の道路と接しており、かつ歩道が整備されている道路 2：建築基準法上の道路と接しているが、歩道は整備されていない道路 1：新たな道路基盤の整備が必要		× 2.0	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内	当該地は、市道仲間3号線に接道している。駐車場入り口付近は幅員7メートルである。歩道はない	2.00	2.0	4.00
2. 当山の市街化調整区域	当該地は、幅員11メートルの伊祖前田線に接道している。(歩道あり) 浦西中学校の裏門に繋がる道路も11メートルとなっている	3.00	2.0	6.00
3. 西原の墓地集積地	当該地は、道路に接道していない。したがって、新たに基盤整備が必要になる	1.00	2.0	2.00
4. 南第一土地区画整理地内	土地区画整理事業後は道路に接道する	2.00	2.0	4.00
5. 伊祖の墓地集積地	当該地は、道路と接していない。したがって、新たに基盤整備が必要になる	1.00	2.0	2.00
6. クルマエビ養殖場跡地	入り口は市道港川2号線と接道しているが、入り口から当該地までは構内通路となり私有地である。よって、建築基準法の道路に接していない	1.00	2.0	2.00
7. シリン川沿い	当該地は、建築基準法の道路に道路と接道していない。したがって、新たに基盤整備が必要になる	1.00	2.0	2.00
8. 小湾川河口周辺	当該地は、建築基準法の道路に接していない。したがって、新たに基盤整備が必要になる	1.00	2.0	2.00
9. 前田公務員宿舎	県道38号線と接道している(歩道あり)	3.00	2.0	6.00

### 3) 必要敷地面積の確保

評価基準：施設型共同墓建設への必要敷地面積 3,000 m<sup>2</sup>が確保できること

設定理由：将来の墓地需要が増加した場合は、対応する必要があるため。

敷地面積が狭小の場合、他予定候補地と分散して設置する必要があり、管理コストが増大するため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
必要敷地面積の確保	<u>施設型共同墓を整備するのに必要な面積 (3,000 m<sup>2</sup>) を満たせる規模の候補地を3点とし、その他は比例配点 (3点×当該候補地における整備可能率)</u>		× 2.0	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内	当該地の敷地面積は 6,080 m <sup>2</sup> (※3,630 m <sup>2</sup> 、2,450 m <sup>2</sup> ) であり、施設型共同墓が可能。 施設型共同墓として、必要な面積が確保できるため3点	3.00	2.0	6.00
2. 当山の市街化調整区域	当該地の敷地面積は 70,770 m <sup>2</sup> であり、施設型共同墓が可能。 施設型共同墓として、必要な面積が確保できるため3点	3.00	2.0	6.00
3. 西原の墓地集積地	当該地の敷地面積は 19,160 m <sup>2</sup> であり、施設型共同墓が可能。 施設型共同墓として、必要な面積が確保できるため3点	3.00	2.0	6.00
4. 南第一土地区画整理地内	当該地の敷地面積は 2,950 m <sup>2</sup> であり、施設型共同墓に必要な面積の 98.3% (約 4,470 体分) が可能。 施設型共同墓として、 $3 \times 2,950 / 3,000 = 2.95$ 点	2.95	2.0	5.90
5. 伊祖の墓地集積地	当該地の敷地面積は 2,240 m <sup>2</sup> であり、施設型共同墓に必要な面積の 74.0% (約 3,370 体分) が可能。 施設型共同墓として、 $3 \times 2,240 / 3,000 = 2.24$ 点	2.24	2.0	4.48
6. クルマエビ養殖場跡地	当該地の敷地面積は 18,850 m <sup>2</sup> であり、施設型共同墓が可能。 施設型共同墓として、必要な面積が確保できるため3点	3.00	2.0	6.00
7. シリン川沿い	当該地の敷地面積は 32,830 m <sup>2</sup> であり、施設型共同墓が可能。 施設型共同墓として、必要な面積が確保できるため3点	3.00	2.0	6.00
8. 小湾川河口周辺	当該地の敷地面積は 19,690 m <sup>2</sup> であり、施設型共同墓が可能。 施設型共同墓として、必要な面積が確保できるため3点	3.00	2.0	6.00
9. 前田公務員宿舎	当該地の敷地面積は 46,890 m <sup>2</sup> であり、施設型共同墓が可能。 施設型共同墓として、必要な面積が確保できるため3点	3.00	2.0	6.00

## 4) 用地取得費

評価基準：用地取得概算費用

設定理由：用地取得費は事業費へ影響があるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
用地取得費	施設型共同墓に必要な面積（注1）と路線価から用地取得概算費用を算出する。費用が最も低い候補地を3点とし、その他は比例配点 （3点×最も低い用地取得概算費用／用地取得概算費用） ※ただし、市有地で予算が不必要な場合は4.44点（注2）とする		× 2.0	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内	施設型共同墓 市有地のため予算がかからないため4.44点とする。（注2）	4.44	2.0	8.88
2. 当山の市街化調整区域	施設型共同墓 $3 \times (36,000 \times 3,000) / (49,000 \times 3,000) = 2.20$ 点	2.20	2.0	4.40
3. 西原の墓地集積地	施設型共同墓 $3 \times (36,000 \times 3,000) / (54,000 \times 3,000) = 2.00$ 点	2.00	2.0	4.00
4. 南第一土地区画整理地内	施設型共同墓 $3 \times (36,000 \times 3,000) / (57,000 \times 3,000) = 1.89$ 点	1.89	2.0	3.78
5. 伊祖の墓地集積地	施設型共同墓 $3 \times (36,000 \times 3,000) / (55,000 \times 3,000) = 1.96$ 点	1.96	2.0	3.92
6. クルマエビ養殖場跡地	施設型共同墓 $3 \times (36,000 \times 3,000) / (43,000 \times 3,000) = 2.51$ 点	2.51	2.0	5.02
7. シリン川沿い	施設型共同墓 $3 \times (36,000 \times 3,000) / (36,000 \times 3,000) = 3.00$ 点	3.00	2.0	6.00
8. 小湾川河口周辺	施設型共同墓 $3 \times (36,000 \times 3,000) / (63,000 \times 3,000) = 1.71$ 点	1.71	2.0	3.42
9. 前田公務員宿舎	施設型共同墓 $3 \times (36,000 \times 3,000) / (75,000 \times 3,000) = 1.44$ 点	1.44	2.0	2.88

注1：評価条件をそろえるため、各候補地区の規模によらず、必要面積3,000㎡を確保する際の用地取得費とした。

注2：路線単価の安いシリン川沿い（36,000円）と高い前田公務員宿舎（75,000円）の価格と基礎点の関係から、4.44点とした。

※金額差：75,000－36,000＝39,000、基礎点差：3.00－1.44＝1.56　39,000円の増額で1.56点減少となる。市有地は0円なのでシリン川沿いより36,000円安くなる。

よって、39,000：1.56＝36,000：x、x＝1.44である。36,000円の減額では1.44点増となる。

これより、墓地公園はシリン川沿いより1.44点プラス、3.00＋1.44＝4.44点とした。

### 5) 敷地造成費

評価基準：敷地造成概算費用

設定理由：敷地の地形により施設建設の際、地盤改良等が必要となるなど、スケジュールや工事費に影響があるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
敷地造成費	地形から敷地造成費用（注1）を算定し、価格が最も低い候補地を3点とし、その他は比例配点 （3点×最も低い敷地造成概算費用／敷地造成概算費用） ※ただし、敷地造成費が掛らないと判断した場合は4.23点（注2）とする		× 2.0	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内	施設型共同墓 $3 \times (9,000 \times 3,000) / (22,000 \times 3,000) = 1.23$ 点	1.23	2.0	2.46
2. 当山の市街化調整区域	施設型共同墓 $3 \times (9,000 \times 3,000) / (9,000 \times 3,000) = 3.00$ 点	3.00	2.0	6.00
3. 西原の墓地集積地	施設型共同墓 $3 \times (9,000 \times 3,000) / (22,000 \times 3,000) = 1.23$ 点	1.23	2.0	2.46
4. 南第一土地区画整理地内	施設型共同墓 土地区画整理事業地なので敷地造成費はかからない	4.23	2.0	8.46
5. 伊祖の墓地集積地	施設型共同墓 $3 \times (9,000 \times 3,000) / (22,000 \times 3,000) = 1.23$ 点	1.23	2.0	2.46
6. クルマエビ養殖場跡地	施設型共同墓 埋立地のため敷地造成費はかからない	4.23	2.0	8.46
7. シリン川沿い	施設型共同墓 $3 \times (9,000 \times 3,000) / (16,000 \times 3,000) = 1.69$ 点	1.69	2.0	3.38
8. 小湾川河口周辺	施設型共同墓 傾斜が殆どなく、敷地造成費はかからないと判断した	4.23	2.0	8.46
9. 前田公務員宿舎	施設型共同墓 既存、住宅団地でありそのままの活用が可能と判断した	4.23	2.0	8.46

注1：評価条件をそろえるため、各候補地区の規模によらず、必要面積 3,000 m<sup>2</sup>を確保する際の造成費とした。

注2：敷地造成単価の安い当山の市街化調整区域（9,000円）と高い西原の墓地集積地（22,000円）の価格と基礎点の関係から、4.23点とした。

※金額差：22,000－9,000＝13,000、基礎点差：3.00－1.23＝1.77 13,000円の増額で1.77点減少となる。造成費なし（0円）の場合、当山の市街化調整区域より9,000円安くなる。

よって、13,000：1.77＝9,000：x、x＝1.23である。9,000円の減額では1.23点増となる。これより、造成費がかからないとした地区は、3.00＋1.23＝4.23点とした。

## 6) ライフラインコスト（上下水道・電気）

評価基準：上下水道及び電気供給の有無

設定理由：浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条及び第15条の規定により、墓地又は納骨堂へは管理事務所、便所及び給水設備を設置しなければならず、上水道・下水道・電力の確保の容易性は、事業費へ影響があるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
ライフラインコスト（上下水道・電気）	候補地区の区域までライフラインが接続されているか判断 3：上下水道及び電気供給が整備済み 2：上下水道及び電気供給が一部未整備 1：上下水道及び電気供給が未整備		× 1.5	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内	上水道及び電気供給は整備済みだが、下水道が未整備	2.00	1.5	3.00
2. 当山の市街化調整区域	上水道及び電気供給は整備済みだが、下水道が未整備	2.00	1.5	3.00
3. 西原の墓地集積地	道路が未整備であるため、ライフラインが整備されていない	1.00	1.5	1.50
4. 南第一土地区画整理地内	上下水道及び電気供給が整備済み (土地区画整備事業後は整備されるものと判断)	3.00	1.5	4.50
5. 伊祖の墓地集積地	道路が未整備であるため、ライフラインが整備されていない	1.00	1.5	1.50
6. クルマエビ養殖場跡地	道路が未整備であるため、ライフラインが整備されていない	1.00	1.5	1.50
7. シリン川沿い	施設型共同墓候補地には上水道及び電気供給は整備済みだが、下水道が未整備	2.00	1.5	3.00
8. 小湾川河口周辺	道路が未整備であるため、ライフラインが整備されていない	1.00	1.5	1.50
9. 前田公務員宿舎	上下水道及び電気供給が整備済み	3.00	1.5	4.50

7) 地域の理解度

評価基準：墓地又は納骨堂受け入れに対する地域住民の理解度

設定理由：地域住民の理解の度合いの高さは、事業成立の基本であるとともに、事業スケジュールに影響を与えるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
地域の理解度	3点×アンケートに問4（居住地周辺への公営墓地建設について）「1 全く問題ない」及び「条件が満たされるのであれば問題ない」と答えた割合		×	1.5

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内	区画割された墓地 (3×26/41) = 1.90点	1.90	1.5	2.85
2. 当山の市街化調整区域	区画割された墓地 (3×11/16) = 2.06点	2.06	1.5	3.09
3. 西原の墓地集積地	区画割された墓地 (3×37/50) = 2.22点	2.22	1.5	3.33
4. 南第一土地区画整理地内	区画割された墓地 (3×15/22) = 2.05点	2.05	1.5	3.07
5. 伊祖の墓地集積地	区画割された墓地 (3×35/56) = 1.88点	1.88	1.5	2.81
6. クルマエビ養殖場跡地	区画割された墓地 (3×34/43) = 2.37点	2.37	1.5	3.56
7. シリン川沿い	区画割された墓地 (3×37/50) = 2.22点	2.22	1.5	3.33
8. 小湾川河口周辺	区画割された墓地 (3×14/21) = 2.00点	2.00	1.5	3.00
9. 前田公務員宿舎	区画割された墓地 (3×32/45) = 2.13点	2.13	1.5	3.20

※アンケート集計結果

		全く問題ない	条件が満たされるのであれば問題ない	条件にかかわらず反対	わからない	その他	無回答	合計
1	仲間	2 4.9%	24 58.5%	7 17.1%	6 14.6%	0 0.0%	2 4.9%	41 100.0%
2	当山	0 0.0%	11 68.8%	4 25.0%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%
3	西原	8 16.0%	29 58.0%	7 14.0%	4 8.0%	1 2.0%	1 2.0%	50 100.0%
4	経塚	3 13.6%	12 54.5%	3 13.6%	2 9.1%	2 9.1%	0 0.0%	22 100.0%
5	伊祖	4 7.1%	31 55.4%	11 19.6%	10 17.9%	0 0.0%	0 0.0%	56 100.0%
6	牧港	5 11.6%	29 67.4%	5 11.6%	2 4.7%	0 0.0%	2 4.7%	43 100.0%
7	港川	4 8.0%	33 66.0%	6 12.0%	6 12.0%	0 0.0%	1 2.0%	50 100.0%
8	勢理客	4 19.0%	10 47.6%	4 19.0%	3 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	21 100.0%
9	前田	3 6.7%	29 64.4%	9 20.0%	4 8.9%	0 0.0%	0 0.0%	45 100.0%

## 8) 周辺地域における人家等の数

評価基準：予定候補地から100m範囲内の人家等の数

設定理由：浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条及び第8条の規定により、100m以内に建物（公園、学校、保育所、病院、公共的施設又は人家等）がある場合は、これら建物の所有者、管理者及び居住者に対し、説明会を実施し、墓地建設計画へ意見の申出があった場合は、協議をしなければならないため。

※浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条の規定により、墓地予定地に接する土地の所有者、当該土地に存する建物の所有者、管理者及び居住者並びに自治会の長に対し、説明会を実施し、墓地建設計画について協議しなければならない。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
周辺地域における人家等の数	人家の数により事業の難易度が高くなることから、下記の配点とした 3：0～10軒 2：11～100軒 1：101軒以上		× 1.5	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内	施設型共同墓 人家数が65軒であることから、2.00点	2.00	1.5	3.00
2. 当山の市街化調整区域	施設型共同墓 人家数が5軒であることから、3.00点	3.00	1.5	4.50
3. 西原の墓地集積地	施設型共同墓 人家数が158軒であることから、1.00点	1.00	1.5	1.50
4. 南第一土地区画整理地内	施設型共同墓 人家数が109軒であることから、1.00点	1.00	1.5	1.50
5. 伊祖の墓地集積地	施設型共同墓 人家数が127軒であることから、1.00点	1.00	1.5	1.50
6. クルマエビ養殖場跡地	施設型共同墓 人家数が1軒であることから、3.00点	3.00	1.5	4.50
7. シリン川沿い	施設型共同墓 人家数が15軒であることから、2.00点	2.00	1.5	3.00
8. 小湾川河口周辺	施設型共同墓 人家数が3軒であることから、3.00点	3.00	1.5	4.50
9. 前田公務員宿舎	施設型共同墓 人家数が112軒であることから、1.00点	1.00	1.5	1.50

9) 地権者または筆数

評価基準：地権者又は筆数の状況

設定理由：予定候補地の地権者やその筆数により、用地取得に係る難易度及び事業スケジュールへ影響があるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
地権者	<p>地権者配点：地権者の種類</p> <p>3：浦添市</p> <p>2：国、県</p> <p>1：個人</p> <p>筆数配点：筆数により事業の難易度が変わることから、以下の配点とした</p> <p>3：1人</p> <p>2：2～10人</p> <p>1：11人以上</p> <p>((地権者配点+筆数配点) / 2)</p>		×	1.5

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内	施設型共同墓 地権者数は1人であることから、 (3 + 3) ÷ 2 = 3.00 点	3.00	1.5	4.50
2. 当山の市街化調整区域	施設型共同墓 地権者数は5人であることから、 (1 + 2) ÷ 2 = 1.50 点	1.50	1.5	2.25
3. 西原の墓地集積地	施設型共同墓 地権者数は18人であることから、 (1 + 1) ÷ 2 = 1.00 点	1.00	1.5	1.50
4. 南第一土地区画整理地内	施設型共同墓 地権者数は1人であることから、 (3 + 3) ÷ 2 = 3.00 点	3.00	1.5	4.50
5. 伊祖の墓地集積地	施設型共同墓 地権者数は12人であることから、 (1 + 1) ÷ 2 = 1.00 点	1.00	1.5	1.50
6. クルマエビ養殖場跡地	施設型共同墓 地権者数は1人であることから、 (1 + 3) ÷ 2 = 2.00 点	2.00	1.5	3.00
7. シリン川沿い	施設型共同墓 地権者数は11人であることから、 (1 + 1) ÷ 2 = 1.00 点	1.00	1.5	1.50
8. 小湾川河口周辺	施設型共同墓 地権者数は10人であることから、 (1 + 2) ÷ 2 = 1.50 点	1.50	1.5	2.25
9. 前田公務員宿舎	施設型共同墓 地権者数は1人であることから、 (2 + 3) ÷ 2 = 2.50 点	2.50	1.5	3.75

## 10) 発掘調査

評価基準：埋蔵文化財の発掘調査規模

設定理由：遺跡等の有無により保全の必要性など、事業スケジュールや事業費へ影響があるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
発掘調査	3：文化財調査は不必要 2：文化財調査は必要であるが、現段階において文化財は確認されていない 1：文化財調査が必要で、現段階においても文化財が確認されている		× 1.0	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内	埋蔵文化財包蔵地ではないが、文化財調査は必要である	2.00	1.0	2.00
2. 当山の市街化調整区域	埋蔵文化財包蔵地であり、文化財調査が必要である ・国指定史跡普天満参詣道、当山東原遺跡、古屋敷跡、西原の古島、当山ガー、ウフガー	1.00	1.0	1.00
3. 西原の墓地集積地	埋蔵文化財包蔵地ではないが、文化財調査は必要である	2.00	1.0	2.00
4. 南第一土地区画整理地内	埋蔵文化財は所在しない	3.00	1.0	3.00
5. 伊祖の墓地集積地	埋蔵文化財包蔵地ではないが、文化財調査は必要である	2.00	1.0	2.00
6. クルマエビ養殖場跡地	埋蔵文化財は所在しない	3.00	1.0	3.00
7. シリン川沿い	埋蔵文化財包蔵地であり、文化財調査が必要である ・城間東空寿古墳群	1.00	1.0	1.00
8. 小湾川河口周辺	埋蔵文化財は所在しない	3.00	1.0	3.00
9. 前田公務員宿舎	埋蔵文化財は所在しない	3.00	1.0	3.00

検討の結果、施設型共同墓の候補地順位は、1位「浦添墓地公園内」、2位「クルマエビ養殖場跡地」、3位「当山の市街化調整区域」となった。

■ 予定候補地点数一覧

候補地 (重み付け)	評価項目										合計	順位
	まちづくりとの整合性 ×2.5	幹線道路 ×2.0	敷地面積 ×2.0	用地取得費 ×2.0	敷地造成費用 ×2.0	ライフラインコスト(上下水道・電気) ×1.5	地域の理解度 ×1.5	周辺地域における人家等の数 ×1.5	地権者または筆数 ×1.5	発掘調査 ×1.0		
1 浦添墓地公園内	10.00	4.00	6.00	8.88	2.46	3.00	2.85	3.00	4.50	2.00	46.69	1
2 当山の市街化調整区域	7.50	6.00	6.00	4.40	6.00	3.00	3.09	4.50	2.25	1.00	43.74	3
3 西原の墓地集積地	1.25	2.00	6.00	4.00	2.46	1.50	3.33	1.50	1.50	2.00	25.54	8
4 南第一土地区画整理地内	1.25	4.00	5.90	3.78	8.46	4.50	3.07	1.50	4.50	3.00	39.96	6
5 伊祖の墓地集積地	1.25	2.00	4.48	3.92	2.46	1.50	2.81	1.50	1.50	2.00	23.42	9
6 クルマエビ養殖場跡地	7.50	2.00	6.00	5.02	8.46	1.50	3.56	4.50	3.00	3.00	44.54	2
7 シリン川沿い	7.50	2.00	6.00	6.00	3.38	3.00	3.33	3.00	1.50	1.00	36.71	7
8 小湾川河口周辺	7.50	2.00	6.00	3.42	8.46	1.50	3.00	4.50	2.25	3.00	41.63	4
9 前田公務員宿舎	1.25	6.00	6.00	2.88	8.46	4.50	3.20	1.50	3.75	3.00	40.54	5

## (2) 区画割されたお墓について

## 1) まちづくりとの整合性

評価基準：用途地域指定の有無

設定理由：用途地域は機能的な都市活動の推進及び良好な都市環境の形成を図る制度である。

墓地又は納骨堂は都市計画に支障をきたす恐れがあるため、適した地域を選定する必要があるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
まちづくりとの整合性	現段階におけるまちづくりとの整合性(都市計画図より) 3：市街化調整区域 2：工業地域 1：商業地域・住居地域		× 2.5	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内		×	×	×
2. 当山の市街化調整区域	都市計画図において、「市街化調整区域」の位置づけとなっている	3.00	2.5	7.50
3. 西原の墓地集積地	都市計画図において、「住居地域」の位置づけとなっている	0.50	2.5	1.25
4. 南第一土地区画整理地内		×	×	×
5. 伊祖の墓地集積地		×	×	×
6. クルマエビ養殖場跡地	都市計画図において、「市街化調整区域」の位置づけとなっている	3.00	2.5	7.50
7. シリン川沿い	都市計画図において、「市街化調整区域」の位置づけとなっている	3.00	2.5	7.50
8. 小湾川河口周辺	都市計画図において、「市街化調整区域」の位置づけとなっている	3.00	2.5	7.50
9. 前田公務員宿舎	都市計画図において、「住居地域」の位置づけとなっている	0.50	2.5	1.25

注：区画割されたお墓内にも施設型共同墓（納骨堂）を造るため、西原の墓地集積地、前田公務員宿舎の2地区は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域であり、納骨堂建設にあたり建築基準法上の規制がかかる可能性があるため0.5点とした。

2) 幹線道路

評価基準：幹線道路の整備状況

評価方法：浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条及び第15条の規定により、墓地又は納骨堂へは管理事務所及び便所等を設置しなければならない。建築基準法第42条及び第43条の規定により、管理事務所及び便所等の建築物を設置する場合は、4m以上幅員の指定された道路へ接続しなければならないため、新たに道路整備が必要になった場合は、事業スケジュールや事業費へ影響がある。

また、幹線道路の整備状況は、歩行者の安全確保、渋滞の緩和など、周辺住民の生活環境への負荷に関係するため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
幹線道路	3：建築基準法上の道路と接しており、かつ歩道が整備されている道路 2：建築基準法上の道路と接しているが、歩道は整備されていない道路 1：新たな道路基盤の整備が必要		× 2.0	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内		×	×	×
2. 当山の市街化調整区域	伊祖前田線に関しては、幅員11メートルある。(歩道あり)浦西中学校の裏門に繋がる道路も11メートルとなっている	3.00	2.0	6.00
3. 西原の墓地集積地	当該地は、建築基準法の道路に接道していない。したがって、新たに基盤整備が必要になる	1.00	2.0	2.00
4. 南第一土地区画整理地内		×	×	×
5. 伊祖の墓地集積地		×	×	×
6. クルマエビ養殖場跡地	入り口は市道港川2号線と接道しているが、入り口から当該地までは構内通路となり私有地である。よって、建築基準法の道路に接していない	1.00	2.0	2.00
7. シリン川沿い	当該地は、建築基準法の道路に道路と接道していない。したがって、新たに基盤整備が必要になる	1.00	2.0	2.00
8. 小湾川河口周辺	当該地は、建築基準法の道路に接していない。したがって、新たに基盤整備が必要になる	1.00	2.0	2.00
9. 前田公務員宿舎	県道38号線と接道している(歩道あり)	3.00	2.0	6.00

## 3) 必要敷地面積の確保

評価基準：区画割されたお墓を想定した公営墓地建設への必要敷地面積 60,000 m<sup>2</sup>の確保が可能か  
 設定理由：敷地面積が小さい場合、他予定候補地と分散して設置する必要があり、管理コストが増大するため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
必要敷地面積の確保	区画割されたお墓を想定した公営墓地を整備するのに必要な面積 (60,000 m <sup>2</sup> ) を満たせる規模の候補地を3点とし、その他は比例配点 (3点×当該候補地における整備可能率) ※ただし、10,000 m <sup>2</sup> 以下の候補地は対象外とする		× 2.0	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内	当該地の敷地面積は 6,080 m <sup>2</sup> (※3,630 m <sup>2</sup> 、2,450 m <sup>2</sup> ) であり、区画割されたお墓としては×	×	×	×
2. 当山の市街化調整区域	当該地の敷地面積は 70,770 m <sup>2</sup> であり、区画割されたお墓が可能。 区画割されたお墓に必要な面積が確保できるため3点	3.00	2.0	6.00
3. 西原の墓地集積地	当該地の敷地面積は 19,160 m <sup>2</sup> であり、区画割されたお墓に必要な面積の 31.9% (約 1,310 基分) が可能。 区画割されたお墓として、 $3 \times 19,160 / 60,000 = 0.96$ 点	0.96	2.0	1.92
4. 南第一土地区画整理地内	当該地の敷地面積は 2,950 m <sup>2</sup> であり、区画割されたお墓としては×	×	×	×
5. 伊祖の墓地集積地	当該地の敷地面積は 2,240 m <sup>2</sup> であり、区画割されたお墓としては×	×	×	×
6. クルマエビ養殖場跡地	当該地の敷地面積は 18,850 m <sup>2</sup> であり、区画割されたお墓に必要な面積の 31.4% (約 1,310 基分) が可能。 区画割されたお墓として、 $3 \times 18,850 / 60,000 = 0.94$ 点	0.94	2.0	1.89
7. シリン川沿い	当該地の敷地面積は 32,830 m <sup>2</sup> であり、区画割されたお墓に必要な面積の 54.7% (約 2,320 基分) が可能。 区画割されたお墓として、 $3 \times 32,830 / 60,000 = 1.64$ 点	1.64	2.0	3.28
8. 小湾川河口周辺	当該地の敷地面積は 19,690 m <sup>2</sup> であり、区画割されたお墓に必要な面積の 32.8% (約 1,390 基分) が可能。 区画割されたお墓として、 $3 \times 19,690 / 60,000 = 0.98$ 点	0.98	2.0	1.97
9. 前田公務員宿舎	当該地の敷地面積は 46,890 m <sup>2</sup> であり、区画割されたお墓に必要な面積の 78.1% (約 3,310 基分) が可能。 区画割されたお墓として、 $3 \times 46,890 / 60,000 = 2.34$ 点	2.34	2.0	4.69

注：1. 墓地公園、4. 南第一土地区画整理地内、5. 伊祖の墓地集積地は敷地規模が小さいため評価の対象外とする。

4) 用地取得費

評価基準：用地取得概算費用

設定理由：用地取得費は事業費へ影響があるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
用地取得費	区画割されたお墓を想定した公営墓地に必要な面積（注1）と路線価から用地取得概算費用を算出する。費用が最も低い候補地を3点とし、その他は比例配点（3点×最も低い用地取得概算費用／用地取得概算費用）		× 2.0	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内		×	×	×
2. 当山の市街化調整区域	区画割されたお墓を想定した公営墓地 $3 \times (36,000 \times 60,000) / (49,000 \times 60,000) = 2.20$ 点	2.20	2.0	4.40
3. 西原の墓地集積地	区画割されたお墓を想定した公営墓地 $3 \times (36,000 \times 60,000) / (54,000 \times 60,000) = 2.00$ 点	2.00	2.0	4.00
4. 南第一土地区画整理地内		×	×	×
5. 伊祖の墓地集積地		×	×	×
6. クルマエビ養殖場跡地	区画割されたお墓を想定した公営墓地 $3 \times (36,000 \times 60,000) / (43,000 \times 60,000) = 2.51$ 点	2.51	2.0	5.02
7. シリン川沿い	区画割されたお墓を想定した公営墓地 $3 \times (36,000 \times 60,000) / (36,000 \times 60,000) = 3.00$ 点	3.00	2.0	6.00
8. 小湾川河口周辺	区画割されたお墓を想定した公営墓地 $3 \times (36,000 \times 60,000) / (63,000 \times 60,000) = 1.71$ 点	1.71	2.0	3.42
9. 前田公務員宿舎	区画割されたお墓を想定した公営墓地 $3 \times (36,000 \times 60,000) / (75,000 \times 60,000) = 1.44$ 点	1.44	2.0	2.88

注1：評価条件をそろえるため、各候補地区の規模によらず、必要面積 60,000 m<sup>2</sup>を確保する際の用地費とした。

## 5) 敷地造成費

評価基準：敷地造成概算費用

設定理由：敷地の地形により施設建設の際、地盤改良等が必要となるなど、スケジュールや工事費に影響があるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
敷地造成費	地形から敷地造成費用（注1）を算定し、価格が最も低い候補地を3点とし、その他は比例配点 （3点×最も低い敷地造成概算費用／敷地造成概算費用） ※ただし、敷地造成費が掛らないと判断した場合は4.59点（注2）とする		× 2.0	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内		×	×	×
2. 当山の市街化調整区域	区画割されたお墓を想定した公営墓地 $3 \times (9,000 \times 60,000) / (17,000 \times 60,000) = 1.59$ 点	1.59	2.0	3.18
3. 西原の墓地集積地	区画割されたお墓を想定した公営墓地 $3 \times (9,000 \times 60,000) / (16,000 \times 60,000) = 1.69$ 点	1.69	2.0	3.38
4. 南第一土地区画整理地内		×	×	×
5. 伊祖の墓地集積地		×	×	×
6. クルマエビ養殖場跡地	区画割されたお墓を想定した公営墓地 埋立地のため敷地造成費はかからない	4.59	2.0	9.18
7. シリン川沿い	区画割されたお墓を想定した公営墓地 $3 \times (9,000 \times 60,000) / (9,000 \times 60,000) = 3.00$ 点	3.00	2.0	6.00
8. 小湾川河口周辺	区画割されたお墓を想定した公営墓地 傾斜が殆どなく、敷地造成費はかからないと判断した	4.59	2.0	9.18
9. 前田公務員宿舎	区画割されたお墓を想定した公営墓地 既存、住宅団地でありそのままの活用が可能と判断した	4.59	2.0	9.18

注1：評価条件をそろえるため、各候補地区の規模によらず、必要面積 60,000 m<sup>2</sup>を確保する際の造成費とした。

注2：敷地造成単価の安いシリン川（9,000円）と高い当山の市街化調整区域（17,000円）の価格と基礎点の関係から、4.59点とした。

※金額差：17,000－9,000＝8,000、基礎点差：3.00－1.59＝1.41　8,000円の増額で1.41点減少となる。造成費なし（0円）の場合、シリン川沿いより9,000円安くなる。

よって、8,000：1.41＝9,000：x、x＝1.59である。9,000円の減額では1.59点増となる。これより、造成費がかからないとした地区は、3.00＋1.59＝4.59点とした。

6) ライフラインコスト（上下水道・電気）

評価基準：上下水道及び電気供給の有無

設定理由：浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条及び第15条の規定により、墓地又は納骨堂へは管理事務所、便所及び給水設備を設置しなければならず、上下水道・下水道・電力の確保の容易性は、事業費へ影響があるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
ライフラインコスト（上下水道・電気）	候補地区の区域までライフラインが接続されているか判断 3：上下水道及び電気供給が整備済み 2：上下水道及び電気供給が一部未整備 1：上下水道及び電気供給が未整備		× 1.5	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内		×	×	×
2. 当山の市街化調整区域	上下水道及び電気供給は整備済みだが、下水道が未整備	2.00	1.5	3.00
3. 西原の墓地集積地	道路が未整備であるため、ライフラインが整備されていない	1.00	1.5	1.50
4. 南第一土地区画整理地内		×	×	×
5. 伊祖の墓地集積地		×	×	×
6. クルマエビ養殖場跡地	道路が未整備であるため、ライフラインが整備されていない	1.00	1.5	1.50
7. シリン川沿い	道路が未整備であるため、ライフラインが整備されていない	1.00	1.5	1.50
8. 小湾川河口周辺	道路が未整備であるため、ライフラインが整備されていない	1.00	1.5	1.50
9. 前田公務員宿舎	上下水道及び電気供給が整備済み	3.00	1.5	4.50

## 7) 地域の理解度

評価基準：墓地又は納骨堂受け入れに対する地域住民の理解度

設定理由：地域住民の理解の度合いの高さは、事業成立の基本であるとともに、事業スケジュールに影響を与えるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
地域の理解度	3点×アンケートに問4（居住地周辺への公営墓地建設について）「1 全く問題ない」及び「条件が満たされるのであれば問題ない」と答えた割合		× 1.5	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内		×	×	×
2. 当山の市街化調整区域	区画割されたお墓 (3×11/16) = 2.06点	2.06	1.5	3.09
3. 西原の墓地集積地	区画割されたお墓 (3×37/50) = 2.22点	2.22	1.5	3.33
4. 南第一土地区画整理地内		×	×	×
5. 伊祖の墓地集積地		×	×	×
6. クルマエビ養殖場跡地	区画割されたお墓 (3×34/43) = 2.37点	2.37	1.5	3.56
7. シリン川沿い	区画割されたお墓 (3×37/50) = 2.22点	2.22	1.5	3.33
8. 小湾川河口周辺	区画割されたお墓 (3×14/21) = 2.00点	2.00	1.5	3.00
9. 前田公務員宿舎	区画割されたお墓 (3×32/45) = 2.13点	2.13	1.5	3.20

## ※アンケート集計結果

		全く問題ない	条件が満たされるのであれば問題ない	条件にかかわらず反対	わからない	その他	無回答	合計
1	仲間	2 4.9%	24 58.5%	7 17.1%	6 14.6%	0 0.0%	2 4.9%	41 100.0%
2	当山	0 0.0%	11 68.8%	4 25.0%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%
3	西原	8 16.0%	29 58.0%	7 14.0%	4 8.0%	1 2.0%	1 2.0%	50 100.0%
4	経塚	3 13.6%	12 54.5%	3 13.6%	2 9.1%	2 9.1%	0 0.0%	22 100.0%
5	伊祖	4 7.1%	31 55.4%	11 19.6%	10 17.9%	0 0.0%	0 0.0%	56 100.0%
6	牧港	5 11.6%	29 67.4%	5 11.6%	2 4.7%	0 0.0%	2 4.7%	43 100.0%
7	港川	4 8.0%	33 66.0%	6 12.0%	6 12.0%	0 0.0%	1 2.0%	50 100.0%
8	勢理客	4 19.0%	10 47.6%	4 19.0%	3 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	21 100.0%
9	前田	3 6.7%	29 64.4%	9 20.0%	4 8.9%	0 0.0%	0 0.0%	45 100.0%

8) 周辺地域における人家等の数

評価基準：予定候補地から 100m 範囲内の人家等の数

設定理由：浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条及び第 8 条の規定により、100m 以内に建物（公園、学校、保育所、病院、公共的施設又は人家等）がある場合は、これら建物の所有者、管理者及び居住者に対し、説明会を実施し、墓地建設計画へ意見の申出があった場合は、協議をしなければならないため。

※浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例第 7 条の規定により、墓地予定地に接する土地の所有者、当該土地に存する建物の所有者、管理者及び居住者並びに自治会の長に対し、説明会を実施し、墓地建設計画について協議しなければならない。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
周辺地域における人家等の数	人家の数により事業の難易度が高くなることから、下記の配点とした 3：0～10軒 2：11～100軒 1：101軒以上		× 1.5	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内		×	×	×
2. 当山の市街化調整区域	区画割されたお墓 人家数が 73 軒であることから、2.00 点	2.00	1.5	3.00
3. 西原の墓地集積地	区画割されたお墓 人家数が 378 軒であることから、1.00 点	1.00	1.5	1.50
4. 南第一土地区画整理地内		×	×	×
5. 伊祖の墓地集積地		×	×	×
6. クルマエビ養殖場跡地	区画割されたお墓 人家数が 1 軒であることから、3.00 点	3.00	1.5	4.50
7. シリン川沿い	区画割されたお墓 人家数が 15 軒であることから、2.00 点	2.00	1.5	3.00
8. 小湾川河口周辺	区画割されたお墓 人家数が 3 軒であることから、3.00 点	3.00	1.5	4.50
9. 前田公務員宿舎	区画割されたお墓 人家数が 431 軒であることから、1.00 点	1.00	1.5	1.50

## 9) 地権者または筆数

評価基準：地権者又は筆数の状況

設定理由：予定候補地の地権者やその筆数により、用地取得に係る難易度及び事業スケジュールへ影響があるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
地権者	地権者配点：地権者の種類 3：浦添市 2：国、県 1：個人  筆数配点：筆数により事業の難易度が変わることから、以下の配点とした 3：1人 2：2～50人 1：51人以上  ((地権者配点+筆数配点) / 2)		×	1.5

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内		×	×	×
2. 当山の市街化調整区域	区画割されたお墓 地権者数は109人であることから、 (1+1) ÷ 2 = 1.00点	1.00	1.5	1.50
3. 西原の墓地集積地	区画割されたお墓 地権者数は115人であることから、 (1+1) ÷ 2 = 1.00点	1.00	1.5	1.50
4. 南第一土地区画整理地内		×	×	×
5. 伊祖の墓地集積地		×	×	×
6. クルマエビ養殖場跡地	区画割されたお墓 地権者数は1人であることから、 (1+3) ÷ 2 = 2.00点	2.00	1.5	3.00
7. シリン川沿い	区画割されたお墓 地権者数は108人であることから、 (1+1) ÷ 2 = 1.00点	1.00	1.5	1.50
8. 小湾川河口周辺	区画割されたお墓 地権者数は18人であることから、 (1+2) ÷ 2 = 1.50点	1.50	1.5	2.25
9. 前田公務員宿舎	区画割されたお墓 地権者数は1人であることから、 (2+3) ÷ 2 = 2.50点	2.50	1.5	3.75

10) 発掘調査

評価基準：埋蔵文化財の発掘調査規模

設定理由：遺跡等の有無により保全の必要性など、事業スケジュールや事業費へ影響があるため。

評価項目	評価方法	基礎点	重み付け	配点
発掘調査	3：文化財調査は不必要 2：文化財調査は必要であるが、現段階において文化財は確認されていない 1：文化財調査が必要で、現段階においても文化財に確認されている		× 1.0	

候補地区	評価	基礎点	重み付け	配点
1. 浦添墓地公園内		×	×	×
2. 当山の市街化調整区域	埋蔵文化財包蔵地であり、文化財調査が必要である ・国指定史跡普天満参詣道、当山東原遺跡、古屋敷跡、西原の古島、当山ガー、ウフガー	1.00	1.0	1.00
3. 西原の墓地集積地	埋蔵文化財包蔵地ではないが、文化財調査は必要である	2.00	1.0	2.00
4. 南第一土地区画整理地内		×	×	×
5. 伊祖の墓地集積地		×	×	×
6. クルマエビ養殖場跡地	埋蔵文化財は所在しない	3.00	1.0	3.00
7. シリン川沿い	埋蔵文化財包蔵地であり、文化財調査が必要である ・城間東空寿古墳群	1.00	1.0	1.00
8. 小湾川河口周辺	埋蔵文化財は所在しない	3.00	1.0	3.00
9. 前田公務員宿舎	埋蔵文化財は所在しない	3.00	1.0	3.00

検討の結果、区画割されたお墓を想定した公営墓地の候補地順位は、1位「クルマエビ養殖場跡地」、2位「前田公務員宿舎」、3位「当山の市街化調整区域」となった。

■ 予定候補地点数一覧

候補地 (重み付け)	評価項目										合計	順位
	まちづくりとの整合性 ×2.5	幹線道路 ×2.0	敷地面積 ×2.0	用地取得費 ×2.0	敷地造成費用 ×2.0	ライフラインコスト(上下水道・電気) ×1.5	地域の理解度 ×1.5	周辺地域における人家等の数 ×1.5	地権者または筆数 ×1.5	発掘調査 ×1.0		
1 浦添墓地公園内	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
2 当山の市街化調整区域	7.50	6.00	6.00	4.40	3.18	3.00	3.09	3.00	1.50	1.00	38.67	3
3 西原の墓地集積地	1.25	2.00	1.92	4.00	3.38	1.50	3.33	1.50	1.50	2.00	22.38	6
4 南第一土地区画整理地内	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5 伊祖の墓地集積地	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
6 クルマエビ養殖場跡地	7.50	2.00	1.89	5.02	9.18	1.50	3.56	4.50	3.00	3.00	41.14	1
7 シリン川沿い	7.50	2.00	3.28	6.00	6.00	1.50	3.33	3.00	1.50	1.00	35.11	5
8 小湾川河口周辺	7.50	2.00	1.97	3.42	9.18	1.50	3.00	4.50	2.25	3.00	38.32	4
9 前田公務員宿舎	1.25	6.00	4.69	2.88	9.18	4.50	3.20	1.50	3.75	3.00	39.95	2



## 第7章

# 公営墓地整備基本方針



## 第7章 公営墓地整備基本方針

### 1 公営墓地整備の考え方

#### 1. 公営墓地の役割

既存の公営墓地の現状や市内の法人墓地の空き状況などから、現在、市民の墓地需要に  
応えられる状況にはなっていない。これらの墓地需要に対応するため新たに公営墓地の整  
備を行うものとする。

また、浦添市墓地基本計画では、墓地施策の柱として個人墓地禁止区域の拡大を掲げて  
おり、その推進にも公営墓地の整備は必須である。

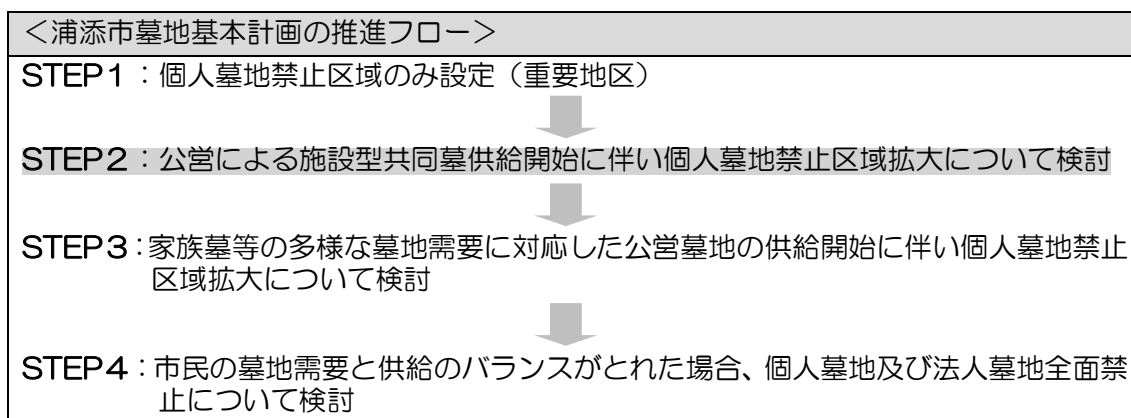
これらを踏まえ、浦添市の公営墓地の役割を整理する。

#### ①市民のニーズに対応した公営墓地

- ・公営墓地を必要と感じる市民の声は多い。（※アンケートでは 85.3%の方が整備すべ  
きと答えている）個々が求める墓地の形態は各々で異なるが、区画割されたお墓から  
施設型共同墓へ需要の移行が見られる。そのため、市民ニーズの多様化や変化を踏ま  
える必要がある。
- ・安価でお墓を取得したいとの市民意向は強い。使用料や管理料を安価にしていくため  
に、事業費や維持管理費を抑えるものとする。
- ・承継者の不在など、現代の動向から今後無縁化するお墓が増える可能性がある。承継  
者がいなくても安心して利用できる制度を確立する。
- ・公共施設である公営墓地は、多くの市民が利用できるよう公平性を確保する必要があ  
る。また、将来にわたって多くの市民が利用できるよう効率の良い運用を行う。

#### ②墓地施策の実施に資する公営墓地

- ・浦添市の墓地施策は、公営墓地の整備とあわせ個人墓地禁止区域の拡大を行うとして  
おり、墓地施策の推進に向けて公営墓地の整備は欠かせないものである。
- ・浦添市墓地基本計画では、STEP1～STEP4 の段階を経て個人墓地禁止区域の拡大を  
推進するものとし、各段階において施設型共同墓、家族墓等の多様な墓地需要に対応  
した公営墓地（区画割されたお墓を想定した公営墓地）の供給が必要とされる。



### ③まちづくりに貢献する公営墓地

- ・墓地は一度造られると撤去が困難で、しかも、墓地の需要は永続的に発生する。地域の大半が市街化している本市において、現在の主流である家族墓などの用地を永続的に確保することは困難である。将来において計画的なまちづくりを行うためにも、市域に散在する個人墓地を抑制する必要がある、公営墓地の整備はそのためにより不可欠なものである。
- ・市内に点在する個人墓地は、今後承継者不在になる可能性があり、これら墓地の移転先としても公営墓地を活用する。

## 2. 公営墓地のあり方

### ①市民の墓地に対する意識の喚起

- ・市内にある既存墓は、家族墓が多く規模は10～20㎡が主流であるが、平成23年度のアンケート調査と平成25年度に行ったアンケート調査を比較すると、家族墓などの区画割されたお墓から納骨堂などの施設型共同墓へと需要が移行しつつある。
- ・区画割されたお墓の規模も縮小傾向にあり、合葬に対する意識も高まりつつあるなど、市民の墓地に対する意識の変化が見られる。
- ・一方で、従来の家族墓を望む方も多く、このような墓地の規模縮小や効率的な活用の流れを推進するモデルとして、公営墓地を整備する。

### ②周辺環境への配慮

- ・沖縄県では、墓地は比較的身近な存在として認知されてきたが、特に維持管理が十分でない墓地などは環境衛生上の問題が指摘されており、新たに造られる墓地に対しては、近隣住民の抵抗は小さくない。
- ・公営墓地の整備にあたっては、バッファゾーンとしての緑地を十分に確保するなど周辺地域への配慮を行う。
- ・本市の条例（浦添市墓地等の経営の許可に関する条例）では、個々に区画割されたお墓を想定した霊園には区域の30%以上の緑地を確保するとしており（※施設型共同墓については緑地について相応の配慮をすることとなっている）公営墓地整備に伴い緑地の保全や創出への貢献も期待される。

## 2 公営墓地整備の基本方針

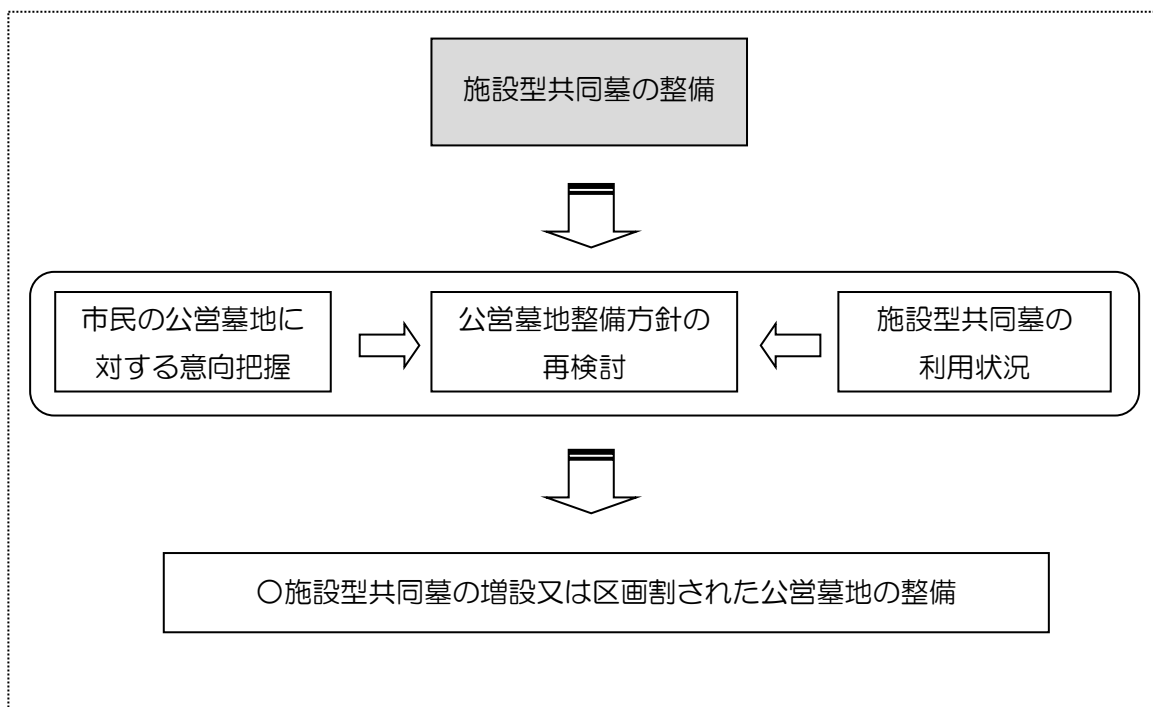
### 1. 段階的な公営墓地の整備

浦添市墓地基本計画では、公営墓地の整備を進めるにあたっては、短期的な対応として比較的小さな面積で多くの遺骨を収容できる施設型共同墓を整備することに伴い、個人墓地禁止区域の拡大を検討していくとの方針が示されていた。加えて、今回の市民アンケートの結果、市民の墓地需要は過渡期にあり、区画割されたお墓から施設型共同墓へと移行しつつあることが確認された。そのため、浦添市墓地基本計画に則り、施設型共同墓を整備することとする。

区画割されたお墓を想定した公営墓地については、大規模な用地が必要であり、かつ莫大な費用を要するため、施設型共同墓の利用状況を見ながら再度需要を見極め、長期的な視点での整備を検討する。

○施設型共同墓を整備する。

#### ■公営墓地整備の推進フロー



## 2. 施設型共同墓の整備方針

施設型共同墓の整備にあたっては、需要調査や市民意向、事例調査等を踏まえ、以下の考え方にに基づき整備を行う。

- ①施設の耐用年数を60年と想定し、納骨壇に概ね30年間（最大33回忌）収蔵後、合葬するものとする。
- ②30年間の施設型共同墓における需要3,464基（当初からの合葬あり）を収容する施設を整備する。
- ③参拝形式は、使用する納骨壇の前で参拝する方法も考えられるが、スペースを有効に活用するため共同参拝とする。
- ④利用期間終了後は合葬することを原則とした、屋外型納骨壇（樹木葬・花葬）の整備についても検討を行う。
- ⑤「浦添市墓地等の経営の許可に関する条例」に定める基準に基づき、駐車場等の付帯施設を確保する。
- ⑥周辺環境に配慮し中高木類の樹木を配置するとともに、高い建築物、大きな建築物にならないよう地下施設を基本とする。
- ⑦施設の主要部となる収蔵室は、地下に設けることも考えられる。その場合、地上部には共同参拝所及びモニュメントを設ける。
- ⑧浦添市民が利用したいと思える、意匠形態とし市民に支持されるデザインに努める。
- ⑨高齢者が利用しやすいようバリアフリーに努める。
- ⑩30年を超える永続的な市民の墓地需要に応えられる管理・運営形態とする。

## 3. 管理・運営の方針

使用料及び管理料は、受益者負担の原則に基づき算定する。しかしながら安価でお墓を得たいとの市民意向を踏まえ、建設コスト及び管理・運営コストの低減を図る。

墓地は誰も必要不可欠な施設である一方で、生活環境に近接して存在することが好まれない施設である。そのため、適切な施設管理に向け、管理業務を整理し運営手法を検討する。

また、中長期的かつ安定的に墓地供給を行うために循環型墓地利用サイクル制度を導入するほか、将来的に生ずる課題として使用料や管理料の未納者対策・無縁化対策の検討を行う。

- 効率的な事務管理業務に努め、管理運営コストの低減を図る。
- 使用料や管理料の低減を図る。
- 受益者負担の原則に基づき、使用料や管理料の算定を行う。
- 適切な施設管理業務に努め、地域の生活環境を阻害しない施設とする。
- 中長期的かつ安定的に墓地供給を図る。

○施設型共同墓のイメージ（建築物形式）



○施設型共同墓のイメージ（モニュメント形式）



#### 4. 候補地

第6章で検討したように、9カ所の施設型共同墓の候補地の中から、各評価項目（まちづくりとの整合性等）に基づき順位付けした結果、浦添墓地公園内が第1有力候補地となった。浦添墓地公園内で整備ができるよう、関係機関との調整及び住民説明会等を実施していく。

○浦添墓地公園内を有力候補地として進める。



### 3 合意形成のための手法・手順

---

墓地は、誰もが必要不可欠な施設である一方で、生活環境に近接して存在することが好まれない施設である。そのため、候補地の選定については、地域住民の理解を得る必要がある。

今後は公営墓地を整備することにより、個人墓地を規制していく方針であり、公営墓地が個人墓地の代替施設となるため、整備する公営墓地は、広く市民から支持される必要がある。そのため、本計画を策定するにあたりパブリックコメントを実施したほか、今後は広報誌及びホームページにより広く情報提供を行い、施設のデザインなどについては、公募を行うことが考えられる。

整備する公営墓地は、市民からの理解を得るとともに支持を受け、市民と共に創る施設であることが望まれる。

#### (1) 住民説明会

住民説明会は、公営墓地整備候補地の住民に公営墓地整備の内容を説明し、整備への理解をいただくとともに、当該公営墓地整備に関し意見をいただき、その意見を考慮することにより、周辺環境へ配慮した整備をすることができる。

#### (2) パブリックコメント

パブリックコメントは、市が基本的な施策等に関する計画や条例等の策定前に、当該計画や条例等の公表及び意見の募集をすることにより、市民の意見を考慮しながら策定する仕組みのことである。そのため、本計画についてパブリックコメントを実施した。今後、浦添市墓園条例の改正時においても実施することが望ましい。

#### (3) 広報誌及びホームページによる情報提供

広報誌及びホームページは自治体の政策や事業、取り組みを市民に伝えることにより、市民と行政が情報を共有することを目的としている。広報うらそえは毎月発行されており、各家庭に配布されている。誌面に限りがあるが、広く市民へ情報提供することができる。

また、ホームページは市民自身が直接アクセスする必要があるが、タイムリーに情報発信ができるほか、大量の情報を提供することができる。そのため、広報誌及びホームページの双方を活用することにより、公営墓地整備の計画や進捗状況を広くまた詳しく市民へ情報提供をすることができる。

#### (4) 公募によるデザインの募集

施設型共同墓のモニュメントは、当該墓のシンボルとなるため、市民へ広くデザインの公募などを行うことが考えられる。



参考

今後の検討事項



# 参考 今後の検討事項

## 1 施設型共同墓の整備

### (1) 各施設の検討課題

下記のような施設を整備することが考えられ、その規模・配置などについては慎重な検討を要す。

#### ①収蔵室について

- ・納骨壇は、ロッカー式と棚式の双方を整備することが考えられる。
- ・スペースを最大限に活用するために、移動式の納骨壇も検討する。

#### ②合葬室について

- ・合葬室は、納骨壇へ収蔵した骨壺数がそのままスライドする他、当初からの合葬を望む方も多いため、相当面積の収蔵スペースが必要となる。

#### ③共同参拝所について

- ・共同参拝所は、清明祭など特定の時期に参拝が集中することが予想されることから、複数の方が一度に参拝できるよう十分なスペースを確保することが望まれる。
- ・モニュメントや安置記名版の設置を検討する。

#### ④個別参拝室について

- ・納骨や合葬する際（法事）に利用できる個別参拝室の設置について検討する。

#### ⑤駐車場について

- ・規則に適合する駐車スペースの確保が求められる。
- ※駐車場の確保については、駐車場を利用する時期が清明祭などの限られた期間であることから、近隣で行政が管理する施設の駐車場がある場合には、共同利用することも考えられる。

#### ⑥その他施設・設備（管理事務所・便所・給水施設、ごみ保管設備、東屋、緑地）

- ・参拝者の利便性を図るため、管理事務所・便所・給水設備、ゴミ保管設備、東屋等の必要な施設や設備を備える。
- ・適切に緑地を配置し、周辺環境へ配慮する。

#### ⑧屋外型納骨壇（樹木・花壇葬）

- ・今後、需要が増えると思われる屋外型納骨壇（樹木・花壇葬）について検討する。

## 2 管理・運営

### (1) 管理業務と運営手法

#### 1) 管理業務

管理業務には事務管理業務と施設管理業務がある。

事務的業務は墓地使用者の決定（使用許可）、使用取り消し（許可取消し）などの行政処分を含む業務のほか、個人情報を取り扱う業務があり、施設管理業務は清掃・草刈り、警備などである。

一般的な墓地管理業務（出典：「第24回墓地管理講習テキスト」（財：全日本墓苑協会））

事務管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地使用者の決定及び使用取り消し等の手続き</li> <li>・墓地使用権の承継、名義人氏名、住所変更、許可照明発行等の手続き</li> <li>・埋葬（納骨）等に伴う各種証明書の発行等の手続き</li> <li>・管理料請求収納手続き、滞納管理料の管理・対策</li> <li>・住所不明者の追跡調査</li> <li>・建墓工事等の審査・確認</li> <li>・無縁墳墓の改葬手続き</li> </ul>
施設管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地等全域の点検見回り</li> <li>・共有部分の清掃、補修、改良工事の管理及びゴミ処理</li> <li>・植栽の剪定、除草等の植栽の管理</li> <li>・建築物の清掃、補修、改良工事の管理</li> <li>・害獣、害鳥、いたずら、犯罪等への対策・対応</li> <li>・事故、天災による被害等への対策・対応</li> </ul>

#### 2) 運営手法

運営手法は、市直営、市直営の一部業務委託、指定管理者制度の3つの手法が考えられるが、どの手法を用いるのが良いか様々な角度からの検討を要する。

指定管理者制度は、民間事業者の活力やノウハウを活用することで、管理・運営費の削減や使用者のニーズに対応した質の高いサービスの提供が期待できる制度である。しかし、公営墓地には、中長期的視野に立った墓地供給の安定性が求められていることに留意する必要がある。

運営手法	直 営	一部業務委託	指定管理者制度
性 格	市が、全般業務を行う。	民間が契約で定められた範囲の業務を行う。 ※行政処分の伴う業務は除く。	指定をうけた者（民間）が、管理権限の委任を受け全般又は一部を行う。 ※行政処分を伴う業務も可能。

## (2) 管理・運営の検討事項

施設型共同墓は、近年急速に広まってきたものであり、制度や仕組みは様々でまだ完全には確立されていない。施設型共同墓の管理運用等については、整備時までには先進自治体の事例を調査研究するとともに法的整理を行い、以下について十分に検討する必要がある。

### ①使用資格要件

使用資格者は、納税者である市民が原則となる。しかし、資格要件には様々なバリエーションが考えられる。

### ②利用者決定方法

利用者決定方法は、随時募集し、先着順に利用者を決定する方法と抽選が考えられる。

### ③使用権の承継

使用権の承継手続きは、無縁化問題に大きな影響を与える。

### ④使用期間

永代使用とするか、期間を設けるか。アンケート結果では、希望する使用期間について、使用期限を設けない永代使用したいとの意見が最も多く寄せられた一方、合葬についても肯定的な意見も多く寄せられた。

### ⑤使用料

公営墓地を利用する方がいる一方、利用しない方もいる。そのため、使用料は負担の公平性を図る観点から、受益者負担を原則とする。納骨壇の形態、使用期間それから当初からの合葬など様々なバリエーションがある中で、それぞれの使用料をどの程度に設定するかは、慎重な検討を要する。なお、合葬制度はスペースを有効に活用できる方法であり、需要を喚起させるためにも使用料を安く設定（使用期間終了後の合葬は無料）することも考えられる。

### ⑥管理料

納骨堂などの施設型共同墓では、管理料を徴収していないケースが主である。しかし、横浜メモリアルグリーンの合葬式樹木型納骨施設や合葬式慰霊碑型納骨施設では、受益者負担の適正化の観点から管理料を徴収している。その算定は、維持管理費から算定する。（管理料を使用料に含めている場合もある）

### ⑦参拝方式

参拝形式は、スペースを有効に活用するため、個々に納骨壇（遺骨）の前での参拝は行わず（収蔵室や合葬室への立入り制限）、共同参拝とする。

⑧収蔵方式

収蔵方式は、納骨壇の棚式、ロッカー式（骨壺1口（個）用・骨壺2口（個）用）及び合葬の3つの方法が考えられる。

⑨合葬方法

合葬は、遺骨を骨壺から納骨袋に移し替えて行う。合葬は、衛生及び安全面から係員が執り行う（合葬室への立入り制限）。他の遺骨と一緒に合葬するため、合葬後の遺骨の返還はできないとする。

⑩記名版

安置されている方を記載する記名版の設置を検討する。

<管理・運営に係る主な検討事項>

項目	検討内容	
①使用資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在住期間</li> <li>・ 市外民のケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生前使用許可の是非、条件</li> </ul>
②利用者決定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抽選の頻度</li> <li>・ 優先枠の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随時募集枠の有無</li> </ul>
③使用权の承継	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用权の生前承継</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承継者の範囲</li> </ul>
④使用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用期間の種類</li> <li>・ 更新制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合葬のタイミング</li> <li>・ 遺骨の返還</li> </ul>
⑤使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減免措置の有無</li> </ul>
⑥管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理料の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理料額</li> </ul>
⑦参拝方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別参拝室利用料額</li> </ul>	
⑧収蔵方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収蔵位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料の返還</li> </ul>
⑨合葬方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承諾書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思確認方法</li> </ul>
⑩記名版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記名内容</li> <li>・ 生前記名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記名料額</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁止行為</li> <li>・ 開館時間、休館日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用許可の取消</li> <li>・ 行政罰（過料）</li> </ul>

### (3) 循環型墓地利用サイクル制度

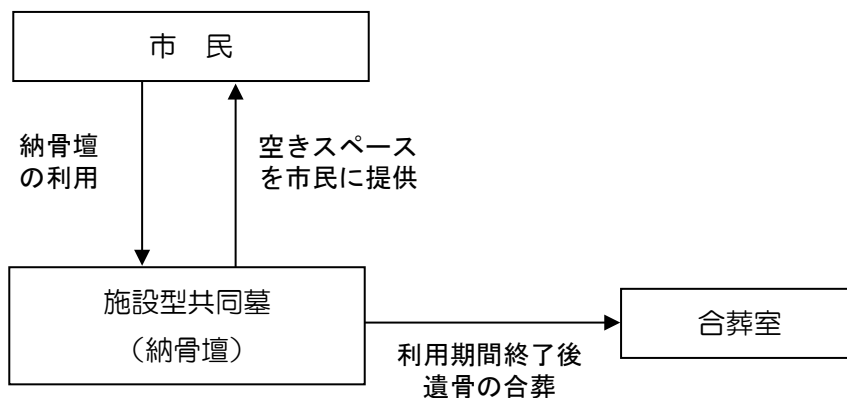
市民の墓地需要に対しては、原則、本市（地方公共団体）が応えることが望まれる。しかしながら永続的に市民の墓地需要に応えることのできる墓地用地の確保は難しいため、公営墓地の有効活用を図る必要がある。その方策として、公営墓地の使用期間に一定の期限を設け、使用期間終了後、遺骨を合葬し、空いたスペースを次の市民に提供する循環型墓地利用サイクル制度を構築する必要がある。

アンケート調査では、公営墓地を希望すると答えた方等の合葬への意識は高く、「賛成」又は「必要な制度」と答えた方は67.1%、「反対」は6.8%となっている。

墓地の経営については、厚生労働省生活衛生局通知「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日生衛発第1764号）により、「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則となっており、……地方公共団体が行うのが望ましい理由は、墓地については、その公共性、公益性にかんがみ、住民に対する基礎的サービスとして需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましいと考えられること、将来にわたって安定的な（破綻の可能性がない）運営を行うことができ、住民がより安心して利用できることである。」との指針が示されている。

#### <循環型墓地利用サイクル制度のフロー>

##### ○施設型共同墓



#### <循環型墓地利用サイクル制度の実現に向けて>

契約時における使用者への周知徹底、条例や契約書への明文化のほか、合葬のスムーズな実施が重要となる。そのため、納骨壇の使用期間経過後は原則、合葬とする。ただし、使用者によっては、「故人の遺骨を引き続き納骨壇に収蔵したい」「他の場所に改葬したい」など意向が変化することも想定される。合葬後の遺骨の返還は難しいことから、合葬時には、使用者へ意思確認を行うことが望ましい。

使用者への意思確認は、納骨した時から年数を経過していることも想定されることから、合葬時点における実際の使用者（祭祀承継者）の把握がポイントとなる。

その対策として、定期的に使用者の所在確認を行うことが考えられる。

(4) 使用料や管理料の未納者対策・無縁化対策

公営墓地の公平かつ効率的な運営を行うためには、使用料・管理料の未納者問題や無縁化問題への対策が求められる。

これらの問題への対策としては、以下の対策案が考えられるが、その実施については一部、法的な整理を含め、慎重な検討が求められる。

1) 対策案

対策案	内 容
①広報	清明祭（シーミー）や旧暦の七夕などお墓参りをするタイミングで広報誌やホームページ、また公営墓地へ看板を設置し、使用者（祭祀承継者）の変更がある場合は、届け出るよう広報する。
②生前承継	生前でも使用権の承継手続きを可能にする。
③承継手続き窓口の拡大	使用権の承継手続きを役所窓口だけではなく、公営墓地の管理事務所でも行えるようにし、利便性の向上を図る。
④管理料	<p>&lt;年間管理料&gt; 年間管理料を導入し、納付書を送付することにより、住居移転がないか確認がとれる。また、納付書とともに承継手続きに関する発行物や手続き書類等を同封する。 ※ただし、管理料の未納問題が発生する可能性がある。</p> <p>&lt;管理料の一括支払い&gt; 管理料を、使用料と同様に使用開始時に徴収することにより、未納問題を解決できる。 ※ただし、無縁化問題が発生する可能性がある。</p>
⑤期限付き使用権	期限付き使用権とすることで、利用期間終了後は合葬されることにより、無縁化を防止することができる。また、更新の場合も使用者（祭祀承継者）が確認できる。
⑥使用許可取消	使用料や複数年にわたる管理料の未納付は、使用許可の取り消しや遺骨を合葬することにより、未納付の防止が出来る。
⑦承諾書	遺骨及び骨壺には、所有権が存在し、民法で定めている所有権の時効は 20 年である。そのため、使用開始時には、使用期間終了後、または使用料や複数年にわたる管理料の未納付があった場合は合葬の合意及び所有権を放棄する旨の承諾書をとる。

資料編



## 資料編

### 1 委員会、部会名簿

#### <浦添市墓地行政検討委員会>

	氏名	所属・職名
1	だ な まさゆき 田 名 真 之	沖縄国際大学 総合文化学部 社会文化学科 教授
2	つみ じゅんいちろう 堤 純 一 郎	琉球大学 工学部 環境建設工学科 教授
3	かみやま こうせい 神 山 高 成	浦添市自治会長会 副会長
4	なかにし いくよ 仲 西 郁 代	浦添市婦人連合会 会長
5	またよし たけいち 又 吉 武 市	浦添市老人クラブ連合会 副会長
6	おおしろ ちえみ 大 城 千 栄 美	浦添市 市民部長
7	のぐち ひろゆき 野 口 広 行	浦添市 企画部長
8	う ね ひろし 宇 根 弘	浦添市 都市建設部長

#### <浦添市墓地行政検討部会>

	氏名	所属・職名
1	大 城 千 栄 美	市民部長（部会長）
2	大 城 博 郎	環境保全課長（副部会長）
3	上 間 尚 二	総務課長
4	伊 波 隆	企画課長
5	宮 城 剛	都市計画課長
6	登野城 寛	景観まちづくり室長
7	城 間 繁 一	美らまち推進課長
8	親 泊 勲	建築課長
9	宮 平 敦	区画整理課長
10	安 里 宗 健	道路課長
11	新 川 謙	下水道課長
12	松 川 章	文化課長

## ＜浦添市墓地行政作業部会＞

	氏名	所属・職名
1	外間 修	環境保全課 環境保全係長（作業部会長）
2	石川 純一	総務課 管財係長
3	仲村 正夫	企画課 企画係技査
4	又吉 昭文	都市計画課 都市計画係技査
5	内間 尚史	景観まちづくり室 景観まちづくり技査
6	又吉 敏明	美らまち推進課 花・みどり推進係長
7	山川 義史	建築課 審査係技査
8	比嘉 徹	区画整理課 工事第1係長
9	玉盛 誠	道路課 維持管理係長
10	伊波 光男	下水道課 維持管理係長
11	渡久地 政嗣	文化課 文化財係長

## 2 規則、要綱

---

### (1) 浦添市墓地行政検討委員会規則

(平成 23 年 3 月 29 日規則第 10 号)

#### (趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和 47 年条例第 4 号）第 3 条の規定に基づき、浦添市墓地行政検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

【浦添市附属機関設置に関する条例（昭和 47 年条例第 4 号）第 3 条】

#### (任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に依りて、浦添市墓地基本計画について調査審議し、答申すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、墓地行政に関する事項について、調査審議すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議における審議の参考に供するため必要があると認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は市民部環境保全課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(浦添市墓地整備基本計画検討委員会規則の廃止)
- 2 浦添市墓地整備基本計画検討委員会規則(平成13年規則第9号)は、廃止する。  
(会議の招集に関する特例)
- 3 この規則の施行の後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## (2) 浦添市墓地行政検討部会設置要綱

### (設置)

第1条 浦添市の将来における望ましいまちづくり諸施策と併せた総合的な墓地行政の推進に必要な事項を検討するため、浦添市墓地行政検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 検討部会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 浦添市墓地基本計画について、必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に報告するものとする。
- (2) 浦添市公営墓地整備基本計画について、必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に報告するものとする。
- (3) 前号に掲げるもののほか、墓地行政に関する事項について、必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

### (組織)

第3条 検討部会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 検討部会に検討部会長（以下「部会長」という。）及び検討部会副部会長（以下「副部会長」）を置き、部会長に市民部長、副部会長に環境保全課長を充てる。
- 3 部会長は検討部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 検討部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 検討部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、会議における審議の参考に供するため必要があると認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

### (作業部会)

第5条 検討部会を補助するため検討部会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、検討部会における協議または審議を円滑に進行するための調査及び研究を担当し、その結果を検討部会へ報告する。
- 3 作業部会の委員は、別表第2に掲げる者をもって組織する。ただし、部会長が認める場合はその限りでない。
- 4 作業部会の会議は、検討部会の決定によるほか、必要に応じて部会長が招集する。
- 5 作業部会に作業部会長を置く。
- 6 作業部会長は、作業部会の会務を総理し、会議の運営を処務することとし、部会長の指名するものがこれを務める。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は市民部環境保全課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月24日から施行する。

別表第1「検討部会」(第3条関係)

検討部会委員	
所属	職名
市民部	部長
環境保全課	課長
総務課	課長
企画課	課長
都市計画課	課長
景観まちづくり室	室長
美らまち推進課	課長
建築課	課長
区画整理課	課長
道路課	課長
下水道課	課長
文化課	課長

別表第2「作業部会」(第5条関係)

作業部会委員	
所属	職名
環境保全課	係長級
総務課	係長級
企画課	係長級
都市計画課	係長級
景観まちづくり室	係長級
美らまち推進課	係長級
建築課	係長級
区画整理課	係長級
道路課	係長級
下水道課	係長級
文化課	係長級
その他市職員の中から部会長が指名した者	

